

弥富市バリアフリー基本構想



令和4(2022)年3月

弥 富 市

目 次

序 章 弥富市バリアフリー基本構想の概要	1
1 バリアフリー基本構想策定の背景と目的	1
2 バリアフリー基本構想策定の必要性	1
3 バリアフリー法の概要	2
4 バリアフリー基本構想の位置づけ	6
5 バリアフリー基本構想の計画期間	7
6 バリアフリー基本構想に明示すべき事項	8
第1章 弥富市バリアフリーに関する現状把握	10
1 基礎データの整理	10
(1) 本市の概況	10
(2) 高齢者や障がいのある方等の推移	11
(3) 公共施設等の分布状況	14
(4) 公共交通機関の現状	24
(5) 市街地再開発事業等の各種事業計画	28
2 本市におけるバリアフリーの現状	29
(1) 主要駅周辺の施設の立地状況	29
(2) バリアフリー状況	31
(3) 徒歩1km圏域内の生活関連施設状況等	32
3 関連法令及び上位・関連計画等の整理	41
(1) 関連法令	41
(2) 上位・関連計画	45
第2章 バリアフリー基本構想	52
1 バリアフリー基本構想の目標	52
2 バリアフリー基本構想の基本方針	53
第3章 移動等円滑化に関する問題点及び課題	54
1 アンケート調査	54
2 車いすを用いたまち歩き	72
3 アンケート調査及びまち歩き調査結果からの問題点や課題	75
第4章 重点整備地区の選定	76
1 重点整備地区の選定の考え方	76
2 重点整備地区の選定	78
(1) 重点整備地区の評価	78
(2) 重点整備地区の選定	78
(3) 重点整備地区候補地区	78
3 重点整備地区の位置及び区域	79

第5章 重点整備地区における移動等円滑化の基本的な方針	80
第6章 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路の選定	81
1 重点整備地区詳細調査	81
(1) 旅客施設のバリアフリー状況	81
(2) 道路等のバリアフリー状況	84
2 課題の整理	87
(1) 施設	87
(2) 道路	87
3 生活関連施設、生活関連経路の選定	88
(1) 生活関連施設	88
(2) 生活関連経路	90
第7章 重点整備地区バリアフリー整備計画	92
1 重点整備地区における整備方針	92
(1) 特定事業について	92
(2) 生活関連施設の移動等円滑化に関する基本的な考え方	93
(3) 生活関連経路の移動等円滑化に関する基本的な考え方	93
(4) 整備目標について	94
2 重点整備地区における整備目標	95
(1) 公共交通特定事業	95
(2) 道路特定事業	95
(3) その他の特定事業	96
(4) その他の事業（ハード対策）	96
(5) その他の事業（ソフト対策）	97
3 事業の実施主体及び整備目標	100
第8章 総合的なバリアフリーの展開に向けて	101
第9章 バリアフリー推進方策	103
1 市民、事業者、行政の役割	103
2 推進方策	104
参考資料	105
1 策定経過	105
2 弥富市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱	106
3 弥富市バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿	108
4 障がいをお持ちの方との意見交換会	109
5 用語解説	111

序 章 弥富市バリアフリー基本構想の概要

1 バリアフリー基本構想策定の背景と目的

■背景

我が国の高齢化は、急速な勢いで進行しています。弥富市も例外ではなく、65歳以上の高齢者の人口は、令和7（2025）年には、11,637人、令和22（2040）年には、13,055人と推計されており、高齢化率は令和7（2025）年には26.4%、令和22（2040）年には31.4%への上昇が見込まれています。

また、障がいのある方が障がいのない方と同じように生活し、活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下、障がいの有無に関わらずだれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が求められています。

さらに、身体の状況や年齢、性別、国籍などを問わず、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの理念が浸透し、だれもが安全・安心、快適に暮らせる環境づくりが求められています。

■目的

本市においてもバリアフリーの現状や、高齢者や障がいのある方等関係者のバリアフリーに関するアンケートやヒアリング調査、タウンウォッキング等を通じて「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正バリアフリー法）」に基づいた、「弥富市バリアフリー基本構想」の策定を行い、バリアフリーのまちづくりを推進することを目的とします。

2 バリアフリー基本構想策定の必要性

地域における高齢者や障がいのある方等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためには、日常生活や社会生活において利用する旅客施設、建築物等の生活関連施設及びこれらの間の経路を構成する道路や駅前広場等の施設について、一体的に移動等円滑化が図られていることが重要です。

特に、現在の弥富駅周辺エリアにおいては、歩道が未整備の状態であることに加え、JR・名鉄弥富駅の東西にある踏切道では、歩車分離がなされておらず、朝夕のラッシュ時には歩行者、自転車、自動車が錯綜し、大変危険な状態になっています。

また、高齢者や障がいのある方等が安心・安全に移動できない状況になっていることから、JR・名鉄弥富駅の自由通路や駅前広場の交通結節点整備などに加え、駅周辺の一体的な再編に向けたまちづくりの検討も同時に進めており、本市の玄関口にふさわしい整備を行っていくことが求められています。

以上のことと踏まえ、生活関連施設を結ぶ生活関連経路の面的・一体的なバリアフリー化を図り、高齢者や障がいのある方等が安心して快適に歩いて暮らせるまちづくりを推進していくため、バリアフリー基本構想の策定が必要です。

加えて、策定を進める上で、バリアフリー化に関する市民ニーズや現状を把握するために、市民アンケート、障がいのある方・高齢者団体等へのヒアリング調査を行う必要があります。

3 バリアフリー法の概要

平成 18（2006）年 12 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」（通称「バリアフリー法」）が施行されました。

「バリアフリー法」は、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（通称「ハートビル法」）（平成 6（1994）年施行）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称「交通バリアフリー法」）（平成 12（2000）年施行）が一体となった法律であり、施設とその移動経路、移動手段を一体的、総合的にバリアフリー施策を推進することが位置づけられています。

この法律によって、ハード、ソフトの施策を充実させ、高齢者や障がいのある方等を含む全ての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指しています。

バリアフリー法から盛り込まれた内容は、以下のとおりです。

■対象者の拡充

身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害など、すべての障害者を対象

■対象施設の拡充

これまでの建築物、公共交通機関及び道路に加え、路外駐車場、都市公園、福祉タクシーを追加

■基本構想制度の拡充

バリアフリー化を重点的に進める対象エリアについて、旅客施設を含まない地域まで拡充

■基本構想策定の際の当事者参加

基本構想策定時の協議会制度を法定化。また、住民などからの基本構想の作成提案制度を創設

■ソフト施策の充実

関係者と協力してバリアフリー施策の持続的・段階的な発展を目指す「スパイラルアップ」を導入

また、国民一人ひとりが高齢者や障害者などが感じている困難を自らの問題として認識する「心のバリアフリー」を促進

資料：国土交通省 HP

バリアフリー等に関する我が国及び愛知県の法制度の経緯は、以下のとおりです。

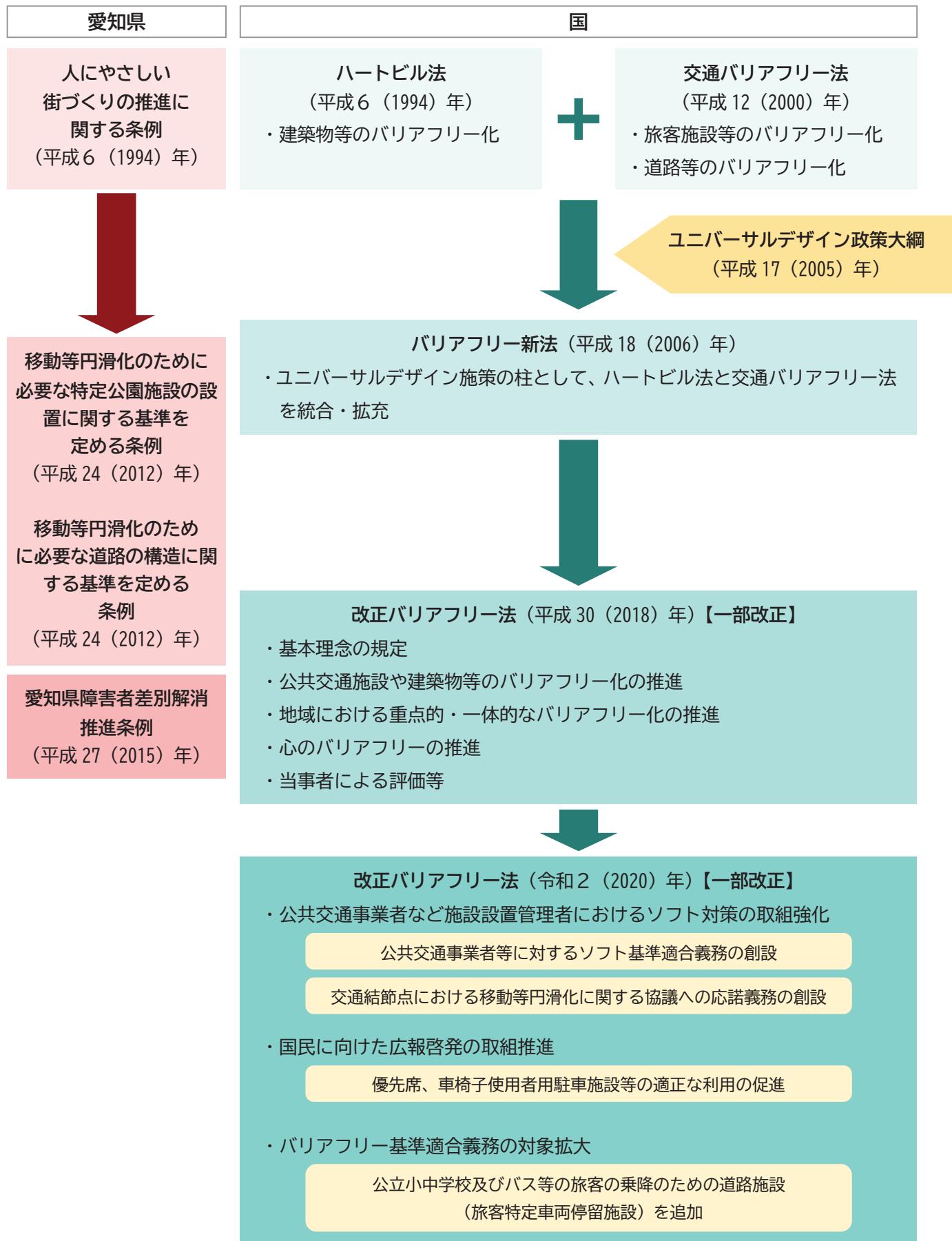


図 バリアフリー等に関する法制度の経緯

バリアフリー基本構想とは

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する具体的な事業を位置づけた計画。基本構想の作成を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、移動の連続性の観点から面的・一体的なバリアフリー化が可能となる。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- ・基本構想の位置づけ、作成の背景、重点整備地区の特性、計画期間等を記載。

○ バリアフリーマップの作成等に関する事項

- ・市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

○ 重点整備地区

● 重点整備地区的位置・区域

- ・重点整備地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

● 生活関連施設・生活関連経路

- ・生活関連施設（3以上）、生活関連経路を位置づけ。
- ・生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化に関する事項を記載。

● 実施すべき特定事業に関する事項

【R2.6.19「教育啓発特定事業」追加】

- ・事業内容
- ・対象施設
- ・事業者
- ・整備内容
- ・事業実施時期
- 等を記載。

● 移動等円滑化のために必要な事項

- ・重点整備地区におけるバリアフリー化に関する事項を記載。
- △ 市街地開発事業との調整
- △ 駐輪施設の整備等の市街地改善
- △ 交通手段の充実
- △ ソフト施策
- 等



3

(参考)基本構想に位置づけられる特定事業

公共交通特定事業

ノンステップバスの導入



ホームドアの設置等



道路特定事業

視覚障害者誘導用ブロックの設置



車道との段差解消



路外駐車場特定事業

車椅子使用者用駐車区画の整備等



都市公園特定事業

園路の段差解消 障害者対応型トイレの整備等



建築物特定事業

建築物内のエレベーター設置等の段差解消



障害者対応型トイレの整備



交通安全特定事業

音響式信号機 残り時間のわかる信号機



エスコートゾーンの設置



R2バリアフリー法改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト事業を創設

教育啓発特定事業

(想定される事業)

- ・小中学校におけるバリアフリーに関する教育（バリアフリー教室）
- ・公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施
- ・障害者用トイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの適正利用に関する広報啓発の集中的な実施
- ・高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会
- 等

【教育啓発特定事業のイメージ】



小学生による公共交通の利用疑似体験



タクシー事業者におけるユニバーサルマナー研修

4

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律

法律の概要

※赤字:令和2年6月19日施行 青字:令和3年4月1日施行

1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対するソフト基準※遵守義務の創設（※スロープ板の適切な操作、明るさの確保等）
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト（旅客支援、情報提供等）の移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設
- 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設（宿泊施設・飲食店等）の情報提供を促進

2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

(1) 優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子使用者用駐車施設等、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加

(2) 市町村等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携等）（主務大臣に文科大臣を追加）

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針（マスター・プラン）に「心のバリアフリー」に関する事項を追加
- 市町村が定める基本構想に記載する事業メニューとして、心のバリアフリー関連事業である「教育啓発特定事業」を追加
- 教育啓発特定事業を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助（※予算関連）

【教育啓発特定事業のイメージ】



高齢者疑似体験 車椅子サポート体験

3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加

市町村等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携）

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針（マスター・プラン）の記載事項に「心のバリアフリー」に関する事項を追加
※旅客施設を中心とした地区等において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもの（具体的な事業の位置づけは不要）
- 市町村が作成する基本構想に記載する事業メニューの一つとして心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を追加（市町村・施設設置管理者が事業主体）
- 「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等に関する規定を創設

基本構想制度について

旅客施設など、高齢者、障害者等が利用する施設が集積する地区（「重点整備地区」）において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、面的なバリアフリー化を実現するための「基本構想」を市町村が作成。
基本構想には、ハード整備に関する事業（公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業）を位置づけることで、関係者に事業の実施が義務付けられる。

現在の特定事業（例）

公共交通特定事業

ノンステップバスの導入、ホームドアの設置等



道路特定事業

歩道への視覚障害者読み専用ブロックの設置、車道との段差解消、入り止め舗装等



建築物特定事業

建物内のエレベーター設置、障害者対応型便所の整備等



交通安全特定事業

音響式信号機、残り時間のわかる信号機、エスコートゾーンの設置等



教育啓発特定事業（例）

- ・学校におけるバリアフリー教室の開催
- ・障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催
- ・交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施 等



高齢者疑似体験 車椅子サポート体験 当事者講師によるセミナー

資料：国土交通省 HP

4 バリアフリー基本構想の位置づけ

弥富市バリアフリー基本構想は、バリアフリー法及び移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づくとともに、「第2次弥富市総合計画」をはじめ、「弥富市都市計画マスタープラン」などのまちづくりに関する計画や、「弥富市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」などの福祉に関する計画などを整合を図っていきます。

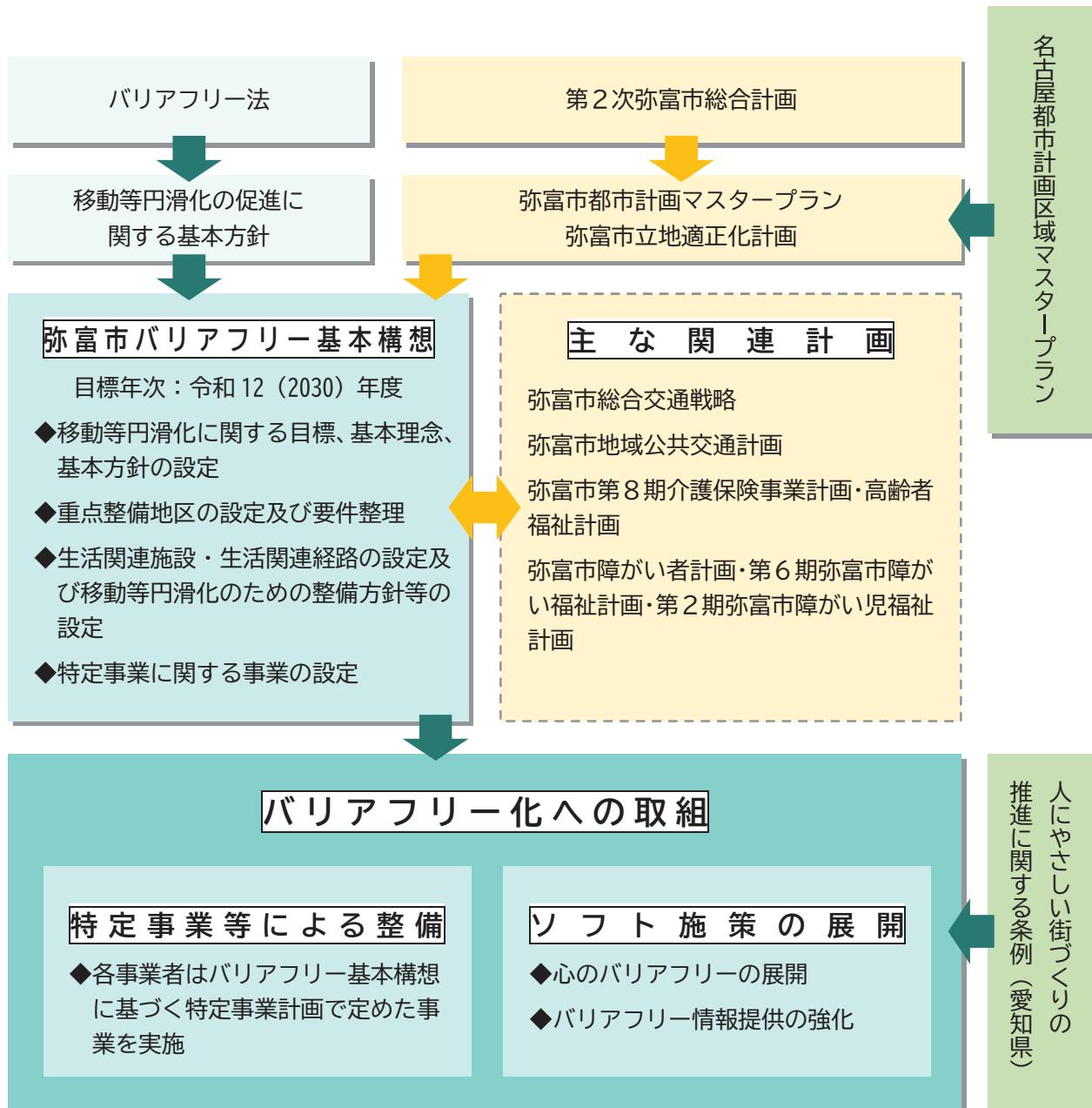
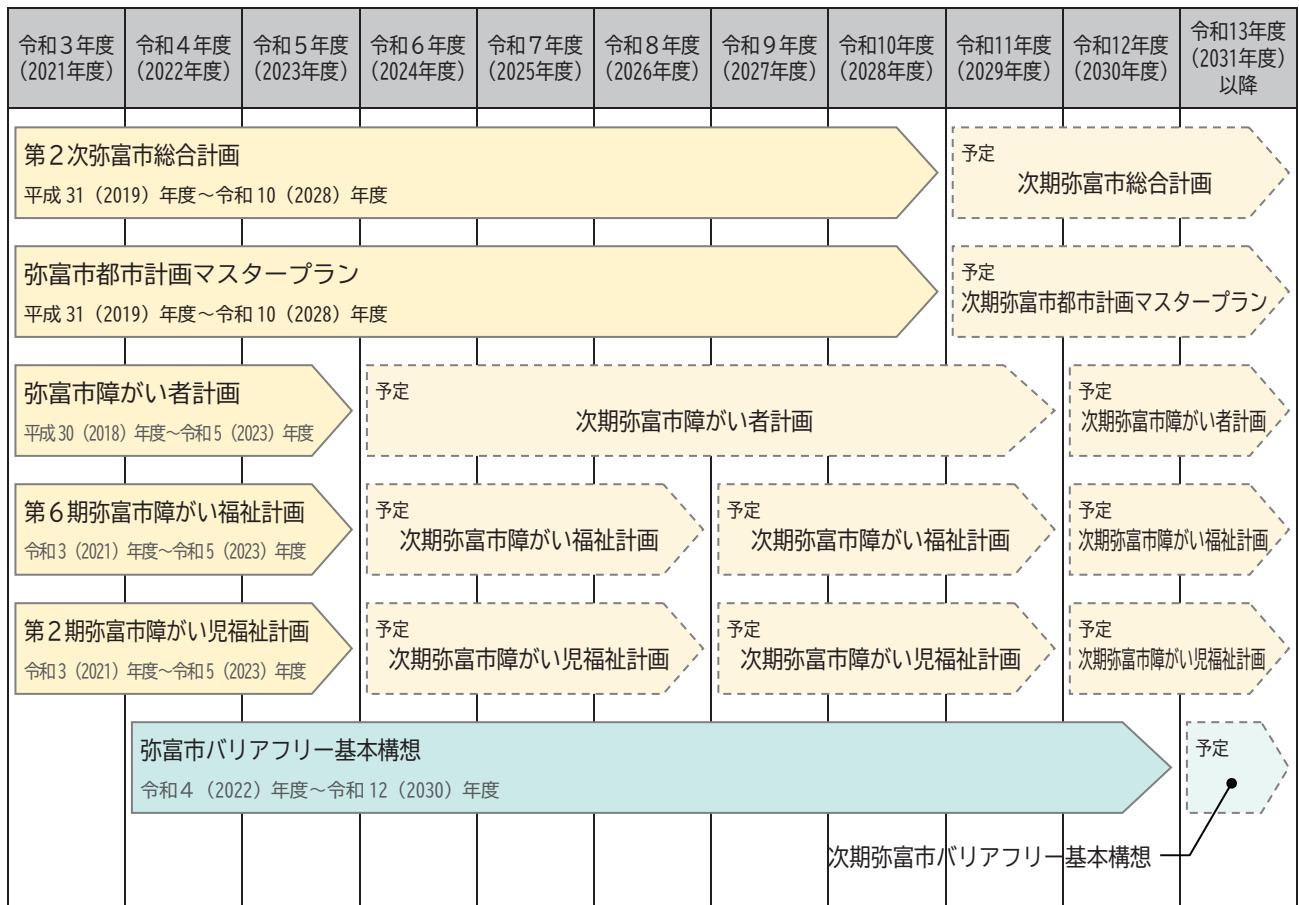


図 バリアフリー基本構想の位置づけ

5 バリアフリー基本構想の計画期間

上位計画である「弥富市総合計画」、「弥富市都市計画マスターplan」及び関連計画である「弥富市障がい者計画」等の内容を踏まえて計画を策定する必要があると考え、弥富市バリアフリー基本構想の計画期間は、令和12（2030）年度までとします。

表 計画期間



6 バリアフリー基本構想に明示すべき事項

基本構想に明示すべき事項については、バリアフリー法（第25条等）において以下のとおり規定されています。

1. 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
2. 重点整備地区の位置及び区域
3. 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
4. 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項
5. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
6. ①5.と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項
 - ②自転車等の駐車施設の整備等移動等円滑化に資する市街地の整備
 - ③その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
7. 基本構想の評価に関する事項（スパイラルアップに向けた継続した取組）

※1、4、7については、任意記載事項

■重点整備地区の設定

重点整備地区の要件は、バリアフリー法に定められています。各自治体においては、その要件を満たす地区が複数存在することが想定されます。

このような場合には、すべてを重点整備地区に指定することが理想ですが、指標やデータ等に基づく分析により優先順位を定め、順に重点整備地区を設定していくことが現実的と考えられます。

■重点整備地区の要件

重点整備地区の要件は、バリアフリー法第2条第21号において次の①～④のように定められており、基本方針の四の2において、その指針となる考え方が次の④も含めて、以下のとおり示されています。

- ①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ②生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
- ③バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行なうことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区
- ④境界の設定等

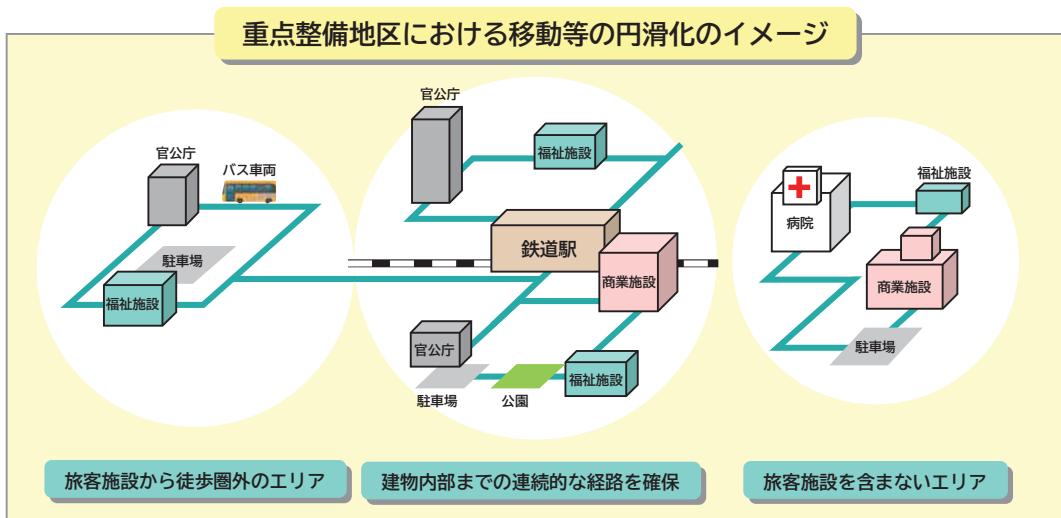


図 重点整備地区における移動等の円滑化のイメージ（ガイドラインを元に作成）

■生活関連施設の設定

生活関連施設には、相当数の高齢者や障がいのある方等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等多様な施設を位置づけることを想定しています。

- 常に多数の人が利用する施設を選定する
- 高齢者、障害者等の利用が多い施設を選定する

■生活関連経路の設定

生活関連経路は、生活関連施設相互の経路であり、生活関連施設へのアクセス動線や地区の回遊性等に配慮する必要があります。

- より多くの人が利用する経路を選定する
- 生活関連施設相互のネットワークを確保する
- 隣接自治体との連続性を確保する

資料：国土交通省「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」

第1章 弥富市バリアフリーに関する現状把握

1 基礎データの整理

(1) 本市の概況

本市は愛知県の西部に位置し、東西約9km、南北約15kmの広がりを持ち、48.28km²の面積を有しています。

本市の開拓は主に江戸時代に始まり、明治初期には弥富町の前ヶ須宿から十四山を経て名古屋の熱田に至る新東海道が開設され、その後名古屋と関西方面を結ぶ関西鉄道（現JR関西本線）が開通、昭和初期には関西急行電鉄（現近鉄名古屋線）や国道1号が開通しました。

昭和40年代には、名古屋市との行き来に便利な地域として、鉄道駅周辺を中心としてベッドタウンのように住宅開発が進み、人口が大きく伸びました。

本市の北部、南東部の区域には水田地帯が豊かに広がっており、都市部から農村部、海岸部までを持つ豊かな地域を形成しています。



図 本市の位置

資料：弥富市総合交通戦略

(2) 高齢者や障がいのある方等の推移

①人口の推移

本市の人口は平成 27 (2015) 年に 43,269 人であり、平成 22 (2010) 年をピークに減少傾向が続くことが見込まれます。

令和 22 (2040) 年の総計人口は 38,810 人で平成 2 (1990) 年と近似値となり、令和 27 (2045) 年で 37,610 人と平成 2 (1990) 年を下回ると予測されています。また、将来も市北部に人口が集中しています。

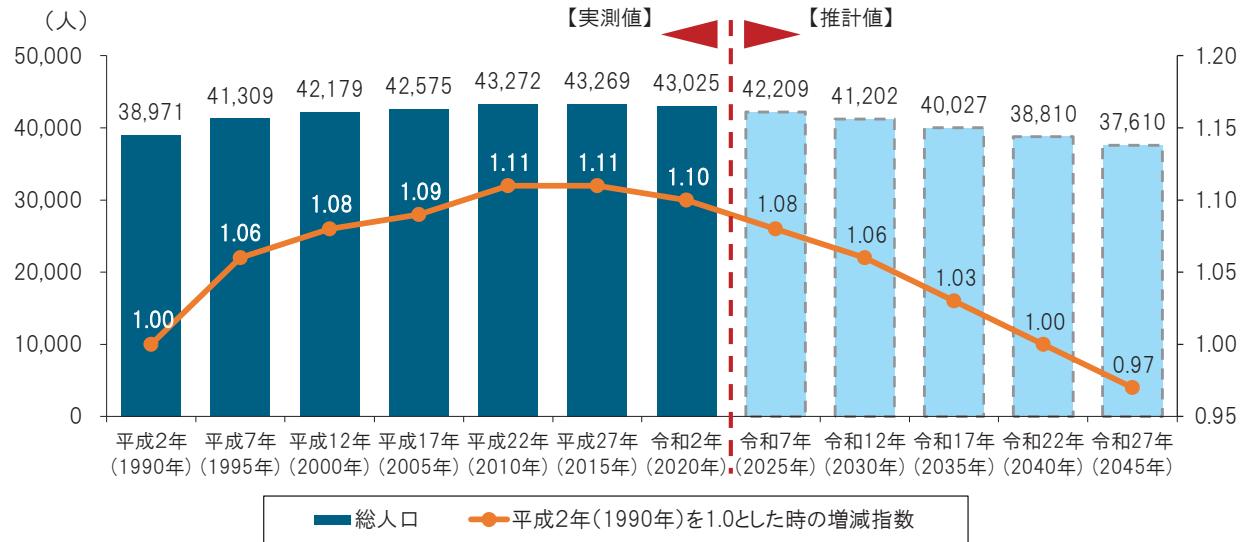


図 人口の推移

資料：国勢調査、人口問題研究所 H30 推計

②高齢者の推移

65 歳以上の高齢者の人口は、令和 7 (2025) 年には 11,637 人、令和 22 (2040) 年には 13,055 人と推計されており、高齢化率は令和 7 (2025) 年には 26.4%、令和 22 (2040) 年には 31.4%への上昇が見込まれています。

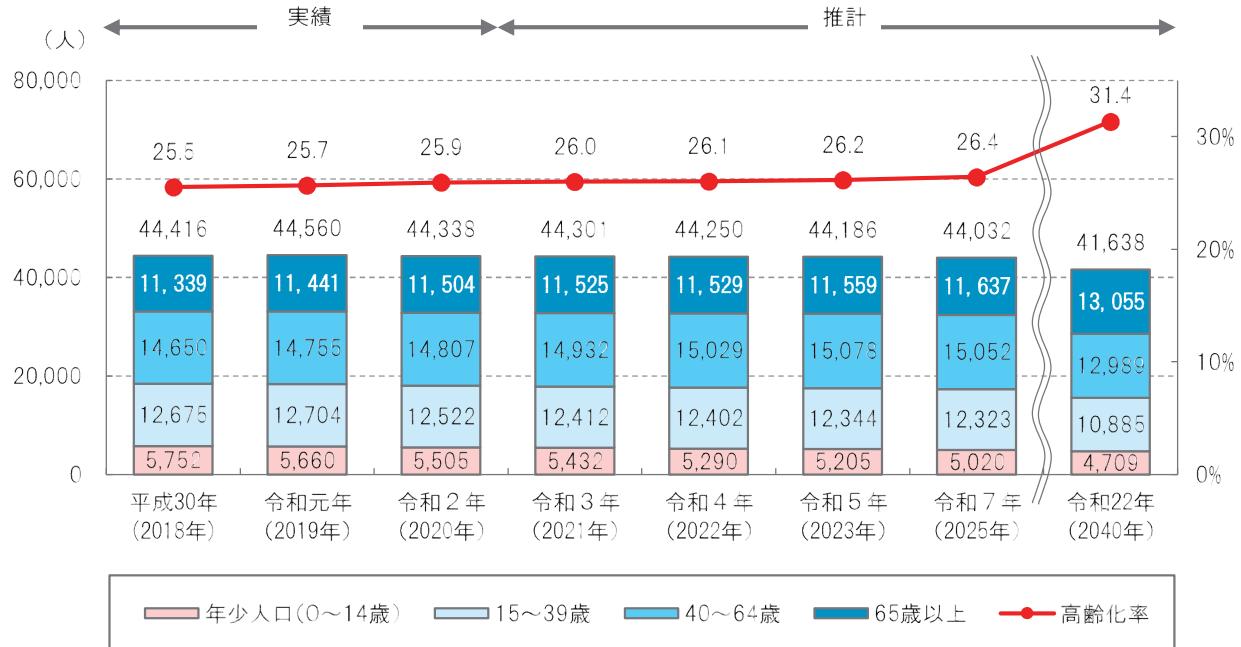


図 人口と高齢化率の推移

資料：弥富市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画

また、令和元（2019）年に後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回り、その後、前期高齢者は減少傾向にある一方で、後期高齢者の割合は令和7（2025）年には61.0%へ上昇が見込まれています。

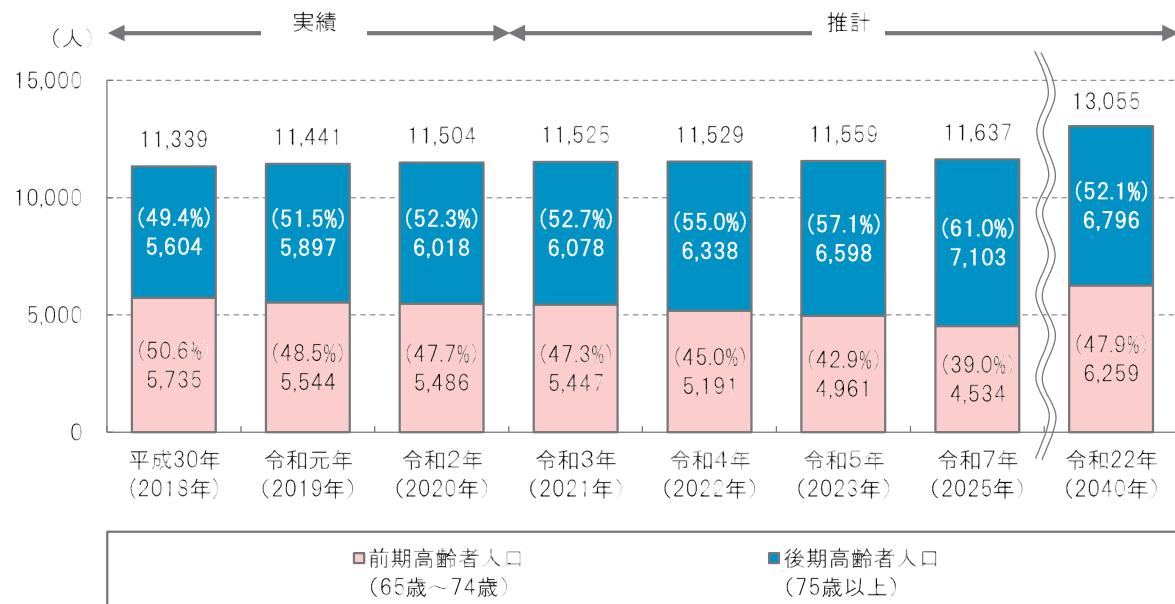


図 前期・後期高齢者人口の推移と将来推計 ※平成30～令和2年は住民基本台帳（各年9月30日現在）

資料：弥富市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画

③要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和2（2020）年では1,823人、そのうち、要介護2が339人と最も多くなっています。今後も増加が見込まれ、令和7（2025）年には2,154人、令和22（2040）年には2,547人と推計されています。

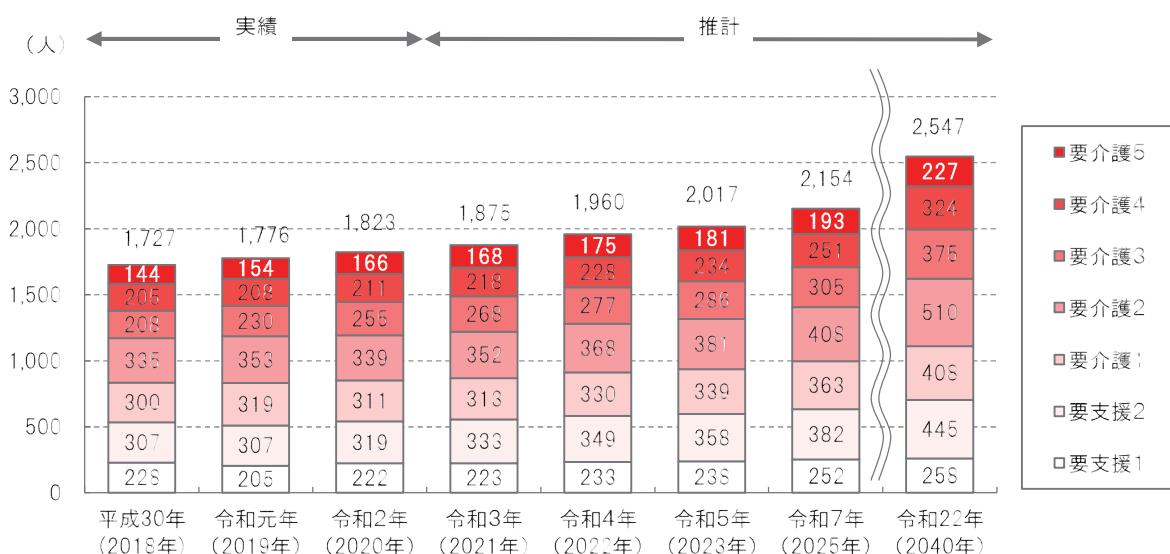


図 要支援・要介護認定者数の推移と推計（第1号被保険者）

資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末）推計値は地域包括ケア「見える化」システムによる推計

弥富市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画

④障がいのある方の推移

令和2（2020）年4月1日現在、本市では身体障がい者手帳所持者は1,365人、療育手帳所持者は343人、精神障がい者保健福祉手帳所持者は429人となっています。

障がい者手帳所持者の推移をみると、身体障がい者手帳所持者は減少傾向、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

（単位：人）

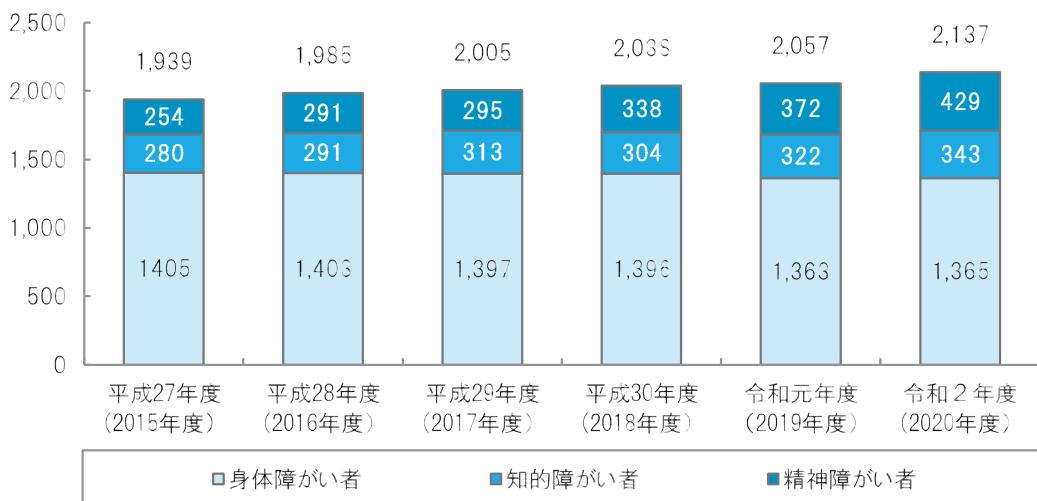


図 障がい者手帳所持者の推移

資料：福祉課（各年4月1日現在）、

弥富市障がい者計画・第6期弥富市障がい福祉計画・第2期弥富市障がい児福祉計画

(3) 公共施設等の分布状況

①行政施設

市内には市役所のほか、南部地域に鍋田支所、東部地域に十四山支所が立地しています。

表 施設分布状況（行政施設）

No	種 別	名 称
1	市役所・支所	弥富市役所
2	市役所・支所	十四山支所
3	市役所・支所	鍋田支所
4	文化施設	農村多目的センター
5	文化施設	白鳥コミュニティセンター
6	文化施設	産業会館
7	文化施設	市民ホール
8	文化施設	図書館
9	文化施設	歴史民俗資料館
10	文化施設	中央公民館
11	文化施設	さくら会館
12	文化施設	十四山公民館
13	文化施設	農村環境改善センター
14	文化施設	南部コミュニティセンター
15	文化施設	いこいの里
16	消防署	海部南部消防署北分署
17	交番・駐在所	蟹江警察署弥富北交番
18	交番・駐在所	蟹江警察署弥富幹部交番
19	交番・駐在所	蟹江警察署子宝駐在所

※9 「歴史民俗資料館」は、令和4（2022）年4月より図書館棟にリニューアルオープンします。図は移転後の位置を示しています。

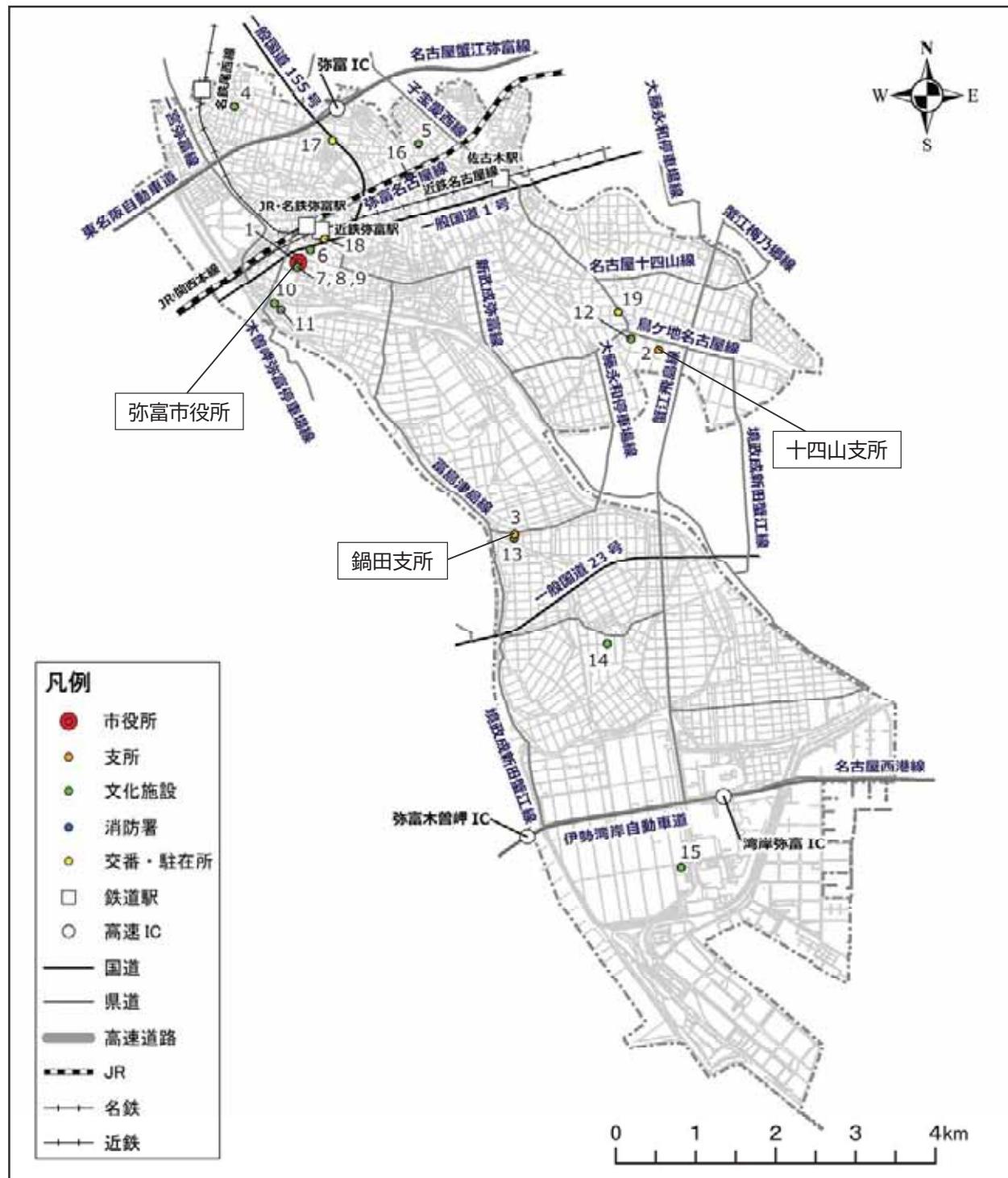


図 施設分布状況（行政施設）

資料：弥富市HP、弥富市行政区域地図

②医療施設

市内には入院治療が可能な第二次医療施設として、海南病院と偕行会リハビリテーション病院が立地しています。

その他の第一次医療施設などの診療所は、近鉄弥富駅付近から佐古木駅付近までの一般国道1号の南側に多く立地しています。

表 施設分布状況（医療施設）

No	種 別	名 称
1	第二次・第三次 医療施設	海南病院
2	病 院	偕行会リハビリテーション病院
3	診療所	弥富市保健センター
4	診療所	小林医院
5	診療所	おおはしクリニック
6	診療所	海部共立クリニック
7	診療所	服部整形外科皮フ科
8	診療所	小笠原クリニック
9	診療所	中村眼科
10	診療所	たなか整形外科・リウマチクリニック
11	診療所	高村メディカルクリニック
12	診療所	こはら皮フ科
13	診療所	篠田医院
14	診療所	ハート内科クリニック
15	診療所	よしだクリニック
16	診療所	笹医院
17	診療所	森眼科
18	診療所	桜セントラルクリニック
19	診療所	野村胃腸科
20	診療所	村瀬医院
21	診療所	そぶえ整形外科
22	診療所	すずきこどもクリニック
23	診療所	杉本クリニック
24	診療所	こもれび耳鼻科クリニック

No	種 別	名 称
25	診療所	なごみこころのクリニック
26	診療所	日比クリニック
27	診療所	あおき歯科
28	診療所	伊藤歯科医院
29	診療所	佐古木歯科
30	診療所	はっとり歯科室
31	診療所	十四山歯科
32	診療所	エムデンタルクリニック
33	診療所	川瀬歯科医院
34	診療所	さくら歯科医院
35	診療所	片岡歯科医院
36	診療所	なおデンタルクリニック
37	診療所	コヤマ歯科医院
38	診療所	彦坂歯科医院
39	診療所	加藤歯科医院
40	診療所	弥富デンタルクリニック
41	診療所	安井歯科医院
42	診療所	佐藤歯科医院
43	診療所	むらせ歯科
44	診療所	たなか歯科クリニック
45	診療所	YCデンタルクリニック
46	診療所	大藤歯科医院
47	診療所	すずき歯科



図 施設分布状況（医療施設）

資料：海部醫師會HP

③福祉施設

市内には温浴設備のある福祉施設として、北部地域に総合福祉センター、南部地域にいこいの里、東部地域に十四山総合福祉センターが立地しています。

表 施設分布状況（福祉施設）

No	種 別	名 称	No	種 別	名 称
1	福祉施設	総合福祉センター・社会福祉協議会	26	障がい者 福祉施設	グループホームあいる弥富
2	福祉施設	十四山総合福祉センター	27	障がい者 福祉施設	居宅介護施設さくら
3	福祉施設	弥富市地域包括支援センター（海南病院）	28	障がい者 福祉施設	地域活動支援センター十四山
4	介護事業所	いちごみるく弥富・リハビリディセンターエソラ弥富	29	障がい者 福祉施設	愛厚弥富の里
5	介護事業所	デイケアセンターほほえみ	30	障がい者 福祉施設	風の子びれっじ海Sea
6	介護事業所	デイサービスほっとはうす	31	障がい者 福祉施設	チャレンジハウス弥富
7	介護事業所	リハビリ専門デイサービスみなとも	32	障がい者 福祉施設	弥富市社会福祉協議会なでしこ指定 障がい者相談支援事業所
8	介護事業所	居宅介護支援センターさくら	33	障がい者 福祉施設	あん
9	介護事業所	海南病院ヘルパーステーションたすけっと・リハビリテーションきらら	34	障がい者 福祉施設	チャイルドハート東海やとみ
10	介護事業所	はぴね弥富デイサービス	35	障がい者 福祉施設	指定特定相談支援事業所愛厚弥富の里
11	介護事業所	デイサービスセンター・特別養護老人ホーム長寿の里・十四山	36	障がい者 福祉施設	輪中の郷
12	介護事業所	デイサービスセンターローズ	37	障がい者 福祉施設	風の子びれっじ鎌倉
13	介護事業所	デイサービスセンター・特別養護老人ホーム・指定居宅介護支援事業所輪中の郷	38	障がい者 福祉施設	風の子スクエア
14	介護事業所	介護老人保健施設・ケアプランセンター ペジーブル弥富	39	障がい者 福祉施設	音色
15	介護事業所	グループホーム森津	40	障がい者 福祉施設	ガジュマル
16	介護事業所	弥富市南デイサービスセンター	41	障がい者 福祉施設	オリーブ
17	介護事業所	やとみ翔裕館 介護付有料老人ホーム	42	障がい者 福祉施設	ほっとハウス
18	介護事業所	グループホームどんぐりの里	43	障がい者 福祉施設	第二愛厚弥富の里ケアホーム第二まえがす
19	介護事業所	グループホーム森津の里	44	障がい者 福祉施設	風の子びれっじ希生歩
20	介護事業所	医療法人偕行会偕行会リハビリテーション病院	45	障がい者 福祉施設	風の子びれっじ咲生歩
21	介護事業所	弥富市社会福祉協議会なでしこ指定 居宅・訪問介護支援事業所	46	障がい者 福祉施設	風の子相談支援事業所
22	介護事業所	愛の家グループホーム弥富	47	障がい者 福祉施設	つみき
23	介護事業所	弥富市デイサービスセンター	48	障がい者 福祉施設	愛厚弥富の里ケアホームまえがす
24	介護事業所	はる訪問看護リハビリステーション 弥富	49	障がい者 福祉施設	長寿の里・十四山ショートステイ
25	介護事業所	特別養護老人ホームにじいろあすなろ	50	障がい者 福祉施設	アグリーン
			51	障がい者 福祉施設	わじゅうの家結い



図 施設分布状況（福祉施設）

資料：弥富市資料

④教育施設

市内には8つの小学校、3つの中学校のほか、2つの高校が立地しています。

表 施設分布状況（教育施設）

No	種 別	名 称	No	種 別	名 称
1	保育所	白鳥保育所	24	児童福祉施設	白鳥児童館
2	保育所	弥生保育所	25	児童福祉施設	弥生児童館
3	保育所	西部保育所	26	児童福祉施設	さくら児童館
4	保育所	十四山保育所	27	児童福祉施設	東部児童館
5	保育所	桜保育所	28	児童福祉施設	大藤児童館
6	保育所	ひので保育所	29	児童福祉施設	栄南児童館
7	保育所	南部保育所	30	児童福祉施設	ファミリー・サポート・センター（市役所内）
8	保育所	大藤保育所	31	児童福祉施設	キッズケアルーム「えがお」
9	保育所	栄南保育所	32	児童福祉施設	弥生子育て支援センター
10	認定こども園	弥富はばたき幼稚園	33	児童福祉施設	ひので子育て支援センター
11	小学校	白鳥小学校	34	児童福祉施設	東部子育て支援センター
12	小学校	弥生小学校	35	児童福祉施設	のびのび園
13	小学校	桜小学校	36	児童福祉施設	日の出第一児童クラブ (ひので子育て支援センター西側)
14	小学校	十四山西部小学校	37	児童福祉施設	日の出第二児童クラブ (ひので子育て支援センター西側)
15	小学校	日の出小学校	38	児童福祉施設	桜第一児童クラブ (桜小学校敷地内)
16	小学校	十四山東部小学校	39	児童福祉施設	桜第二児童クラブ (桜小学校敷地内)
17	小学校	大藤小学校	40	児童福祉施設	弥生第一児童クラブ (弥生児童館内)
18	小学校	栄南小学校	41	児童福祉施設	弥生第二児童クラブ (総合福祉センター内)
19	中学校	弥富北中学校	42	児童福祉施設	大藤児童クラブ（大藤児童館内）
20	中学校	十四山中学校	43	児童福祉施設	白鳥児童クラブ (白鳥コミュニティセンター)
21	中学校	弥富中学校	44	児童福祉施設	栄南児童クラブ（栄南児童館内）
22	高等学校	海翔高等学校	45	児童福祉施設	十四山東部児童クラブ (十四山公民館内)
23	高等学校	愛知黎明高等学校	46	児童福祉施設	十四山西部児童クラブ (十四山西部小学校児童クラブ占用建物)



図 施設分布状況（教育施設）

資料：弥富市HP

⑤商業施設

市内には弥富駅北側のイオンタウン弥富や、市役所近くのウイングプラザパディーの2つのショッピングセンターのほか、国道1号沿線などにスーパーマーケットが立地しています。南部地域や東部地域では、商業施設が非常に少なくなっています。

表 施設分布状況（商業施設）

No	種 別	名 称
1	ショッピングセンター	ウイングプラザパディー
2	スーパーマーケット	ドン・キホーテUNY十四山店
3	ショッピングセンター	イオンタウン弥富
4	スーパーマーケット	Yストア佐古木店
5	大型小売店舗	DCMカーマ弥富店
6	スーパーマーケット	生鮮館やまひこ弥富店
7	大型小売店舗	キンブル弥富店
8	スーパーマーケット	スパー間崎
蟹江町	スーパーマーケット	アオキスーパー富吉店
木曽岬町	スーパーマーケット	タチヤ木曽岬店

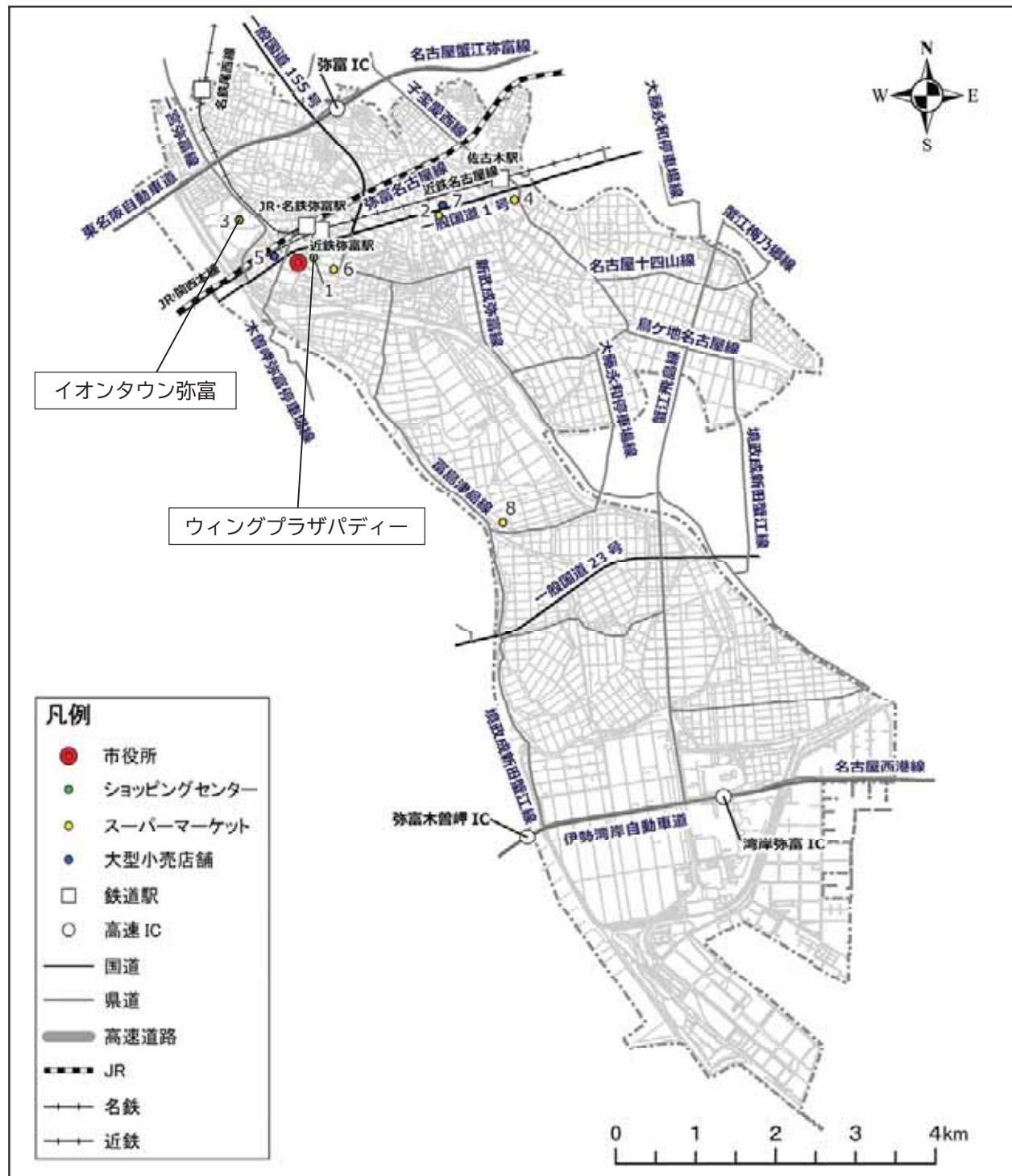


図 施設分布状況（商業施設）

資料：東洋経済 全国大型小売店総覧2022版

(4) 公共交通機関の現状

①鉄道

市北部にのみ鉄道が位置し、鉄道事業者はJR、名鉄、近鉄の3事業者が存在します。

また、市内に位置する駅は、各鉄道事業者を合計して5駅存在します。

JRと名鉄弥富駅は共同使用駅となっており、名鉄尾西線は名鉄弥富駅を起点に始発駅となっています。

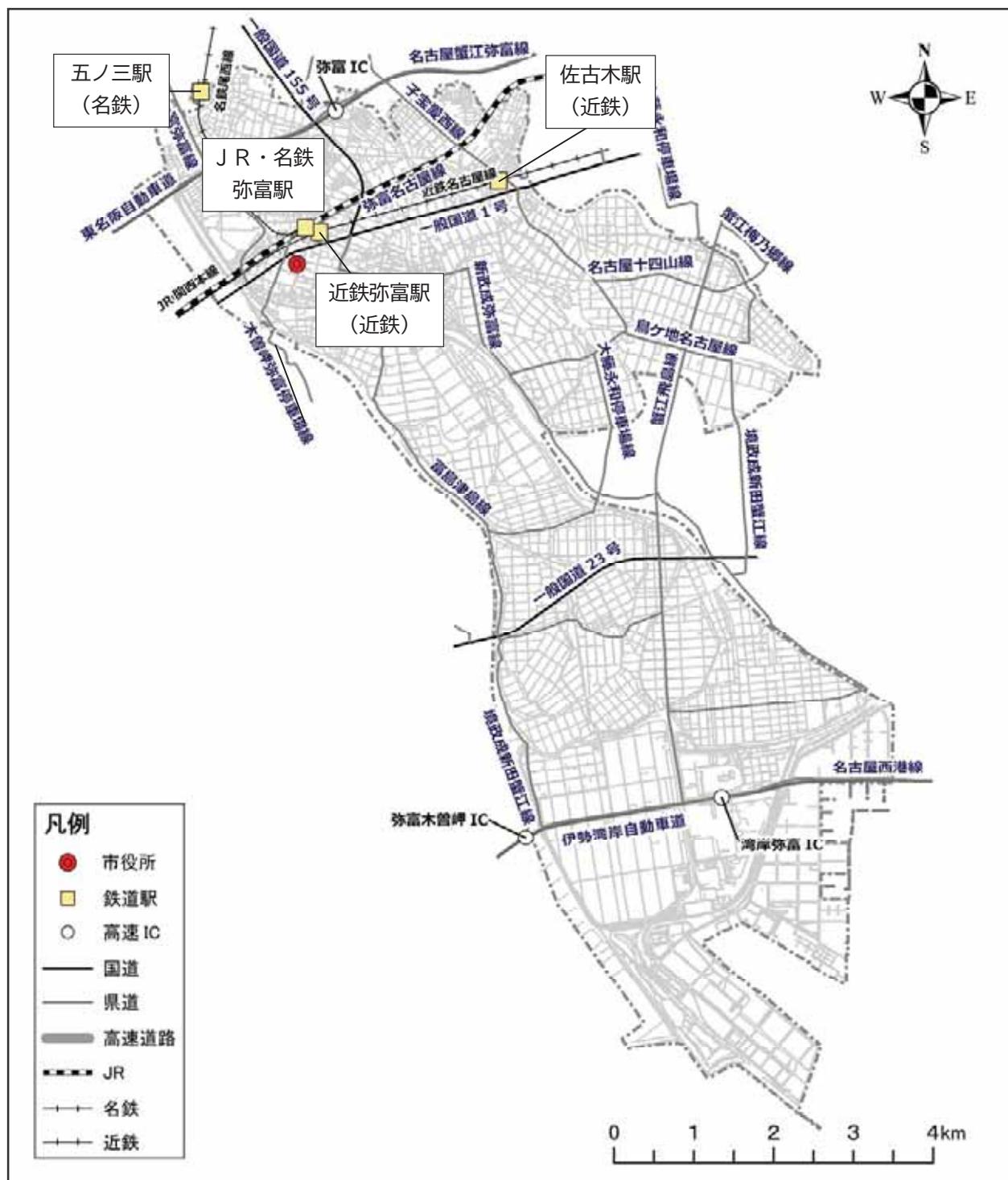


図 鉄道路線図

近鉄名古屋線近鉄弥富駅は市内に位置する5駅のうち、駅利用者数が最も多くなっておりますが、年度別の乗降客数は概ね横ばいとなっています。

近鉄名古屋線佐古木駅は、平成24（2012）年度以降、概ね横ばいとなっています。

JR弥富駅は、平成24（2012）年度から平成29（2017）年度まで増加傾向であり、平成29（2017）年度の2,942人/日が乗降客数の最大値となっています。

名鉄尾西線弥富駅は、平成26（2014）年度から平成27（2015）年度にかけて増加し、それ以降は横ばいとなっています。

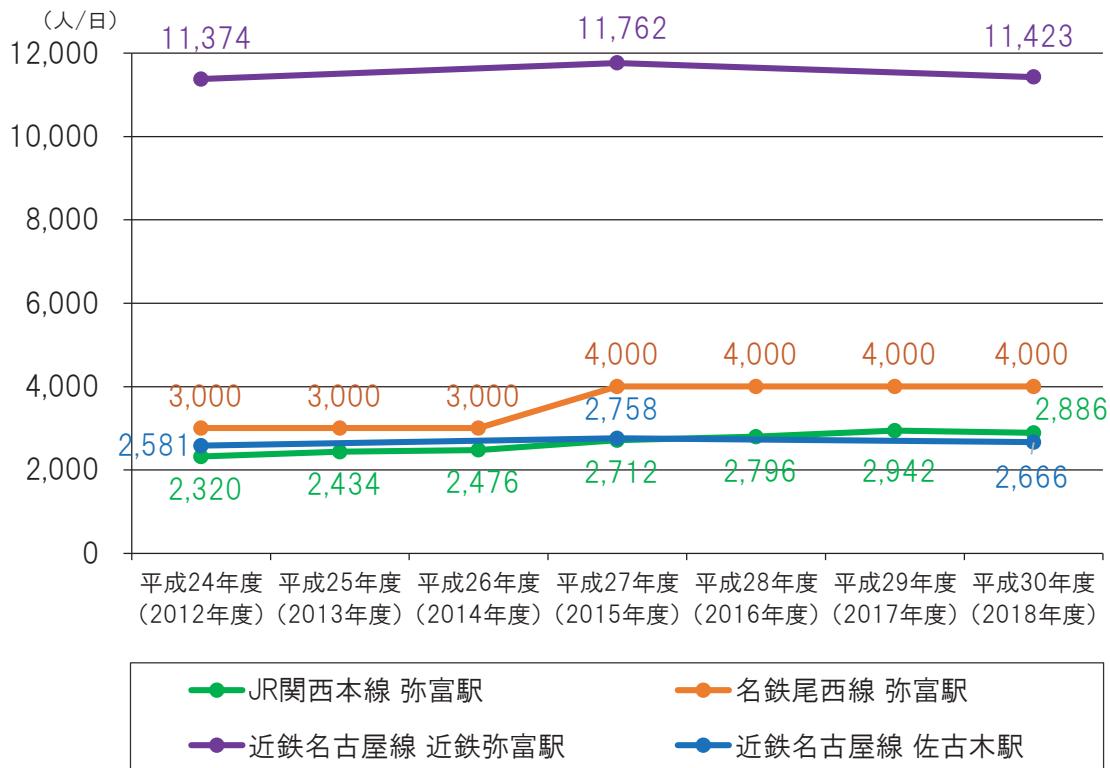


図 駅別乗降客数の推移

資料：愛知県都市計画現況調査資料

②バス

市内には弥富市コミュニティバス（きんちゃんバス）が運行しており、ほぼ市内全域をカバーしています。

近隣自治体運営バスでは、木曽岬町自主運行バスが弥富駅まで乗り入れしており、また、飛島村公共交通バスは2箇所の停留所で弥富市コミュニティバス（きんちゃんバス）との乗り換えが可能です。愛西市巡回バスは、本市の一部を運行経路としています。



図 バス路線網

資料：国土数値情報、弥富市コミュニティバス（きんちゃんバス）路線図、三重交通路線バス 桑名・いなべ～名古屋路線図、飛島公共交通バス 蟹江線運行経路図、木曽岬町自主運行バス 運行経路図、愛西市巡回バス 系統図

弥富市コミュニティバス（きんちゃんバス）の利用者数は、令和元（2019）年度は83,171人（1日当たり286人）となっており、平成26（2014）年度と比較して約20%程度増加しています。

路線別では、令和元（2019）年度は南部ルートが36,381人と最も多く、次いで北部ルートが32,562人となっています。また、1日の平均利用者数で見てみると、年々利用者が増加しています。

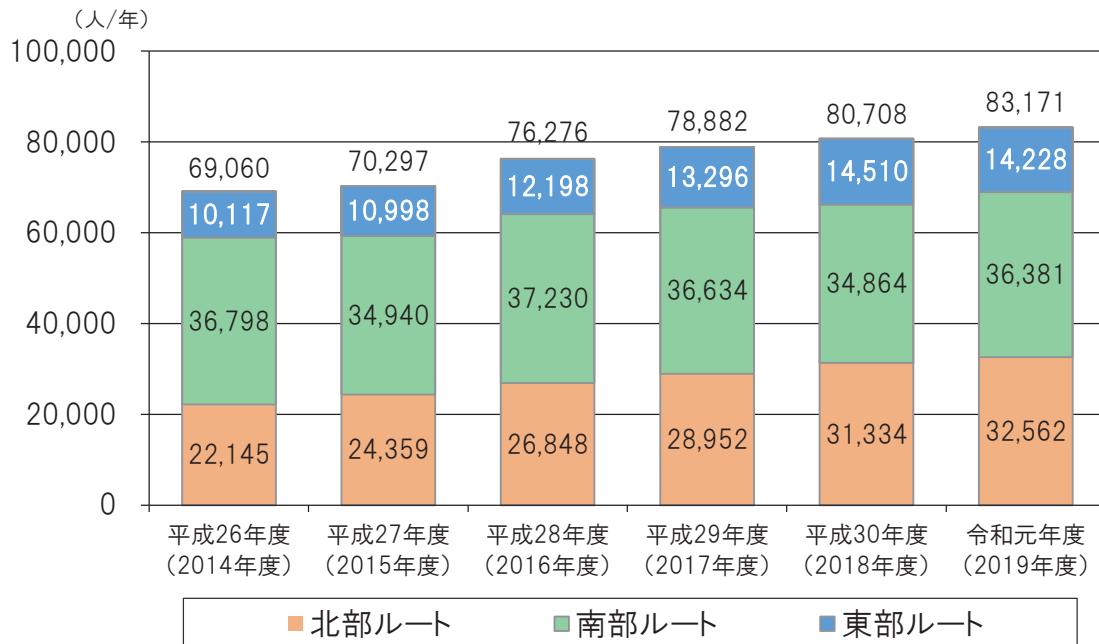


図 弥富市コミュニティバス（きんちゃんバス）年間利用者数の推移

資料：弥富市資料

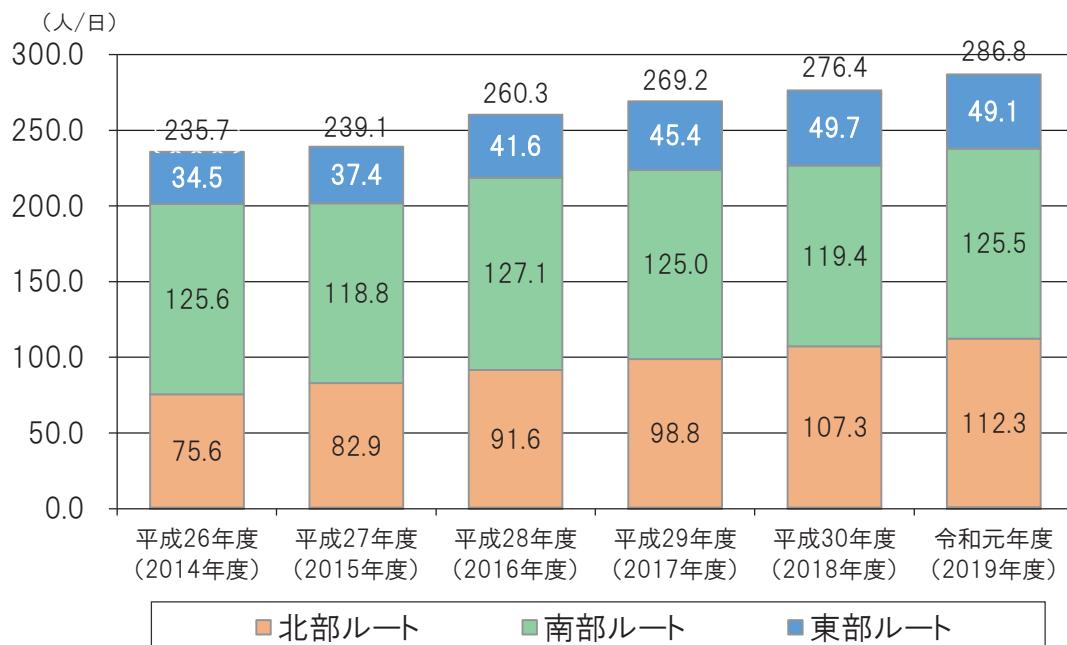


図 弥富市コミュニティバス（きんちゃんバス）1日平均利用者数の推移

資料：弥富市資料

(5) 市街地再開発事業等の各種事業計画

市街地再開発事業の各種事業計画は以下のとおりです。計画段階からバリアフリーのまちづくりを意識した計画が望まれます。

① JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業

■目的

- ◆JR関西本線及び名鉄尾西線の鉄道により分断されている南北地区の連携強化
- ◆東西の踏切道を通行する歩行者、自転車の安全確保
- ◆高齢者・障がい者などの利便性を高めるバリアフリーに配慮した交通結節点の整備

■施設概要

◆自由通路

延長：約90m 幅員：約3.5m（通路部）、約2.5m（階段部）

バリアフリー施設：エレベーター2基（南北昇降部に各1基）

◆橋上駅舎（JR）

面積：約490m² バリアフリー施設：エレベーター2基（上下線ホームに各1基）

◆地上駅舎（名鉄）

バリアフリー対応施設

◆北口駅前広場 面積：約2,500m²

◆南口交通広場 面積：約640m²

■完成イメージ図（予定）



※弥富市が検討用に作成したものであり、今後の協議により、変更が生じる場合があります。

資料：弥富市HP

②弥富駅周辺地区まちづくり事業

JR・名鉄弥富駅と近鉄弥富駅に挟まれた区域については、「公共交通の利用者や市民が集い・交流するためのぎわい空間づくり」に向けて、駅周辺の一体的なまちづくりの検討を進めています。

③（仮称）弥富車新田地区画整理事業

平成27（2015）年度から、土地所有者の方を対象とした「車新田地区まちづくり勉強会」を開催し、みんなが快適で住みよいまちと思えるまちの将来の姿やその実現に向けた手法などについて検討を進めています。

2 本市におけるバリアフリーの現状

(1) 主要駅周辺の施設の立地状況

生活関連施設の候補となる施設は、以下のような施設とします。

表 生活関連施設候補

区分	種類
旅客施設	1日当たりの平均利用者数が2,000人を超える鉄道駅
行政施設等	市役所庁舎、文化施設、警察署、郵便局、銀行等
医療施設	病院、診療所
福祉施設	総合福祉センター、介護事務所
教育施設	小学校、中学校、保育所、児童福祉施設
商業施設等	大規模小売店舗
公園等	公園広場等

主要駅周辺（概ね1km圏内）の生活関連施設の候補となるような施設の立地状況は、以下のとおりです。

①JR・名鉄弥富駅及び近鉄弥富駅周辺

表 駅周辺の生活関連施設候補数

区分	名称（駅からの概ねの距離）	箇所
旅客施設	JR・名鉄弥富駅、近鉄弥富駅	2
行政施設等	弥富市役所（450m）、産業会館（280m）、市民ホール・図書館・歴史民俗資料館（520m）、蟹江警察署弥富幹部交番（200m）、弥富郵便局（350m）、三菱UFJ銀行弥富支店（180m）、桑名三重信用金庫弥富支店（220m）、百五銀行弥富支店（390m）、中京銀行弥富支店（710m）	9
医療施設	川瀬歯科医院（160m）、さくら歯科医院（170m）、こはら皮フ科（230m）、弥富デンタルクリニック（490m）、篠田医院（500m）、片岡歯科医院（500m）、佐藤歯科医院（530m）、小林医院（600m）、よしだクリニック（600m）、森眼科（610m）、なごみこころのクリニック（610m）、加藤歯科医院（620m）、安井歯科医院（650m）、日比クリニック（690m）、海南病院（720m）、彦坂歯科医院（870m）、笛医院（900m）、むらせ歯科（910m）	18
福祉施設	あん（10m）、リハビリ専門デイサービスみなとも（220m）、保健センター（450m）、チャイルドハート東海やとみ（530m）、はびね弥富デイサービス（650m）、ガジュマル（680m）、弥富市地域包括支援センター（海南病院）（720m）、海南病院ヘルパーステーションたすけっと・リハビリテーションきらら（720m）、居宅介護支援センターさくら（800m）、居宅介護施設さくら（800m）、総合福祉センター・社会福祉協議会（930m）、弥富市社会福祉協議会なでしこ指定居宅・訪問介護支援事業所（930m）、弥富市デイサービスセンター（930m）、チャレンジハウス弥富（930m）、弥富市社会福祉協議会なでしこ指定障がい者相談支援事業所（930m）、つみき（990m）、愛厚弥富の里ケアホームまえがす（990m）	17
教育施設	桜小学校（530m）、弥生小学校（960m）、弥生北中学校（1,000m）、桜保育所（760m）、弥生子育て支援センター（900m）	5
商業施設等	JAあいち海部弥富支店（140m）、ウイングプラザパティー（360m）、Vdrug弥富店（460m）、生鮮館やまひこ弥富店（560m）、DCMカーマ弥富店（620m）、イオンタウン弥富ショッピングセンター（860m）	6
公園等	駅前ポケットパーク（150m）、中六公園（420m）、中之割公園（640m）、総合福祉センターグラウンド（840m）	4
合計（箇所）		61

※位置についてはP32参照

②佐古木駅周辺

表 駅周辺の生活関連施設候補数

区分	名称（駅からの概ねの距離）	箇所
旅客施設	佐古木駅	1
行政施設等	佐古木郵便局（380m）、三十三銀行佐古木支店（210m）	2
医療施設	佐古木歯科（140m）、海部共立クリニック（180m）、服部整形外科皮フ科（200m）、はっとり歯科室（270m）、高村メディカルクリニック（860m）	5
福祉施設	デイケアセンターほほえみ（270m）、オリーブ（200m）、ほっとハウス（590m）	3
教育施設	白鳥小学校（790m）、十四山保育所（600m）、白鳥保育所（910m）	3
商業施設等	Yストア佐古木店（300m）、ドン・キホーテ UNY 十四山店（870m）	2
公園等	竜頭公園（420m）、楽荘公園（970m）	2
合計（箇所）		18

※位置については P38 参照

(2) バリアフリー状況

本市の主要な駅のバリアフリー状況は、以下の通りです。近鉄弥富駅は駅内外でバリアフリー対策が概ね図られています。

表 主要駅のバリアフリー状況

		J R関西本線 名鉄尾西線	近鉄名古屋線	
		弥富駅	近鉄弥富駅	佐古木駅
バリアフリー対応	駅前広場 車いす使用者用駐車施設		南口 ●	
	移動	エスカレーター 車いす対応エレベーター	● ●	
		車いす用階段昇降車	▲ (対応可) ●	
		車いす対応スロープ		●
	トイレ	トイレ	● ● ●	●
		車いす対応トイレ		
		オストメイト対応トイレ		
		ベビーシート対応トイレ		
備 考		共同使用駅		

資料：近畿日本鉄道、MEITETSUweb



近鉄弥富駅 駅舎内



近鉄弥富駅南口 エレベーター



近鉄弥富駅南口 駅前ロータリー

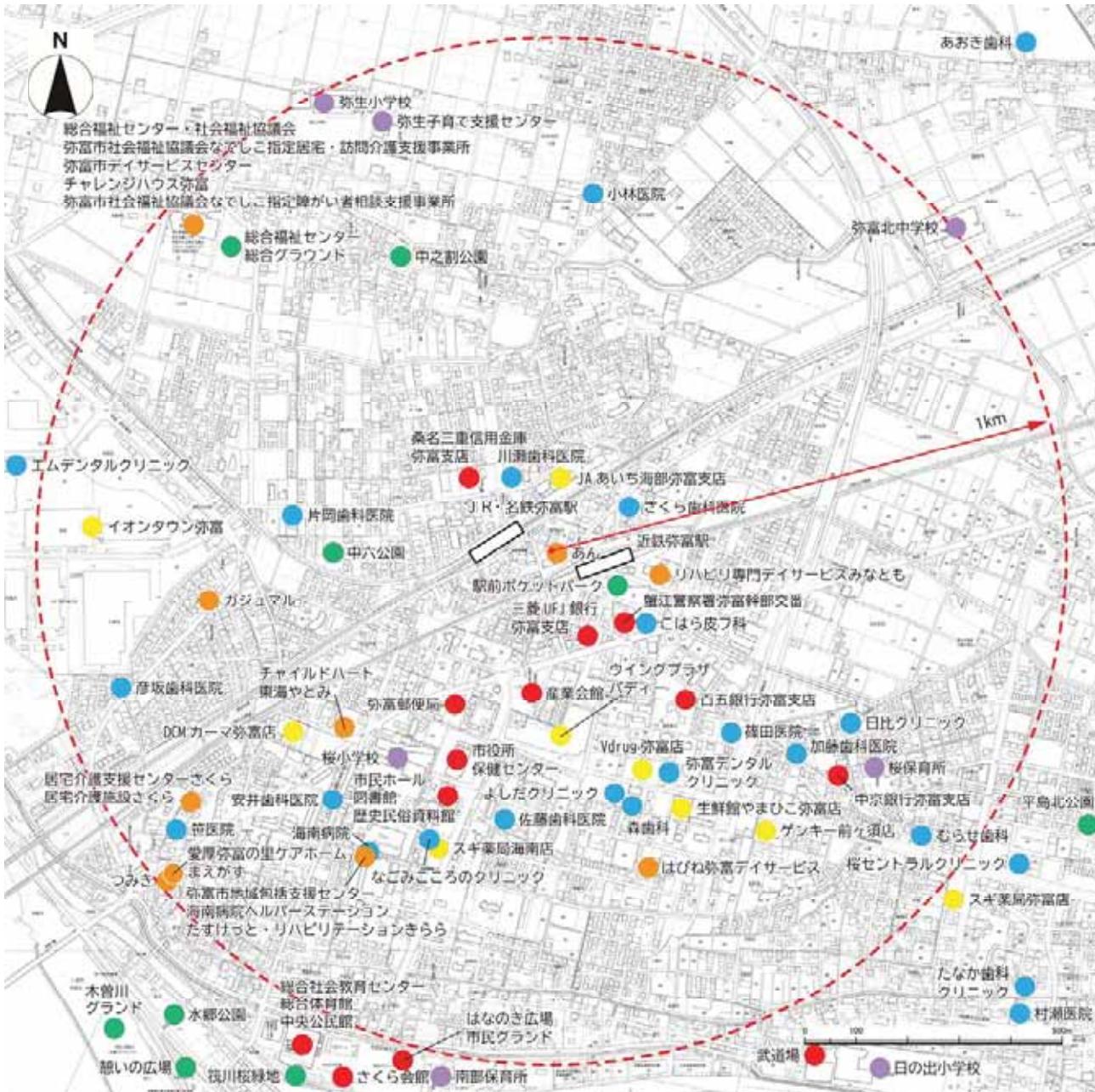


近鉄佐古木駅 車いす対応スロープ出口

(3) 徒歩1km圏域内の生活関連施設状況等

徒歩圏域内の生活関連施設の分布状況を以下に示します。JR・名鉄弥富駅と近鉄弥富駅については概ね同位置にあるため、両駅の間から概ね1km圏域の施設を示します。

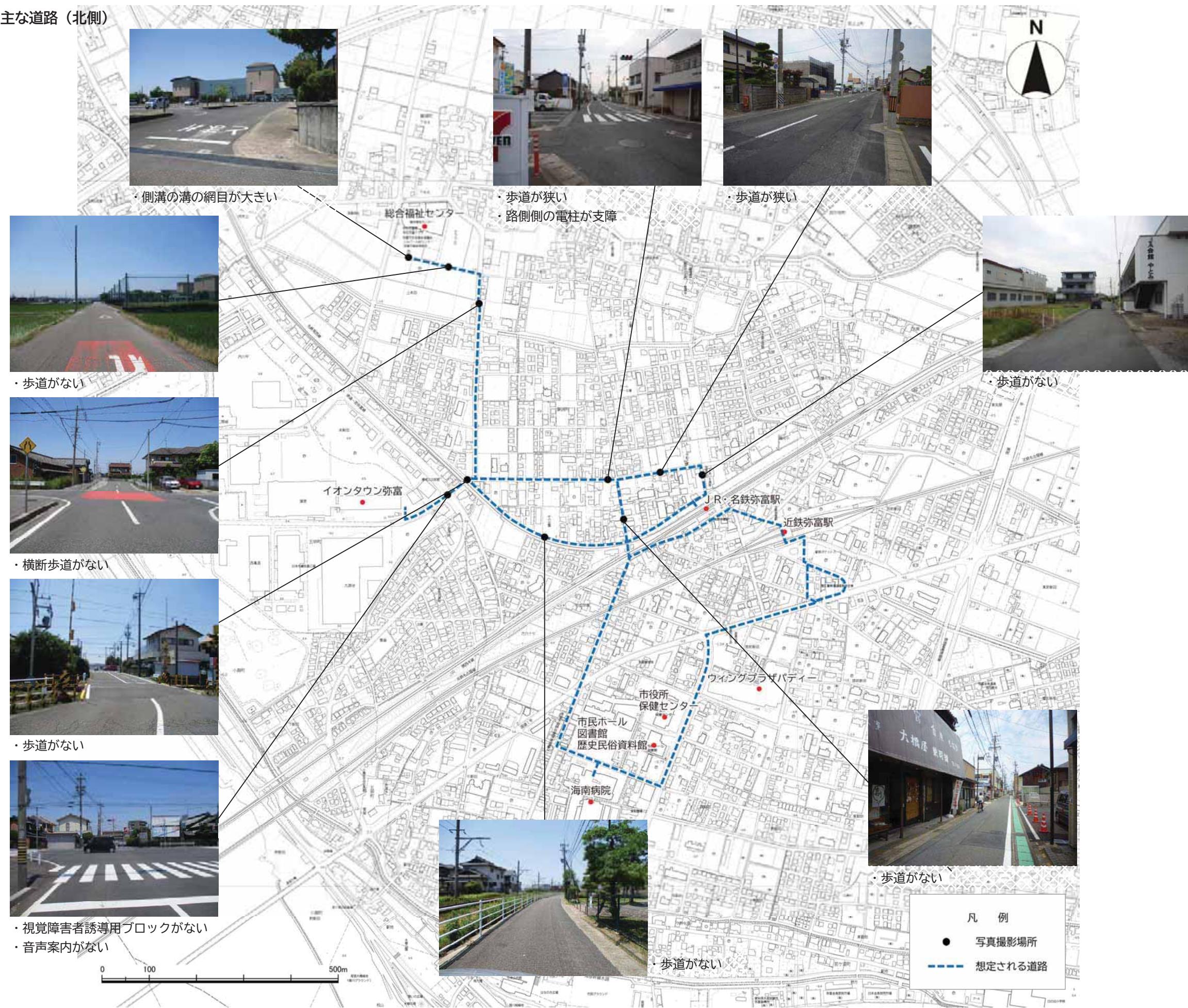
① J R・名鉄弥富駅及び近鉄弥富駅



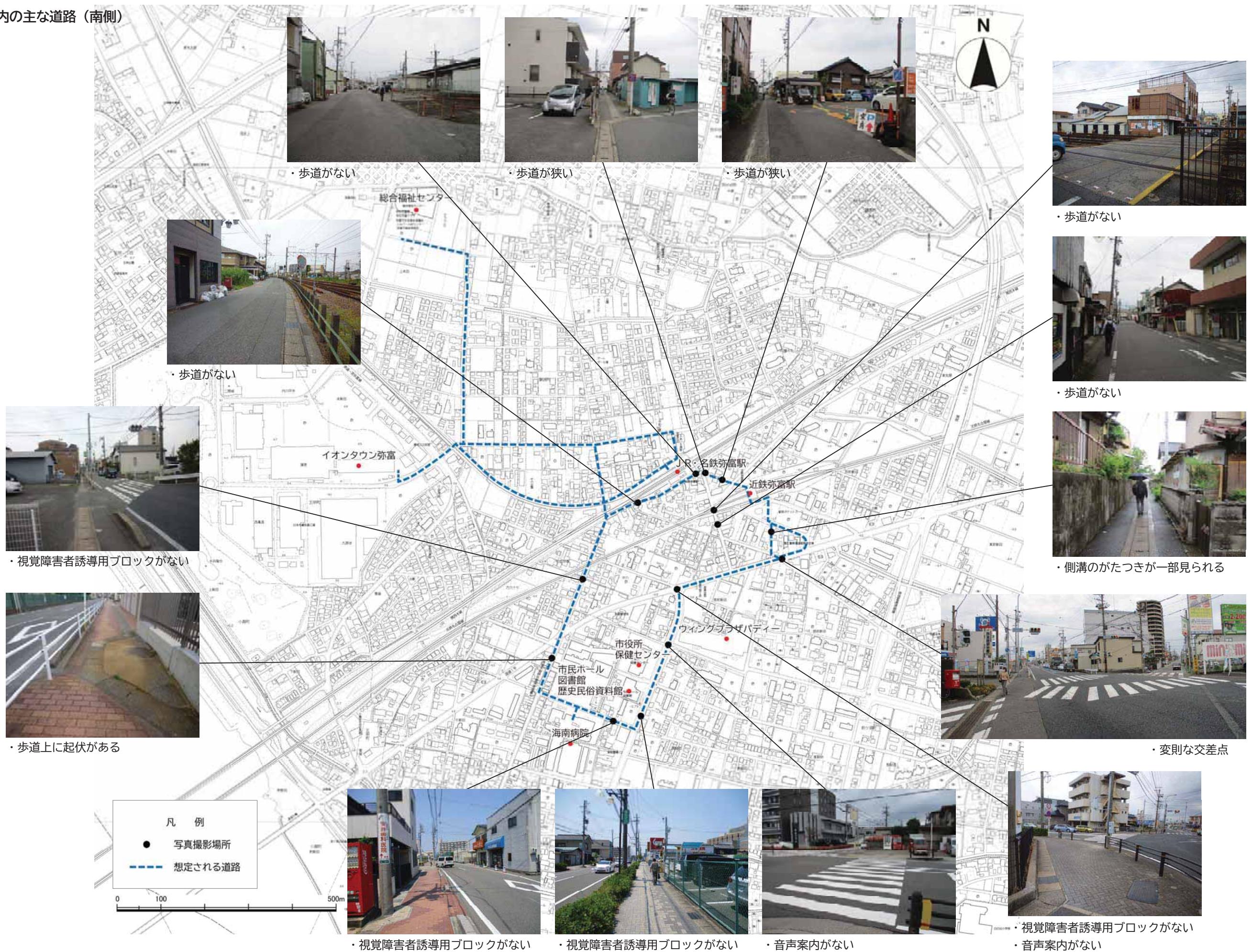
凡 例

- 鉄道駅
- 行政施設等
- 医療施設
- 福祉施設
- 教育施設
- 商業施設等
- 公園等

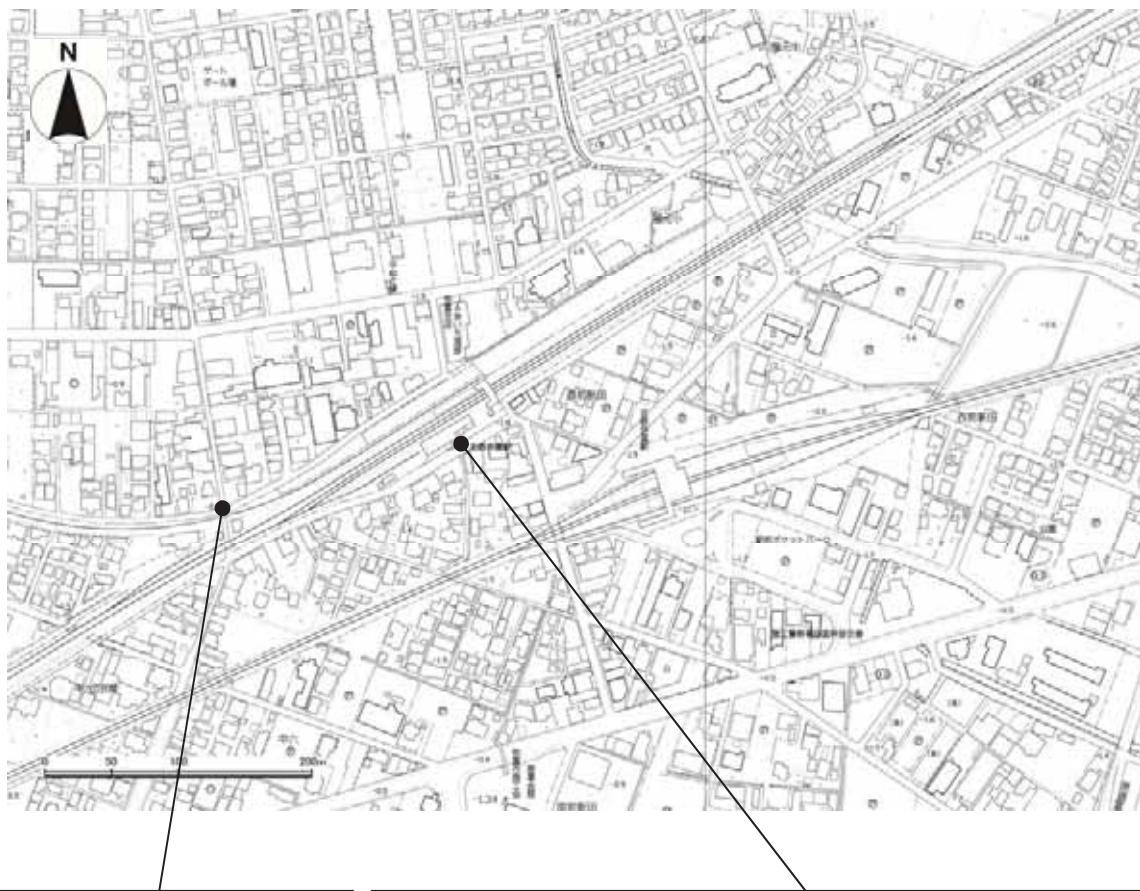
■徒歩1km圏域内の主要な道路（北側）



■徒歩1km圏域内の主な道路（南側）



■ JR・名鉄弥富駅



駅前（北側）



- ・歩車分離がされていない踏切
- ・JRと名鉄の2箇所の踏切が連続

駅前（南側）

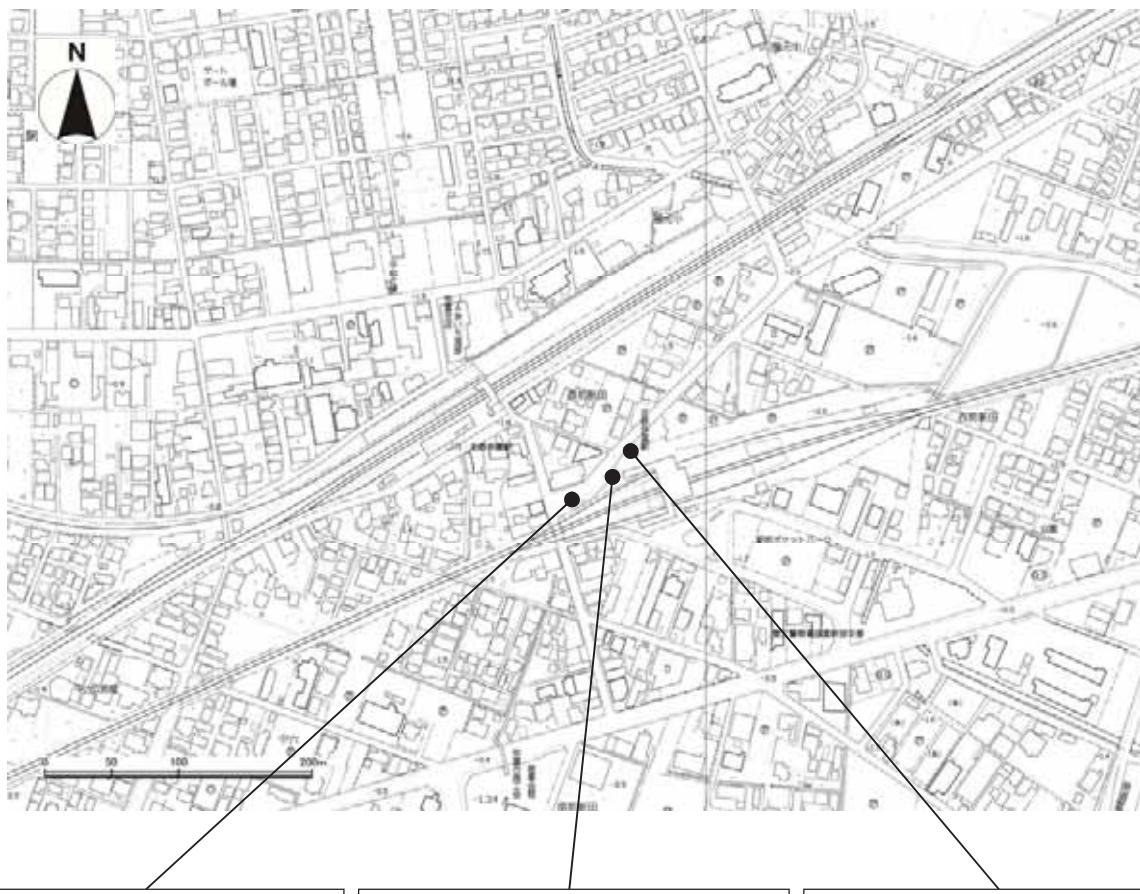


- ・駅舎以外は視覚障害者誘導用ブロックの案内はない



・駅舎内の南北横断は階段のみ

■近鉄弥富駅北側



駅前ロータリー
(バス乗降場)



- ・バス乗降場のみ縁石がない

駅前ロータリー
(視覚障害者誘導用ブロック)



- ・横断歩道幅に対して点状ブロックの設置幅が狭い（横断歩道部）

駅前ロータリー
(タクシー乗降場)

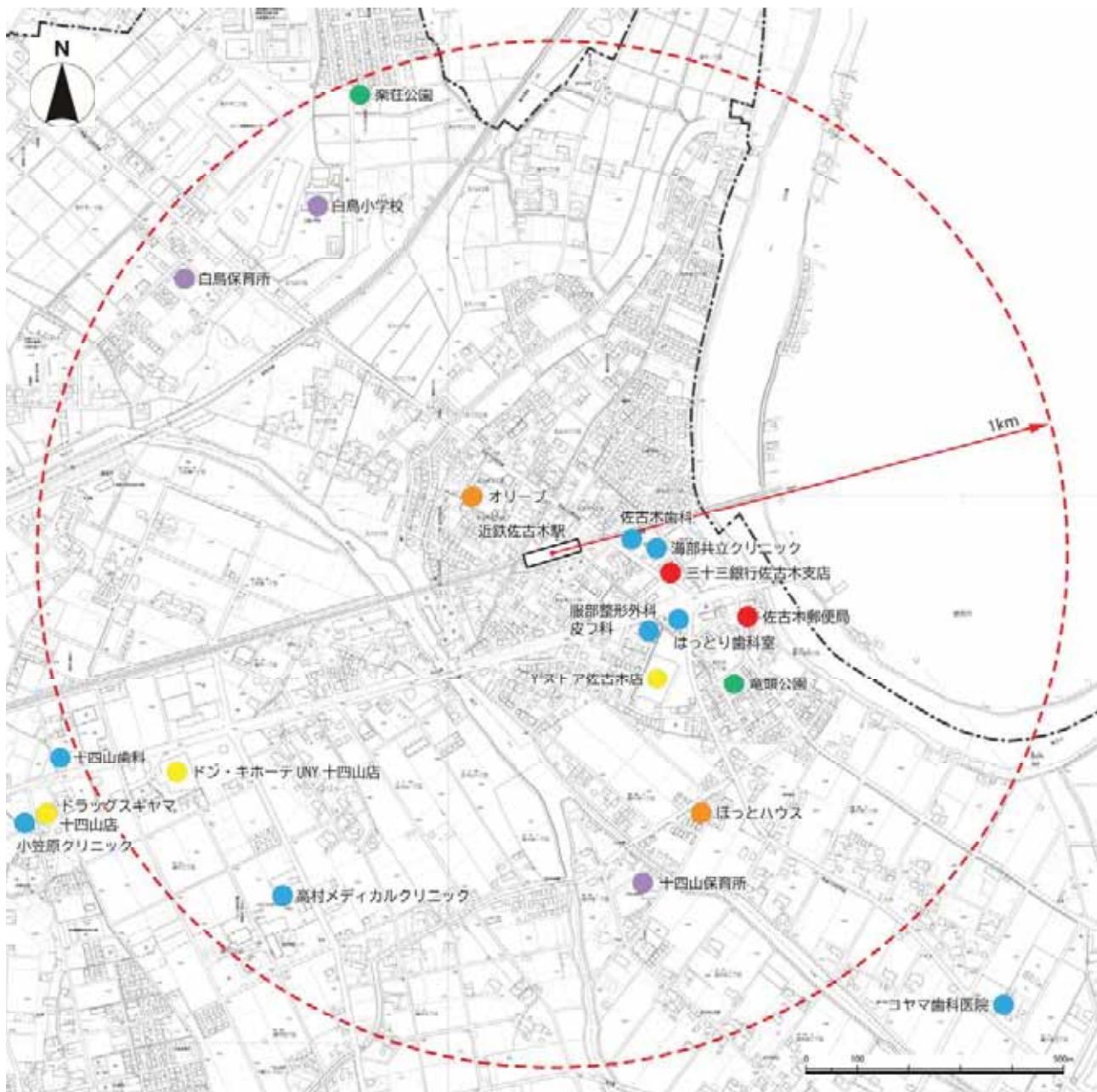


- ・歩道とタクシー乗降場の間に縁石がある

■近鉄弥富駅南側

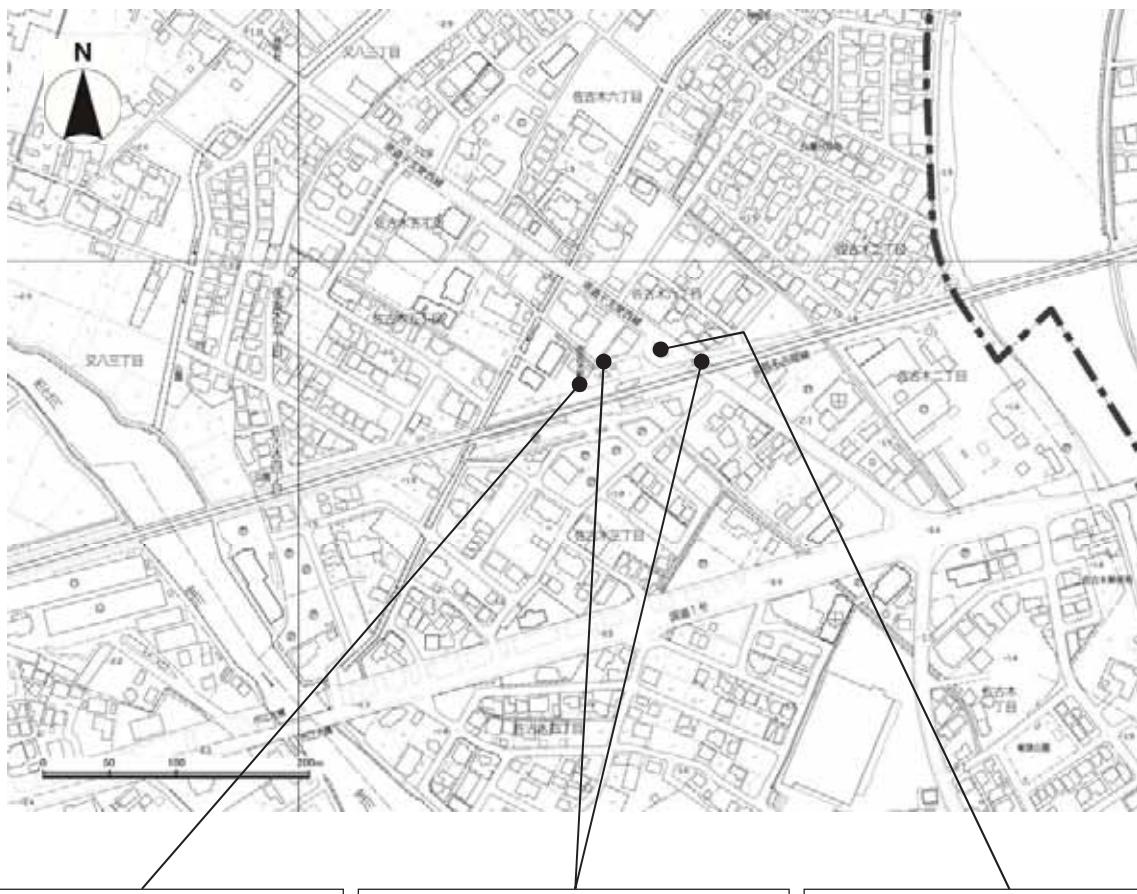


②佐古木駅



凡 例	
■	鉄道駅
●	行政施設等
●	医療施設
●	福祉施設
●	教育施設
●	商業施設等
●	公園等

■佐古木駅北側



- ・インターホンにより係員の呼出し
が必要
- ・車いす利用者など係員の手伝いが
必要な場合は、近鉄蟹江駅に連絡
することが必要

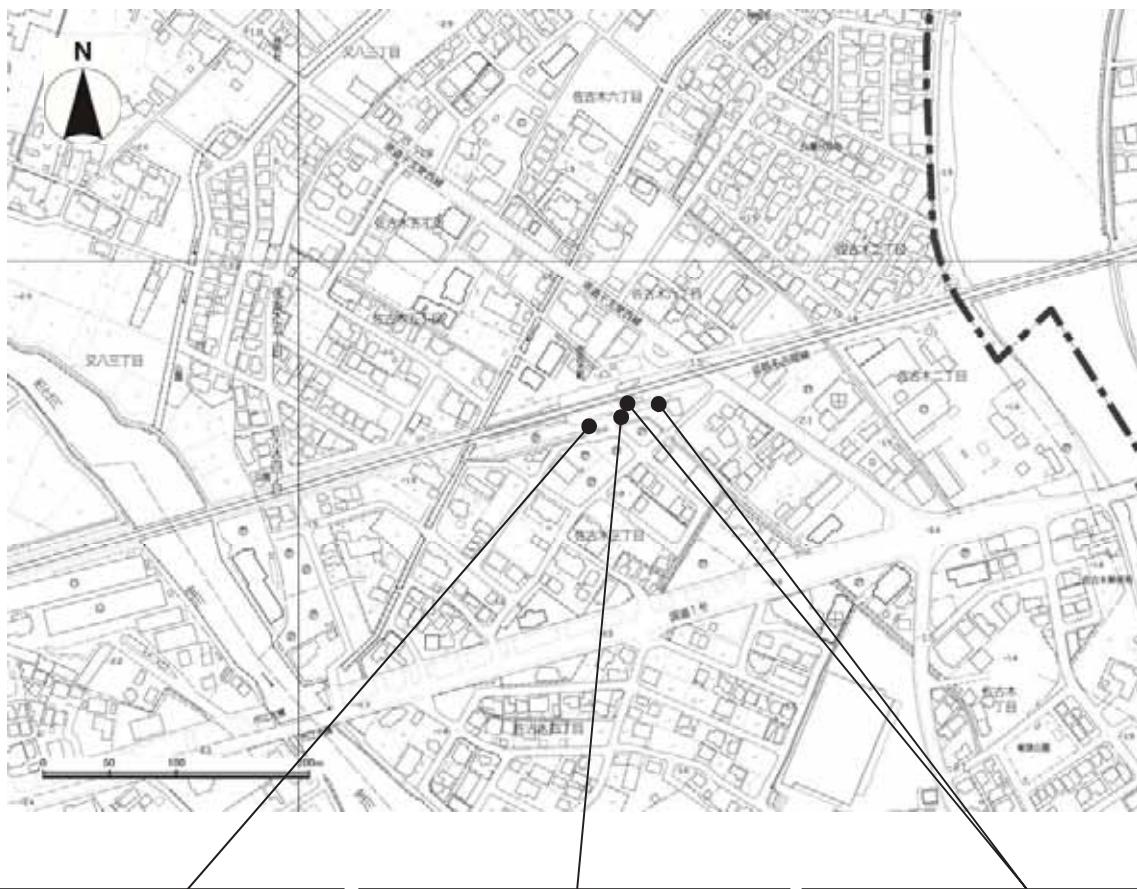


- ・トイレは多目的トイレと男性専用
トイレ
- ・踏切は歩車分離されている



- ・車道と歩道のすり付け勾配がきつい
- ・横断歩道部に視覚障害者誘導用ブ
ロックがない

■佐古木駅南側



駅前（南側）



- ・「乗降場」のマークが消えている
- ・乗降場は車道と一体化している

駅前（南側）



- ・駅出口と自転車置き場側の通路に段差あり
- ・視覚障害者誘導用ブロックは駅舎出入口の階段部のみ

駅前（南側）



- ・スロープによる駅舎への入場はインターホンにより係員の呼出しが必要

3 関連法令及び上位関連計画等の整理

(1) 関連法令

①改正バリアフリー法

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の一部を改正する法律が、令和3（2021）年4月1日（一部の規定は令和2（2020）年6月19日施行）に施行されました。

改正後のバリアフリー法の概要は、以下のとおりです。（赤字は令和2（2020）年6月19日施行、青字は令和3（2021）年4月1日施行）

■国が定める方針

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| ○移動等円滑化の意義及び目標 | ○施設設置管理者が講ずべき措置 |
| ○移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の指針 | |
| ○基本構想の指針 | ○国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項 |
| ○情報提供に関する事項 | ○その他移動等円滑化の促進に関する事項 |

■国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| ○移動等円滑化の意義及び目標 | ○施設設置管理者が講ずべき措置 |
| ○移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の指針 | |
| ○基本構想の指針 | ○国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項 |
| ○情報提供に関する事項 | ○その他移動等円滑化の促進に関する事項 |

■公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、情報提供、優先席・車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - ・旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守（新設等は義務、既存は努力義務）
 - ・他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
 - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
 - ・ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務（一定規模以上の公共交通事業者等）

■地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- 市町村が作成するマスタープランや基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- マスタープランにおいて、その他の記載事項として記載可能だった「心のバリアフリー」に関する事項を計画に明記することを求めることとし、移動等円滑化に係るソフト面での取組を推進
- 基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業を位置付けることで、関係者による事業の実施を促進（マスタープランには具体的な事業について位置づけることは不要）
- 定期的な評価・見直しの努力義務

■当事者による評価

- 高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価（移動等円滑化評価会議）

※令和2（2020）年6月19日施行分の詳細

国民に向けた広報啓発の取組推進

市町村等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携（主務大臣に文科大臣を追加）

- 目的想定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針（マスターplan*）の記載事項に「心のバリアフリー」に関する事項を追加

※旅客施設を中心とした地区等において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもの（具体的な位置づけは不要）

- 市町村が作成する基本構想に記載する事業メニューの一つとして、心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を追加

- 「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助（※予算関連）

- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等に関する規定を創設

基本構想制度について

旅客施設など、高齢者、障害者等が利用する施設が集積する地区（「重点整備地区」）において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、面的なバリアフリー化を実現するための「基本構想」を市町村が作成。

基本構想には、ハード整備に関する事業（公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業）を位置づけることで、関係者に事業の実施が義務付けられる。

※令和3（2021）年4月1日施行分の詳細（1/2）

公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

■公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務の創設

- 公共交通事業者等は、旅客施設・車両等の新設等の場合のハード基準への適合義務に加え、役務の提供の方法に関する基準（ソフト基準*）を遵守しなければならないこととする。

※スロープ板の適切な操作、適切な明るさの確保等

■交通結節点における移動等円滑化に関する協議への応諾義務の創設

- 高齢者、障害者等による旅客の乗継ぎを円滑に行うため、公共交通事業者等が他の公共交通事業者等に対し、ハード・ソフト（旅客施設、情報提供等）の移動等円滑化に関する協議を求めたときは、当該地の公共交通事業者等は、当該措置により旅客施設の有する機能に著しい支障をおぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならないこととする。

※令和3（2021）年4月1日施行分の詳細（2/2）

国民に向けた広報啓発の取組推進

■優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

○国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障

害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加

○公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載事項に「車両の優先席、

車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用」等を追加

施設設置管理者が講ずべき具体的措置

真に必要な方が円滑に利用できるよう、一般利用者に対して、ポスターの掲示、車内放送等での呼びかけ等

■バリアフリー基準適合義務の対象拡大

○公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加

②人にやさしい街づくりの推進に関する条例（愛知県）

■基本方針

ひとにやさしい街を実現するために…

○すべての県民が円滑に利用できるよう建築物等の整備を促進します。

○すべての県民が自らの意思で円滑に移動できるよう道路、公共交通機関の施設等の整備を推進します。

■「人にやさしい街づくり」を推進するための役割

○県民は？…人にやさしい心を育む

人にやさしい街づくりへの理解を深め、やさしい心を育むとともに、人にやさしい街づくりにご協力をお願いします。

○事業者は？…人にやさしい施設をつくり、やさしいサービスを提供する

だれもが円滑に利用することができるよう施設の整備を進め、その機能を維持するとともに、人にやさしいサービスを提供するよう、人にやさしい街づくりにご協力をお願いします。

○市町村は？…人にやさしい街を計画的に実現する

地域の街づくりの主要な担い手として、地域の実績に応じた施策と計画に基づき、人にやさしい公共施設の整備などを行って、人にやさしい街の実現を図ります。

○県は？…人にやさしい施策を実行する

人にやさしい街の実現のため、総合的な施策をつくり、県民、事業者、市町村と協力して実行します。また、人にやさしい街づくりに関する広報活動、啓発活動等を進めます。

■人にやさしい整備が求められる施設（特定施設）

多数の方が利用する施設を「特定施設」と呼び、敷地内の通路や廊下、階段、便所などについて整備基準が定められています。

○特定施設の種類

【特殊建築物】

- ・ 50戸超又は2,000m²以上の共同住宅
- ・ 2,000m²以上の工場
- ・ 学校等 　・ 博物館、美術館、図書館
- ・ 体育館、ボウリング場、水泳場などのスポーツ施設、遊戯場
- ・ 病院、診療所、施術所 　・ 社会福祉施設 　・ 劇場、映画館、演芸場、観覧場
- ・ 公会堂、集会場 　・ 展示場 　・ 百貨店、マーケットなどの店舗 　・ 飲食店、喫茶店
- ・ 理髪店、クリーニング取次店 　・ 公衆浴場 　・ ホテル、旅館

【事務所】

- ・ 国、県、市町村などの事務所
- ・ 銀行その他金融機関の事務所
- ・ 2,000m²以上の事務所

【公衆便所】

【地下街等】

【道路】

【公園、緑地等】

【旅客施設】

- ・ 鉄道の駅、軌道の停留場、バスターミナル、港旅客施設、空港

【駐車場】

【50戸以上の1団地の住宅施設等】

(2) 上位・関連計画

①名古屋都市計画区域マスタープラン

■策定年次

平成 31 (2019) 年 3 月

■計画期間

平成 31 (2019) 年度～令和 12 (2030) 年度 (12 年間)

■基本理念

リニア開業によるインパクトを活かし、多様な産業と高次の都市機能が集積した世界へ飛躍する都市づくり

■都市づくりの目標

○大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保に向けた目標

都市計画道路の整備や交通安全対策を推進し、また生活関連施設を結ぶ経路を中心に歩行経路のバリアフリー化や自転車利用空間のネットワーク化を進め、安全安心に移動できる都市空間の形成を目指します。

②第2次弥富市総合計画

■策定年次

平成 31 (2019) 年 3 月

■計画期間

基本構想：平成 31 (2019) 年度～令和 10 (2028) 年度 (10 年間)

前期基本計画：平成 31 (2019) 年度～令和 5 (2023) 年度 (5 年間)

■まちの将来像

地域でつくる「人・自然・文化」の調和 輝く未来へ繋ぐまち・弥富

■まちづくりの基本目標

基本目標5 良好な都市基盤が整った便利で快適に暮らせるまち

【施設目標】4 市街地の整備

○主要施策と概要

市街地の計画的整備【重点施策】

- ・ J R ・ 名鉄弥富駅の自由通路及び橋上駅舎の整備を行うことで、鉄道により分断された南北の連絡の確保及びバリアフリー化を図ります。
- また、自由通路整備に合わせ、弥富駅北口駅前広場を整備し、交通結節点としての機能向上を図ります。

○主要事業

- ・ J R ・ 名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業
- ・ 弥富駅北口駅前広場等整備事業

③弥富市都市計画マスターplan

■策定年次

平成 31 (2019) 年 3 月

■計画期間

平成 31 (2019) 年度～令和 10 (2028) 年度 (10 年間)

■都市の将来像

地域でつくる「人・自然・文化」の調和 輝く未来へ繋ぐまち・弥富

■都市づくりの基本目標

便利・快適に暮らせるコンパクトな都市づくり

■分野別方針

道路・交通の方針

快適で安全な道づくり

歩行空間・自転車道の充実	<ul style="list-style-type: none">各駅や市役所庁舎などの拠点周辺については、市民が安心して利用できるよう歩行者・自転車が通行しやすい環境確保を図ります。弥富駅に接続する(都)弥富名古屋線や佐古木駅に接続する(都)子宝愛西線については、歩道の整備を促進します。
--------------	---

公共交通の充実

交通拠点の整備	<ul style="list-style-type: none">弥富駅・佐古木駅は名古屋市などへの通勤・通学利用が多い駅であることから、駅前広場等の整備により交通結節点機能の充実を検討します。駅から周辺の集客施設等へのアクセスについて、駅構内をはじめとする施設のバリアフリー化を図るとともに、ユニバーサルデザインの視点から、すべての人が円滑に移動できる利用しやすい交通環境の形成に努めます。J R・名鉄弥富駅の自由通路及び橋上駅舎化整備を進め、J R・名鉄弥富駅と近鉄弥富駅の連絡性の向上を図るなど、安全性・利便性の高い交通拠点の形成に努めます。
---------	---

④弥富市立地適正化計画

■策定年次

令和 2 (2020) 年 3 月

■計画期間

令和 2 (2020) 年度～令和 17 (2035) 年度 (16 年間)

■弥富市の将来像

地域でつくる「人・自然・文化」の調和 輝く未来へ繋ぐまち・弥富

■都市づくりの基本目標

安全・安心な生活を守る強くしなやかな都市づくり

⑤弥富市総合交通戦略

■策定年次

令和3（2021）年3月

■計画期間

短期：令和3（2021）年度～令和5（2023）年度（5年間）

中期：令和6（2024）年度～令和10（2028）年度（5年間）

長期：令和11（2029）年度～

■都市交通の将来像

地域が繋がり人がにぎわう、快適な都市交通の実現～移動環境が整ったまち・弥富～

■戦略目標

「交通結節点でのにぎわいを生み出す多様な移動環境づくり」

JR・名鉄・近鉄の鉄道3路線が交わる弥富駅では、鉄道やコミュニティバス、タクシーの公共交通だけでなく、自動車、自転車、徒歩など多様な交通手段がアクセスし、乗り継ぎができる結節点として、誰もが効率的かつスムーズに移動できる環境づくりを進めます。また、2つの駅の連絡性を向上させ、すべての市民が利用しやすい交通環境の整備を図ります。

○方針1 にぎわいを創出する弥富駅の交通結節機能の強化

にぎわいを創出する弥富駅の交通結節機能の強化円滑化を図ります。また、まちの顔としてふさわしい空間としてランドマーク的機能を向上させ、駅利用者や市民が集い・交流するためのにぎわい空間づくりに向けて交流・サービス機能の拡充を進め、弥富駅の総合的な交通結節機能の強化を図ります。

○方針2 多様な移動環境に対応した駅周辺のバリアフリー化

駅周辺のアクセスについて、公共交通、歩行者、自転車等多様な交通手段に対応し、駅構内、駅前広場等施設のバリアフリー化を図るとともに、ユニバーサルデザインの視点から、すべての人が円滑に移動できる利用しやすい交通環境の形成に努めます。

■アクションプログラム

施策パッケージ1 「利便性の高い交通結節点の形成」

自由通路・橋上駅舎化

○事業目的

JR・名鉄弥富駅周辺においては、JR・名鉄線による市街地の分断を解消するため、JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化を進め、JR・名鉄弥富駅と近鉄弥富駅の連絡性の向上や南北地区の連携強化を図るなど、安全性・利便性の高い交通拠点の形成に努めます。

また、駅構内をはじめとする施設のバリアフリー化を図り、すべての人が円滑に移動できる利用しやすい環境の駅舎を整備します。

○事業概要

JR・名鉄弥富駅自由通路・橋上駅舎化事業

JR・名鉄弥富駅に自由通路及び橋上駅舎を整備することで、駅北側からのアクセス利便性の向上や、鉄道により分断された南北の連絡性の向上を図ります。

また、自由通路によるバリアフリーな移動経路を確保し、東西の踏切を通行する歩行者の自由通路への転換を促すことで、安全・安心な移動環境の形成を図ります。

駅前広場の整備

○事業目的

弥富駅は名古屋市などへの通勤・通学利用が多い駅であることから、駅への安全性・利便性を向上させるため、駅前広場の整備を進め、交通結節機能の強化、各交通手段の乗り換えの円滑化による拠点へのアクセスの向上を図ります。

○事業概要

・JR・名鉄弥富駅の北口駅前広場等整備事業

弥富駅自由通路整備に合わせ、北口駅前広場を整備し、コミュニティバスの乗入れやタクシー乗降場所などの整備による公共交通相互の乗り継ぎ利便性の向上のほか、歩行者が安全・安心に通行できるバリアフリー環境を整備し、交通結節点としての機能向上を図ります。

・近鉄弥富駅の駅前広場（北側）整備事業

近鉄弥富駅の北口駅前広場を整備し、JR・名鉄弥富駅と近鉄弥富駅の連絡性の向上や、一般車によるキスアンドライドも安全にできる環境を整備し、安全性・利便性の高い交通拠点の形成に努めます。

・近鉄佐古木駅の駅前広場整備事業

近鉄佐古木駅の駅前広場を整備し、安全性・利便性の高い交通拠点の形成に努めます。

施策パッケージ4 「安全・快適な道路空間の確保」

交通安全対策の推進

○事業目的

子どもや高齢者を事故から守り、誰もが安全に安心して外出できる交通環境の整備を進めるため、交通安全に関する啓発等の推進、交通安全施設の整備、通学時の安全対策の推進など、交通安全対策を推進します。

○事業概要

・交通安全事業

警察・交通安全推進協議会・金魚クラブ（保育所保護者）などとの連携のもと、交通指導員による交通指導をはじめ、子どもや各年齢層に応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を推進します。また、市民による防犯パトロールを実施します。

・道路維持事業（交通安全施設の維持・整備）

危険箇所の点検・調査を行いながら、国・県道の安全な道路環境の整備を推進していくとともに、市道についても交通量の多い路線や通学路を中心にガードレール、カーブミラー、道路照明などの交通安全施設の維持・整備を図ります。

・通学路の安全強化事業

通学路の安全点検を強化し、児童・生徒の安全・安心な環境を整備します。

歩行者・自転車空間の整備

○事業目的

歩行者・自転車のための環境整備については、限られた道路空間を有効に活用しながら、歩行者や自転車の利用に適切な幅員を確保するとともに、歩行者・自転車の利用空間の連続性の確保などを推進します。また、各駅や市役所などの拠点周辺については、市民が安心して利用できるよう歩行者・自転車が通行しやすい環境の確保を図るため、歩道の設置を推進します。

○事業概要

・市道鎌倉 308 号線の歩道設置

広域営農団地整備計画の区域内にある市道鎌倉 308 号線について、歩道設置及び道路改良の整備を進めることにより、交通の安全性及び利便性の向上を図ります。

・市道鎌倉鍋平 1 号線の歩道設置

広域営農団地整備計画の区域内にある市道鎌倉鍋平 1 号線について、歩道設置及び道路改良の整備を進めることにより、交通の安全性及び利便性の向上を図ります。

・(県) 子宝愛西線（子宝工区）の歩道設置【地域幹線道路】

弥富市十四山地区と愛西市南部地区を結ぶ路線のうち、子宝工区は付近に十四山東部小学校等の施設があることから歩行者等が多いにもかかわらず、歩道の連続性が確保されておらず、また、名古屋港周辺からの大型車の交通量も多いため、歩行者等が安全に通行できるよう、歩道不連続箇所へ歩道を整備します。

・(県) 子宝愛西線（又八工区）の歩道設置【地域幹線道路】

弥富市十四山地区と愛西市南部地区を結ぶ路線のうち、又八工区は付近に近鉄佐古木駅等の施設があることから歩行者等が多いにもかかわらず、歩道の連続性が確保されていないため、歩行者等が安全に通行できるよう、歩道不連続箇所へ歩道を整備します。

・(県) 一宮弥富線（海老江 1 丁目工区）の歩道設置【地域幹線道路】

一宮市と弥富市を結ぶ路線のうち、海老江 1 丁目工区は名古屋蟹江弥富線と国道 1 号の間に位置しており大型車も含め交通量が多く、当工区は通学路であるものの、歩道として必要な幅員が確保されていないため、歩行者等が安全に通行できるよう、歩道の拡幅整備を行います。

⑥弥富市地域公共交通計画

■策定年次

令和3（2021）年3月

■計画期間

令和3（2021）年度～令和7（2025）年度（5年間）

■基本理念

市民生活と地域を支える持続可能な地域公共交通の確保・維持

■地域公共交通の展開方針

公共交通網を考える上で重要なエリアや拠点

○都市機能誘導エリア

立地適正化計画において都市機能誘導区域として位置づけられている区域を、本計画においても「都市機能誘導エリア」として位置づけ、各幹線や支線などにより移動を支え、都市機能や生活利便性の向上と維持を図ります。

- ・弥富駅周辺地区、佐古木駅周辺地区

○重点運行エリア

都市機能誘導エリアを含む総合福祉センターから海南病院までの弥富駅周辺のエリアには主要な施設が多く立地し、広域幹線である鉄道の近鉄弥富駅、JR・名鉄弥富駅も立地する本市の中心部です。そこで、このエリアについては、地域幹線を各地域から集積させ、運行頻度も高く、各主要な施設でも乗り継ぎも可能な「重点運行エリア」として位置づけ、特に移動利便性の高い環境を形成します。

- ・総合福祉センターから海南病院までの弥富駅周辺地区

○地域拠点施設

都市機能誘導エリア以外の地域で、都市計画マスタープランにおいて地域生活拠点として位置づけられているエリアなどに立地する主要な施設を「地域拠点施設」として位置づけ、地域幹線や支線などで結び、快適なバス待ちや乗り継ぎができる拠点として、日常的な生活移動の利便性向上を図ります。

- ・総合福祉センター、鍋田支所、南部コミュニティセンター、いこいの里、十四山支所、十四山総合福祉センター

⑦弥富市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画

■策定年次

令和3（2021）年3月

■計画期間

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度（3年間）

■基本理念

生涯健康、活き活き、住み慣れた地域で安心できるまち やとみ

■基本目標

基本目標Ⅰ 生涯を健康で活き活きと活動する

基本目標Ⅱ 地域で安心して暮らし続ける

基本目標Ⅲ 安定した生活の場を確保する

⑧弥富市障がい者計画・第6期弥富市障がい福祉計画・第2期弥富市障がい児福祉計画

■策定年次

令和3（2021）年3月

■計画期間

障がい者計画：平成30（2018）年度～令和5（2023）年度（6年間）

障がい福祉計画：令和3（2021）年度～令和5（2023）年度（3年間）

障がい児福祉計画：令和3（2021）年度～令和5（2023）年度（3年間）

■基本理念

共に認め、支え合うまち、その人らしく生きるを支援する・弥富

■基本目標

基本目標7 ノーマライゼーションの推進

基本施策7-1 心のバリアフリー化

基本施策7-2 生活環境のユニバーサルデザイン化の推進

第2章 バリアフリー基本構想

1 バリアフリー基本構想の目標

弥富市総合計画、弥富市都市計画マスターplan、弥富市地域公共交通計画ならびに弥富市障がい者計画等のバリアフリーに関する方針や考え方と、バリアフリーを取り巻く社会の変化を踏まえて、本基本構想の目標を次のように定めます。

『だれもが安心・安全かつ快適に暮らせるまちづくり』

本市では、第2次総合計画において、将来像である『地域でつくる「人・自然・文化」の調和 輝く未来へ繋ぐまち・弥富』の実現に向けて、まちづくりの目標として、「いつまでも住み続けたい安全・安心なまち」「笑顔あふれる、健やかで共に支え合うまち」「心豊かで文化を育む人づくりのまち」「人と地域の資源を活かし、にぎわいを生み出すまち」「良好な都市基盤が整った便利で快適に暮らせるまち」「市民と行政がつながり、共につくるまち」を掲げ、交通安全対策の推進、子育て、障がいのある方、高齢者支援の充実、地域福祉の充実、青少年の健全育成、道路・交通網の充実、住環境の整備、市街地の整備、多様な主体との交流・連携の推進、情報の共有などが施策目標として示されています。

あらゆる人がバリアフリー化に取り組むことにより、高齢者や障がいのある方、そして子ども連れの方等をはじめとしたあらゆる人が、安全・安心かつ快適なまちを享受することができます。そして、その取組を通じて、人々の多彩な交流が生まれ、豊かな心が育まれ、住み続けるまちとなるようバリアフリー化に取り組みます。

2 バリアフリー基本構想の基本方針

バリアフリー基本構想の基本方針を次のように定めます。

①交通結節点としての充実・強化

鉄道やコミュニティバス、タクシーの公共交通だけでなく、自動車、自転車、徒歩など多様な交通手段がアクセスし、乗り継ぎができる交通結節点として、市民だけでなく来訪者も含めたあらゆる人が効率的かつスムーズに移動できる環境づくりを進めます。

②安心・安全な移動経路の整備

高齢者や障がいのある方等をはじめ、妊産婦やけが人、乳幼児連れや大きな荷物を持った方等、あらゆる人が、安全かつ安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方や身体の機能上の制約に応じて移動できる、安心・安全で快適な空間の形成をめざします。

③心のバリアフリーや情報のバリアフリーの推進

高齢者や障がいのある方等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするために、施設整備（ハード面）だけではなく、高齢者や障がいのある方等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する心のバリアフリーや情報のバリアフリーの推進に取り組みます。

④多様な主体との交流・連携の推進

各事業者や国・県・市と連携を図り、一体的かつ重点的なバリアフリー化を推進します。また、効果的な整備を進めるため、市民、事業者、国・県・市の役割を明確にするとともに、計画・設計段階での高齢者や障がいのある方等との意見交換の実施等、市民参加を基本としたバリアフリー化の仕組みづくりに取り組みます。

緊急性や重要度を勘案したうえで優先的に実施する事業を明確にし、重点的かつ効率的な整備を行います。また、計画・設計、事業の実施、評価、改善、他の事業への反映といったプロセスにより、持続的かつ効果的なバリアフリー化に取り組みます。

第3章 移動等円滑化に関する問題点及び課題

1 アンケート調査

①調査目的

市民が普段の生活の中でよく利用する鉄道駅及び施設と、その周辺を移動する際にバリアフリーに関して困っていること（問題点）などを把握し、バリアフリー化に当たっての留意点把握や方針検討のための定量的な基礎資料とすることを目的に実施しました。

②調査対象

バリアフリー法の趣旨や少子高齢化などの社会情勢、調査の目的を踏まえ、市内在住の、令和3年5月時点の高齢者（65歳以上）・障がいのある方・子育て世代（0歳～6歳未満）を対象として実施しました。

③配布回収方法

郵送による配布回収

④配布期間

令和3（2021）年6月16日（水）～7月2日（金）

⑤回収結果

アンケートの回収結果は、以下のとおりです。

表 アンケート回収結果

対象者	対象者数 (母数)	配布数 (抽出数)	回収数	回収率	抽出方法
高齢者 (65歳以上)	約10,000人	300	146	48.7%	住民基本台帳から無作為抽出
障がいのある方	約2,000人	500	219	43.8%	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持者から無作為抽出
子育て世代 (0歳～6歳未満)	約3,000世帯	300	95	31.7%	住民基本台帳から無作為抽出
不明	—	—	9	—	
計	—	1,100	469	42.6%	

⑥アンケート調査結果

ア 調査結果のまとめ

(ア) 市内のバリアフリー満足度

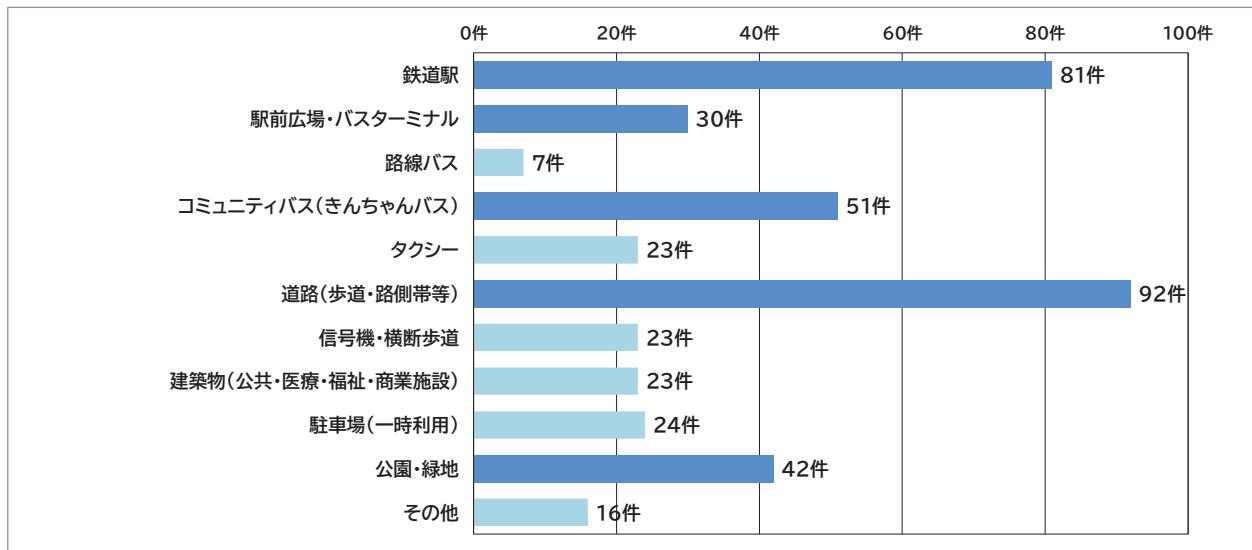
「鉄道駅」及び「駅前広場」については、「近鉄弥富駅」は満足度が高くなっています。一方で「JR・名鉄弥富駅」、「近鉄佐古木駅」は不満を感じています。

「公共施設（市役所等）」、「医療・福祉施設」については、満足度が高くなっています。

「歩行空間」については、不満を感じています。

(イ) 市内のバリアフリーの課題について

「道路（歩道・路側帯）」についての意見が最も多く、次いで「鉄道駅」、「コミュニティバス（きんちゃんバス）」、「公園・緑地」、「駅前広場・バスターミナル」について意見が挙げられています。



【主な意見】

- ① 「道路（歩道・路側帯）」では、「歩道や路側帯の設置」に関する意見が最も多く、次いで「段差やでこぼこの解消」、「道路が狭い」などの意見が多い。特に車いすやベビーカー利用者は、道路の通行に危険や不便を感じています。
- ② 「鉄道」では、JR・名鉄弥富駅及び近鉄佐古木駅が「階段しかない」ことを問題とする意見が最も多い。また、両駅について「エレベーターまたはエスカレーター」の設置を要望する意見も多い。
- ③ 「コミュニティバス（きんちゃんバス）」では、「バス停の位置」、「本数」についての意見が最も多く、次いで「バス停や車両のバリアフリー化」に関する意見が多い。
- ④ 「公園・緑地」では、「維持管理」、「配置」、「遊具」、「トイレ」、「駐車場」の整備に関する意見が多い。

(ウ) 弥富駅周辺で移動する際に、不便や支障を感じること

全体的な回答の傾向として、「歩道が狭い」が最も多く、次いで「段差やデコボコがある」、「歩道が少ない（ない）」、「ルールやマナーを守らない自転車・車が怖い」、「踏切の横断が怖い」などの回答が多くなっています。

【回答が多い項目】

- ① 歩道が狭い 51.2%
- ② 段差やデコボコがある 38.4%
- ③ 歩道が少ない（ない） 37.9%
- ④ ルールやマナーを守らない自転車・車が怖い 37.0%

全体と比較して高齢者の方は、「ルールやマナーを守らない自転車・車が怖い」、「バス停やタクシー乗り場、一般乗降場や通路に屋根がない」の回答が多くなっています。

【高齢者の方の回答が多い項目】

- ① 歩道が狭い 44.1%
- ② ルールやマナーを守らない自転車・車が怖い 35.3%
- ③ 段差やデコボコがある 33.3%
- ④ 歩道が少ない（ない） 29.4%
- ⑤ バス停やタクシー乗り場、一般乗降場や通路に屋根がない 29.4%

全体と比較して障がいのある方は、「ルールやマナーを守らない自転車・車が怖い」の回答が多くなっています。

【障がいのある方の回答が多い項目】

- ① 歩道が狭い 46.8%
- ② ルールやマナーを守らない自転車・車が怖い 40.9%
- ③ 段差やデコボコがある 39.6%
- ④ 歩道が少ない（ない） 39.0%
- ⑤ 踏切の横断が怖い 26.3%

全体と比較して子育て世代の方は、「歩道が狭い」、「歩道が少ない（ない）」、「段差やデコボコがある」の回答率が高くなっています。特に「歩道が狭い」は、全体は5割の回答に対して、子育て世代は7割が回答しており、強い不満を感じています。

【子育て世代の方の回答が多い項目】

- ① 歩道が狭い 69.0%
- ② 歩道が少ない（ない） 46.4%
- ③ 段差やデコボコがある 44.0%
- ④ 踏切の横断が怖い 31.0%
- ⑤ ルールやマナーを守らない自転車・車が怖い 31.0%

(I) 心のバリアフリーの実現に向けて

全体的な回答の傾向として、「市民の関心が高まるようにバリアフリーに対する啓発やPR活動」が最も多く、次いで「学校教育でのバリアフリー学習メニューの導入」、「市内のバリアフリーの状況をまとめたマップの作成・配布」などの回答が多くなっています。

【回答が多い項目】

- ① 市民の関心が高まるようにバリアフリーに対する啓発やPR活動 37.7%
- ② 学校教育でのバリアフリー学習メニューの導入 36.1%
- ③ 市内のバリアフリーの状況をまとめたマップの作成・配布 34.3%

全体と比較して高齢者の方は、「高齢者・障がい者を含めた様々な人が交流する機会を増やす」の回答が多くなっています。

【高齢者の方の回答が多い項目】

- ① 市民の関心が高まるようにバリアフリーに対する啓発やPR活動 41.1%
- ② 高齢者・障がい者を含めた様々な人が交流する機会を増やす 36.7%
- ③ 市内のバリアフリーの状況をまとめたマップの作成・配布 33.3%

全体と比較して障がいのある方は、「窓口対応や人的サポートを行う事業者や職員等が研修などで適切な対応方法を学ぶ」の回答が多くなっています。

【障がいのある方の回答が多い項目】

- ① 窓口対応や人的サポートを行う事業者や職員等が研修などで適切な対応方法を学ぶ 40.0%
- ② 市民の関心が高まるようにバリアフリーに対する啓発やPR活動 38.7%
- ③ 学校教育でのバリアフリー学習メニューの導入 36.8%

全体と比較して子育て世代の方は、「学校教育でのバリアフリー学習メニューの導入」の回答が多くなっています。

【子育て世代の方の回答が多い項目】

- ① 学校教育でのバリアフリー学習メニューの導入 46.9%
- ② 市内のバリアフリーの状況をまとめたマップの作成・配布 34.6%
- ③ 高齢者・障がい者を含めた様々な人が交流する機会を増やす 34.6%

(オ) 自由意見

自由意見を整理すると「道路の改修」と「心のバリアフリーの推進」に関する意見が最も多く、次いで「バリアフリー情報の提供」、「公共交通機関の利便性向上」について意見が挙げられています。

イ 調査結果（抜粋）

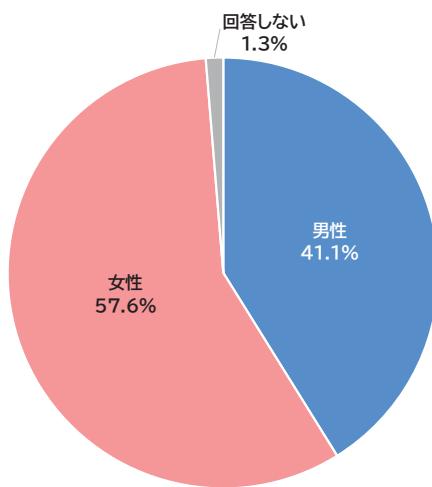
(ア) 回答者について

性別について

- 「女性」が57.6%、「男性」が41.1%となっています。

選択肢	回答者数	割合
1 男性	190	41.1%
2 女性	266	57.6%
3 回答しない	6	1.3%
合 計	462	100%

無回答者 7人

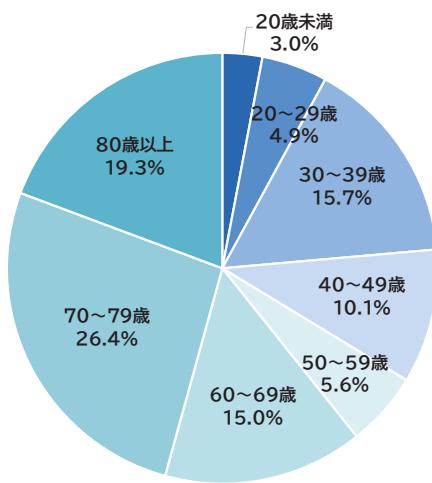


年齢について

- 「70～79歳」が26.4%と最も多く、次いで「80歳以上」が19.3%となっています。

選択肢	回答者数	割合
1 20歳未満	14	3.0%
2 20～29歳	23	4.9%
3 30～39歳	73	15.7%
4 40～49歳	47	10.1%
5 50～59歳	26	5.6%
6 60～69歳	70	15.0%
7 70～79歳	123	26.4%
8 80歳以上	90	19.3%
合 計	466	100%

無回答者 3人

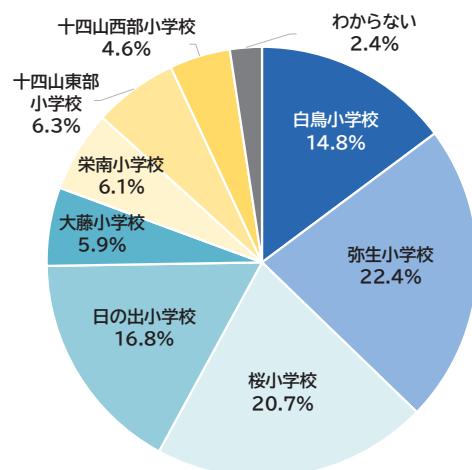


居住地区について

- 「弥生小学校区」が22.4%と最も多く、次いで「桜小学校区」が20.7%となっています。

選択肢	回答者数	割合
1 白鳥小学校	68	14.8%
2 弥生小学校	103	22.4%
3 桜小学校	95	20.7%
4 日の出小学校	77	16.8%
5 大藤小学校	27	5.9%
6 栄南小学校	28	6.1%
7 十四山東部小学校	29	6.3%
8 十四山西部小学校	21	4.6%
9 わからない	11	2.4%
合 計	459	100.0%

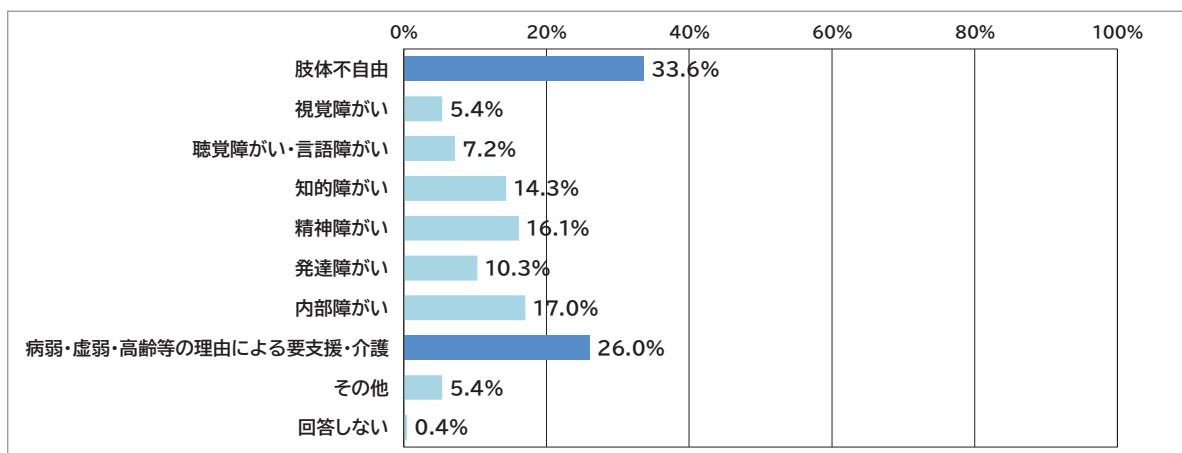
無回答者 10人



障がい等の種類について（複数回答）

- 「肢体不自由」が 33.6% と最も多く、次いで「病弱・虚弱・高齢等の理由による要支援・介護」が 26.0% となっています。

選択肢	件 数	割 合
1 肢体不自由	75	33.6%
2 視覚障がい	12	5.5%
3 聴覚障がい・言語障がい	16	7.4%
4 知的障がい	32	14.3%
5 精神障がい	36	16.1%
6 発達障がい	23	10.3%
7 内部障がい	38	17.0%
8 病弱・虚弱・高齢等の理由による要支援・介護	58	26.0%
9 その他	12	5.4%
10 回答しない	1	0.4%
回答者数	223	-

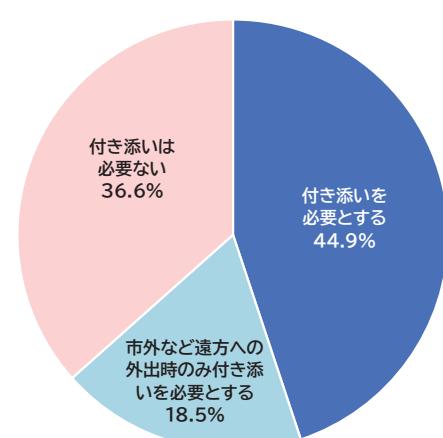


障がい者の外出する際の付き添いについて

- 「付き添いを必要とする」が 44.9% と最も多くなっています。

選択肢	回答者数	割 合
1 付き添いを必要とする	97	44.9%
2 市外など遠方への外出時の み付き添いを必要とする	40	18.5%
3 付き添いは必要ない	79	36.6%
合 計	216	100.0%

無回答者 7人

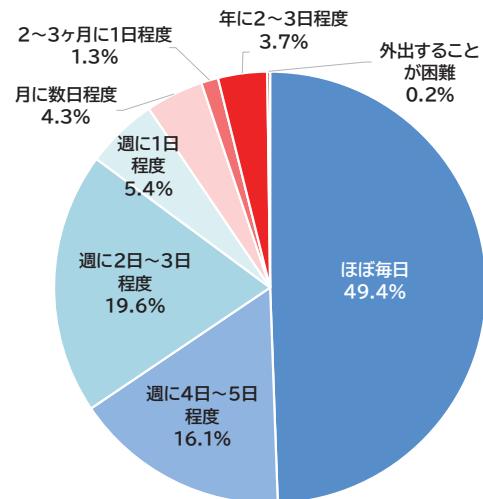


外出の頻度

- ・「ほぼ毎日」が49.4%と最も多く、次いで「週に2日～3日程度」が19.6%、「週に4日～5日程度」が16.1%となっています。

選択肢	回答者数	割合
1 ほぼ毎日	230	49.4%
2 週に4日～5日程度	75	16.1%
3 週に2日～3日程度	91	19.6%
4 週に1日程度	25	5.4%
5 月に数日程度	20	4.3%
6 2～3ヶ月に1日程度	6	1.3%
7 年に2～3日程度	17	3.7%
8 外出することが困難	1	0.2%
合計	465	100.0%

無回答者 4人

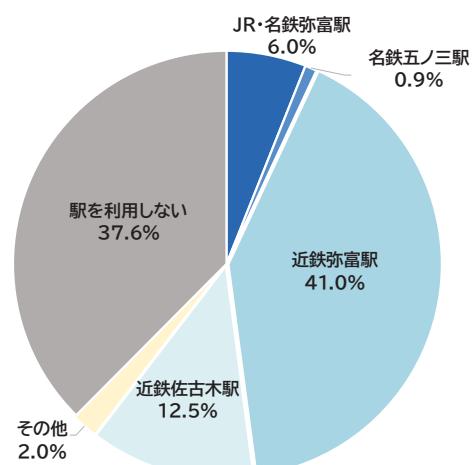


日頃、最も利用する駅

- ・「近鉄弥富駅」が41.0%と最も多くなっています。一方で「駅を利用しない」という回答も37.6%と多くなっています。
- ・「その他」の回答では、近鉄蟹江駅が挙げられています。

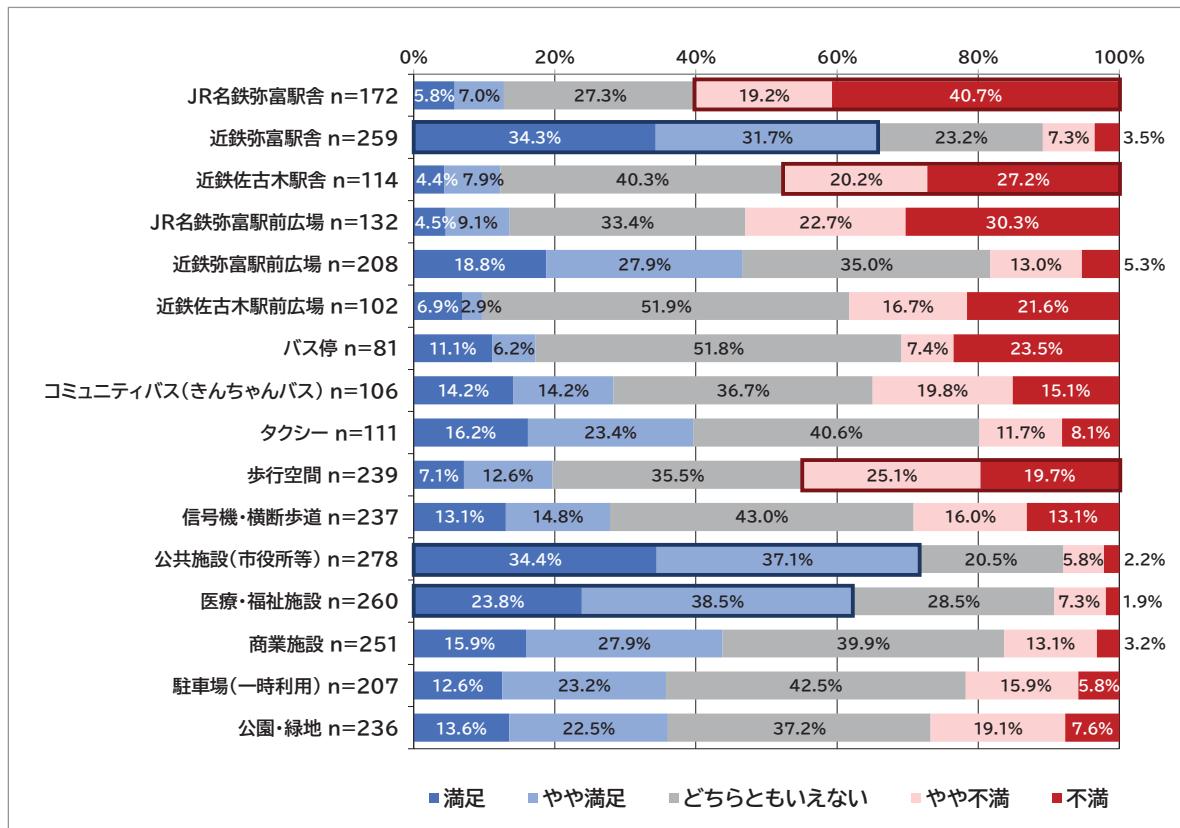
選択肢	回答者数	割合
1 JR・名鉄弥富駅	27	6.0%
名鉄五ノ三駅	4	0.9%
3 近鉄弥富駅	183	41.0%
4 近鉄佐古木駅	56	12.5%
5 その他	9	2.0%
6 駅を利用しない	168	37.6%
合計	447	100.0%

無回答者 22人



(1) 市内のバリアフリー満足度

- ・鉄道駅舎については、「近鉄弥富駅」は「満足」「やや満足」を合わせて 66.0%と満足度が高くなっています。一方で「JR・名鉄弥富駅」は「不満」「やや不満」を合わせて 59.9%と不満を感じ、「近鉄佐古木駅」は「不満」「やや不満」を合わせて 47.4%と不満を感じています。
- ・「公共施設（市役所等）」については、「満足」「やや満足」を合わせて 71.5%と満足度が高く、「医療・福祉施設」についても、「満足」「やや満足」を合わせて 62.3%と満足度が高くなっています。
- ・「歩行空間」については、「不満」「やや不満」を合わせて 44.8%と不満を感じています。



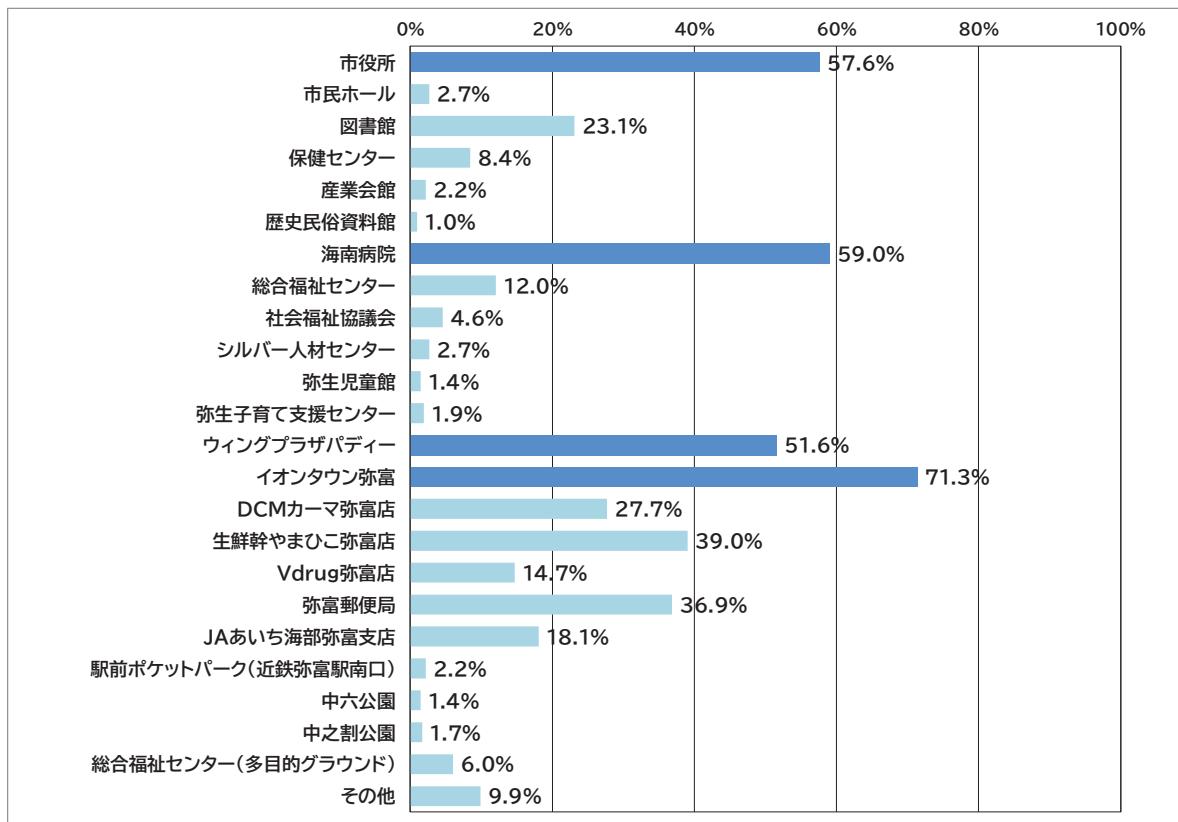
※n は回答者数を表しています。

(ウ) 弥富駅周辺でよく利用する施設（複数回答）

- ・「イオンタウン弥富」が71.3%と最も多く、次いで「海南病院」が59.0%、「市役所」が57.6%、「ウィングプラザパディー」が51.6%となっています。

選択肢	件 数	割 合
1 市役所	239	57.6%
2 市民ホール	11	2.7%
3 図書館	96	23.1%
4 保健センター	35	8.4%
5 産業会館	9	2.2%
6 歴史民俗資料館	4	1.0%
7 海南病院	245	59.0%
8 総合福祉センター	50	12.0%
9 社会福祉協議会	19	4.6%
10 シルバー人材センター	11	2.7%
11 弥生児童館	6	1.4%
12 弥生子育て支援センター	8	1.9%
13 ウィングプラザパディー	214	51.6%
14 イオンタウン弥富	296	71.3%
15 DCM カーマ弥富店	115	27.7%
16 生鮮幹やまひこ弥富店	162	39.0%
17 Vdrug 弥富店	61	14.7%
18 弥富郵便局	153	36.9%
19 JA あいち海部弥富支店	75	18.1%
20 駅前ポケットパーク（近鉄弥富駅南口）	9	2.2%
21 中六公園	6	1.4%
22 中之割公園	7	1.7%
23 総合福祉センター（多目的グラウンド）	25	6.0%
24 その他	41	9.9%
回答者数	415	-

無回答者 54 人



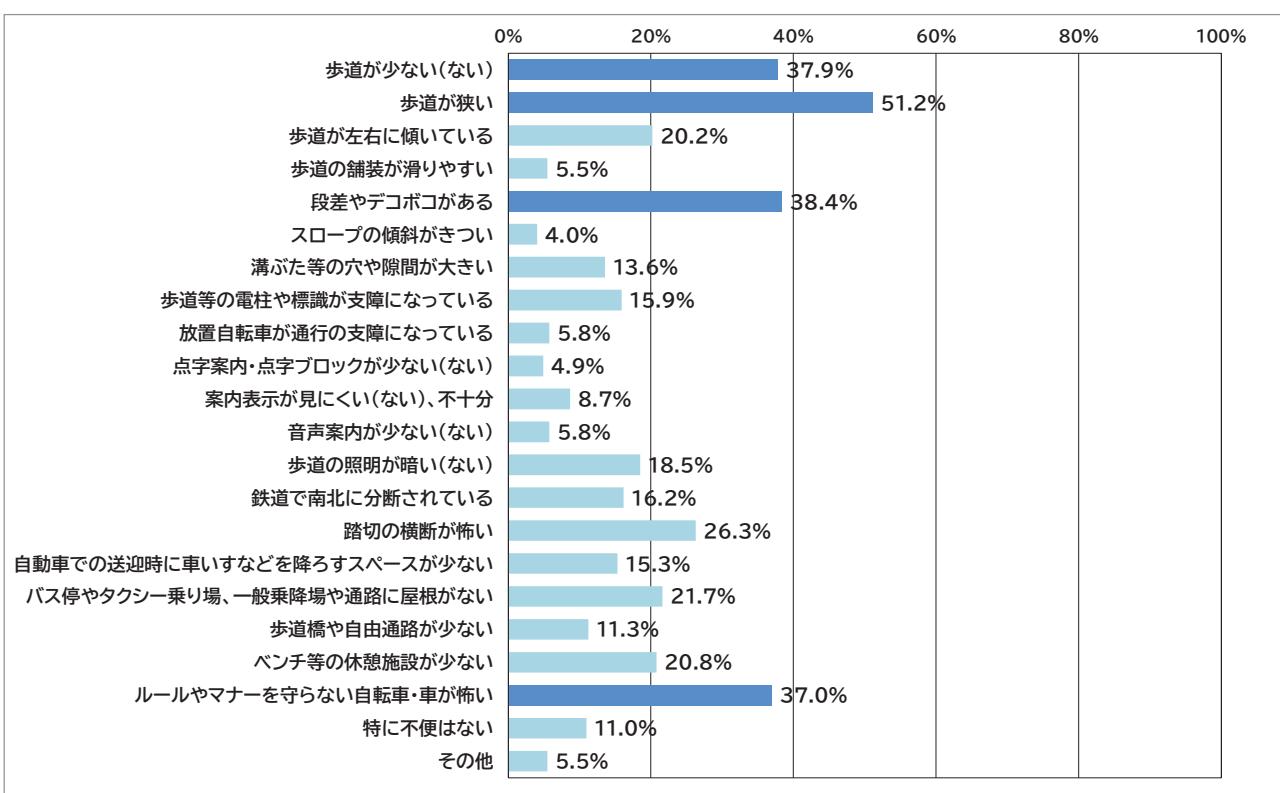
(I) 弥富駅周辺で移動する際に、不便や支障を感じること（複数回答）

全 体

- ・「歩道が狭い」が 51.2%と最も多く、次いで「段差やデコボコがある」が 38.4%、「歩道が少ない（ない）」が 37.9%、「ルームやマナーを守らない自転車・車が怖い」が 37.0%となっています。

選択肢	件 数	割 合
1 歩道が少ない（ない）	131	37.9%
2 歩道が狭い	177	51.2%
3 歩道が左右に傾いている	70	20.2%
4 歩道の舗装が滑りやすい	19	5.5%
5 段差やデコボコがある	133	38.4%
6 スロープの傾斜がきつい	14	4.0%
7 溝ぶた等の穴や隙間が大きい	47	13.6%
8 歩道等の電柱や標識が支障になっている	55	15.9%
9 放置自転車が通行の支障になっている	20	5.8%
10 点字案内・点字ブロックが少ない（ない）	17	4.9%
11 案内表示が見にくい（ない）、不十分	30	8.7%
12 音声案内が少ない（ない）	20	5.8%
13 歩道の照明が暗い（ない）	64	18.5%
14 鉄道で南北に分断されている	56	16.2%
15 踏切の横断が怖い	91	26.3%
16 自動車での送迎時に車いすなどを降ろすスペースが少ない	53	15.3%
17 バス停やタクシー乗り場、一般乗降場や通路に屋根がない	75	21.7%
18 歩道橋や自由通路が少ない	39	11.3%
19 ベンチ等の休憩施設が少ない	72	20.8%
20 ルールやマナーを守らない自転車・車が怖い	128	37.0%
21 特に不便はない	38	11.0%
22 その他	19	5.5%
回答者数	346	-

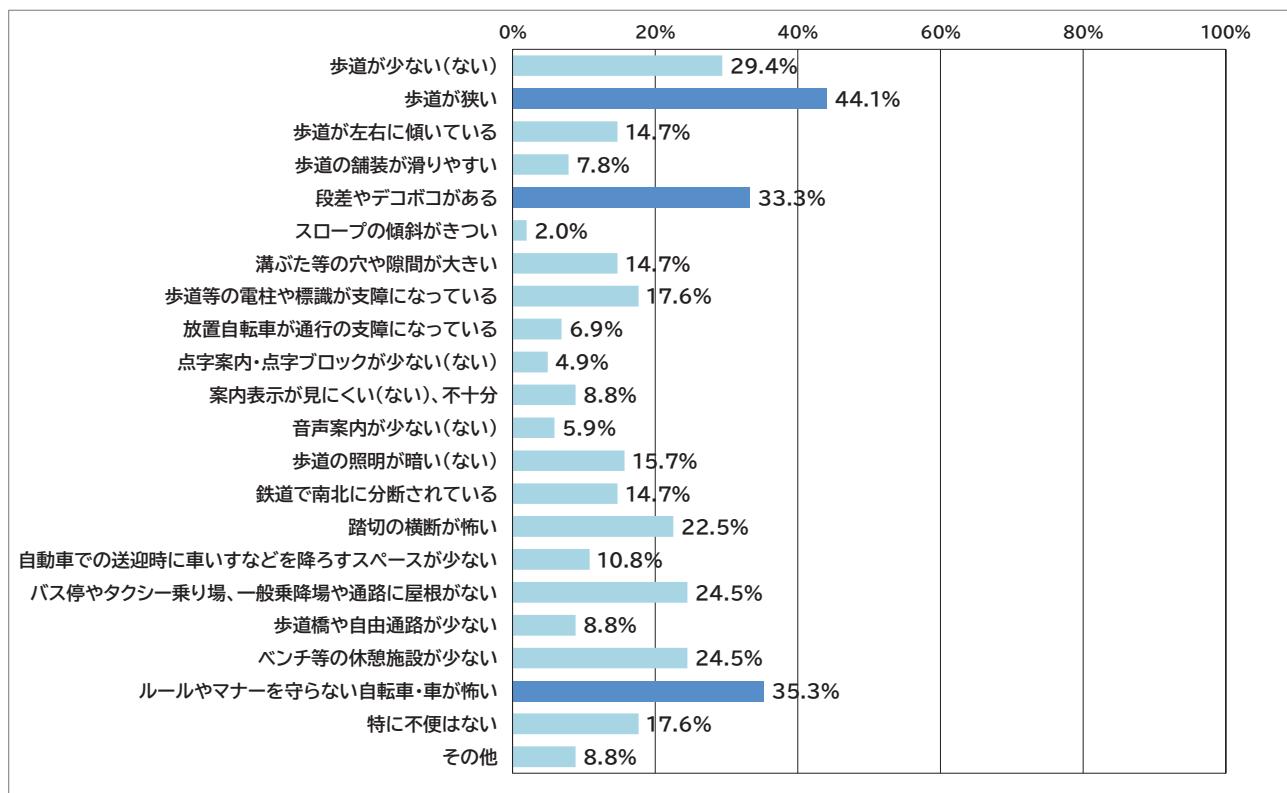
無回答者 123 人



高齢者

- ・「歩道が狭い」が 44.1%と最も多く、次いで「ルームやマナーを守らない自転車・車が怖い」が 35.3%、「段差やデコボコがある」が 33.3%となっています。
- ・全体と比較して高齢者の方は、「ルームやマナーを守らない自転車・車が怖い」、「バス停やタクシー乗り場、一般乗降場や通路に屋根がない」の回答が多くなっています。

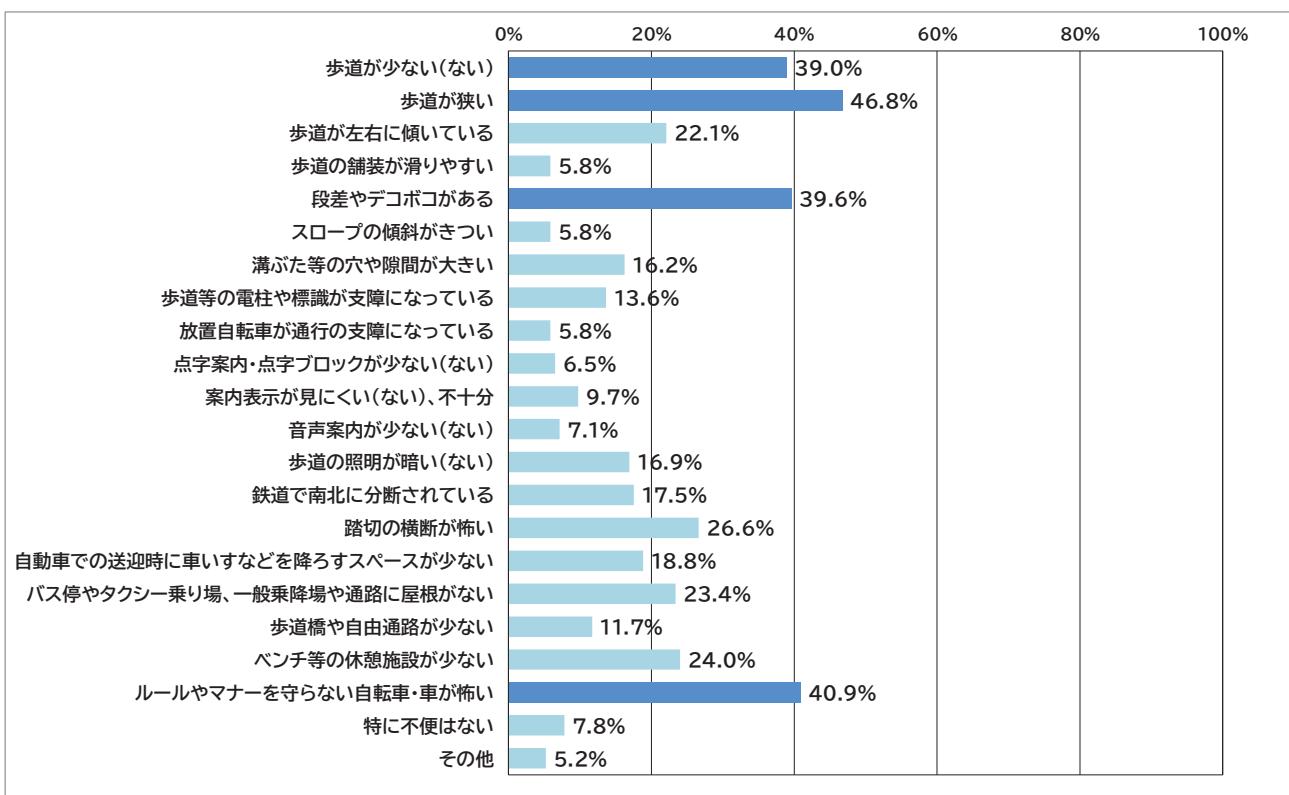
選択肢	件数	割合
1 歩道が少ない(ない)	30	29.4%
2 歩道が狭い	45	44.1%
3 歩道が左右に傾いている	15	14.7%
4 歩道の舗装が滑りやすい	8	7.8%
5 段差やデコボコがある	34	33.3%
6 スロープの傾斜がきつい	2	2.0%
7 溝ぶた等の穴や隙間が大きい	15	14.7%
8 歩道等の電柱や標識が支障になっている	18	17.6%
9 放置自転車が通行の支障になっている	7	6.9%
10 点字案内・点字ブロックが少ない(ない)	5	4.9%
11 案内表示が見にくい(ない)、不十分	9	8.8%
12 音声案内が少ない(ない)	6	5.9%
13 歩道の照明が暗い(ない)	16	15.7%
14 鉄道で南北に分断されている	15	14.7%
15 踏切の横断が怖い	23	22.5%
16 自動車での送迎時に車いすなどを降ろすスペースが少ない	11	10.8%
17 バス停やタクシー乗り場、一般乗降場や通路に屋根がない	25	24.5%
18 歩道橋や自由通路が少ない	9	8.8%
19 ベンチ等の休憩施設が少ない	25	24.5%
20 ルールやマナーを守らない自転車・車が怖い	36	35.3%
21 特に不便はない	18	17.6%
22 その他	9	8.8%
回答者数	102	-



障がいのある方

- ・「歩道が狭い」が 46.8%と最も多く、次いで「ルームやマナーを守らない自転車・車が怖い」が 40.9%、「段差やデコボコがある」が 39.6%、「歩道が少ない（ない）」が 39.0%となっています。
- ・全体と比較して障がいのある方は、「ルームやマナーを守らない自転車・車が怖い」の回答が多くなっています。

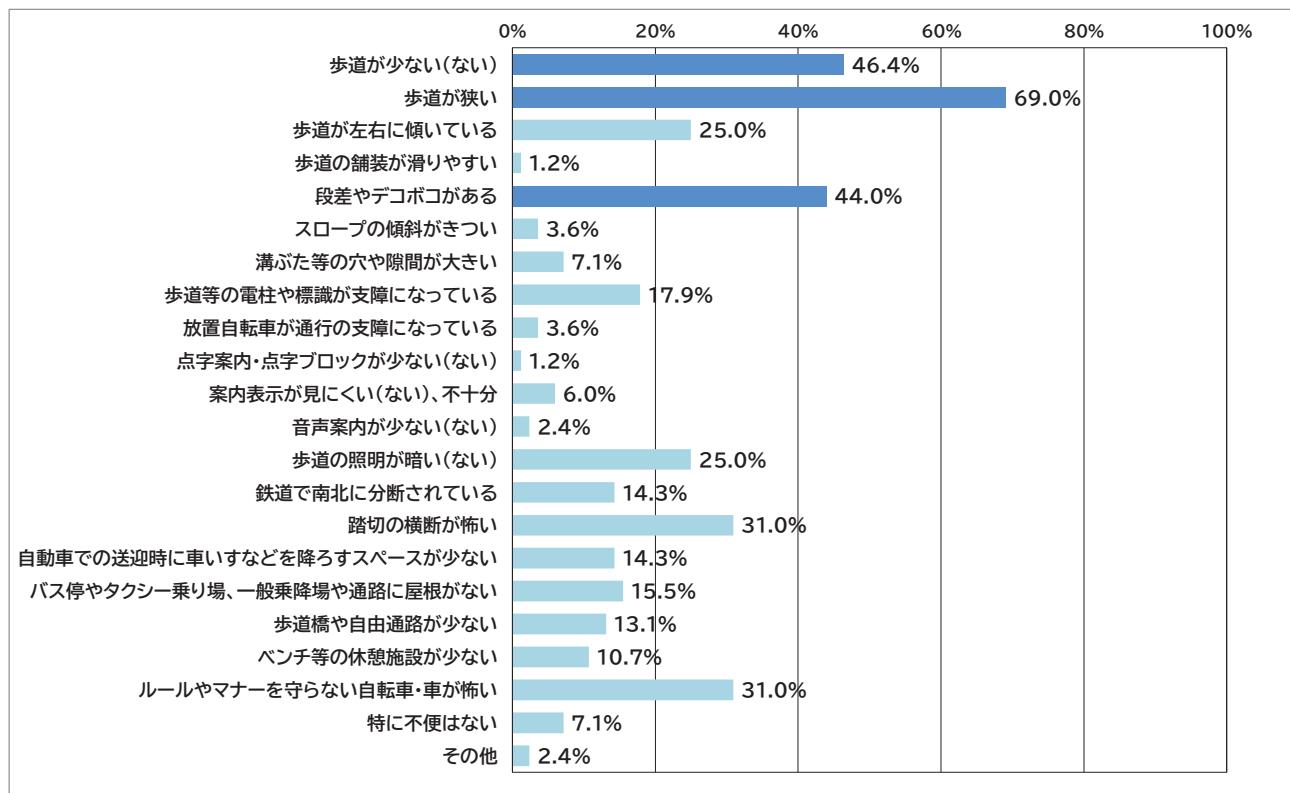
選択肢	件数	割合
1 歩道が少ない（ない）	60	39.0%
2 歩道が狭い	72	46.8%
3 歩道が左右に傾いている	34	22.1%
4 歩道の舗装が滑りやすい	9	5.8%
5 段差やデコボコがある	61	39.6%
6 スロープの傾斜がきつい	9	5.8%
7 溝ぶた等の穴や隙間が大きい	25	16.2%
8 歩道等の電柱や標識が支障になっている	21	13.6%
9 放置自転車が通行の支障になっている	9	5.8%
10 点字案内・点字ブロックが少ない（ない）	10	6.5%
11 案内表示が見にくい（ない）、不十分	15	9.7%
12 音声案内が少ない（ない）	11	7.1%
13 歩道の照明が暗い（ない）	26	16.9%
14 鉄道で南北に分断されている	27	17.5%
15 踏切の横断が怖い	41	26.6%
16 自動車での送迎時に車いすなどを降ろすスペースが少ない	29	18.8%
17 バス停やタクシー乗り場、一般乗降場や通路に屋根がない	36	23.4%
18 歩道橋や自由通路が少ない	18	11.7%
19 ベンチ等の休憩施設が少ない	37	24.0%
20 ルールやマナーを守らない自転車・車が怖い	63	40.9%
21 特に不便はない	12	7.8%
22 その他	8	5.2%
回答者数	154	-



子育て世代

- ・「歩道が狭い」が 69.0%と最も多く、次いで「歩道が少ない（ない）」が 46.4%、「段差やデコボコがある」が 44.0%となっています。
- ・全体と比較して、特に「歩道が狭い」は、全体は 5 割の回答に対して、子育て世代は 7 割が回答しており、強い不満を感じています。

選択肢	件数	割合
1 歩道が少ない（ない）	39	46.4%
2 歩道が狭い	58	69.0%
3 歩道が左右に傾いている	21	25.0%
4 歩道の舗装が滑りやすい	1	1.2%
5 段差やデコボコがある	37	44.0%
6 スロープの傾斜がきつい	3	3.6%
7 溝ぶた等の穴や隙間が大きい	6	7.1%
8 歩道等の電柱や標識が支障になっている	15	17.9%
9 放置自転車が通行の支障になっている	3	3.6%
10 点字案内・点字ブロックが少ない（ない）	1	1.2%
11 案内表示が見にくい（ない）、不十分	5	6.0%
12 音声案内が少ない（ない）	2	2.4%
13 歩道の照明が暗い（ない）	21	25.0%
14 鉄道で南北に分断されている	12	14.3%
15 踏切の横断が怖い	26	31.0%
16 自動車での送迎時に車いすなどを降ろすスペースが少ない	12	14.3%
17 バス停やタクシー乗り場、一般乗降場や通路に屋根がない	13	15.5%
18 歩道橋や自由通路が少ない	11	13.1%
19 ベンチ等の休憩施設が少ない	9	10.7%
20 ルールやマナーを守らない自転車・車が怖い	26	31.0%
21 特に不便はない	6	7.1%
22 その他	2	2.4%
回答者数	84	-



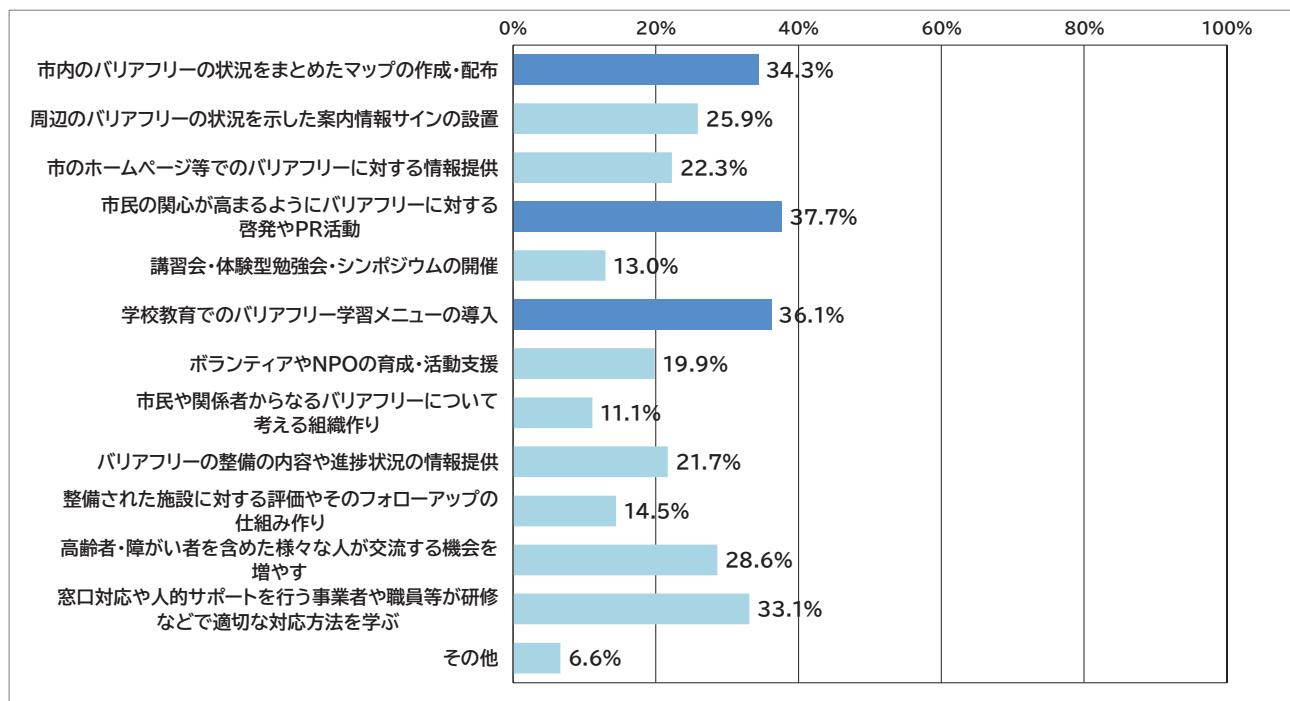
(オ) 心のバリアフリーの実現に向けて（複数回答）

全 体

- ・「市民の関心が高まるようにバリアフリーに対する啓発や PR 活動」が 37.7%と最も多く、次いで「学校教育でのバリアフリー学習メニューの導入」が 36.1%、「市内のバリアフリーの状況をまとめたマップの作成・配布」が 34.3%となっています。

選択肢	件 数	割 合
1 市内のバリアフリーの状況をまとめたマップの作成・配布	114	34.3%
2 周辺のバリアフリーの状況を示した案内情報サインの設置	86	25.9%
3 市のホームページ等でのバリアフリーに対する情報提供	74	22.3%
4 市民の関心が高まるようにバリアフリーに対する啓発や PR 活動	125	37.7%
5 講習会・体験型勉強会・シンポジウムの開催	43	13.0%
6 学校教育でのバリアフリー学習メニューの導入	120	36.1%
7 ボランティアや NPO の育成・活動支援	66	19.9%
8 市民や関係者からなるバリアフリーについて考える組織作り	37	11.1%
9 バリアフリーの整備の内容や進捗状況の情報提供	72	21.7%
10 整備された施設に対する評価やそのフォローアップの仕組み作り	48	14.5%
11 高齢者・障がい者を含めた様々な人が交流する機会を増やす	95	28.6%
12 窓口対応や人的サポートを行う事業者や職員等が研修などで適切な対応方法を学ぶ	110	33.1%
13 その他	22	6.6%
回答者数	332	-

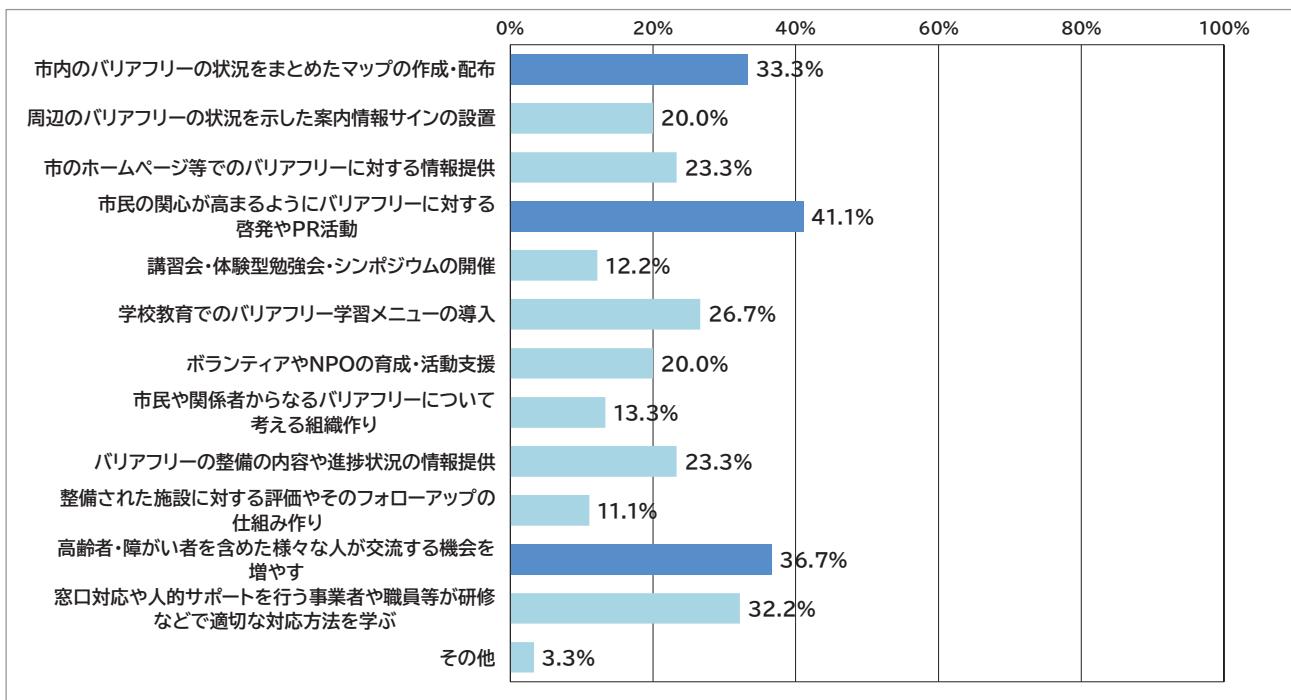
無回答者 137 人



高齢者

- ・「市民の関心が高まるようにバリアフリーに対する啓発やPR活動」が41.1%と最も多く、次いで「高齢者・障がい者を含めた様々な人が交流する機会を増やす」が36.7%、「市内のバリアフリーの状況をまとめたマップの作成・配布」が33.3%となっています。
- ・全体では2番目が「学校教育でのバリアフリー学習メニューの導入」に対して、高齢者の方では2番目が「高齢者・障がい者を含めた様々な人が交流する機会を増やす」となっています。

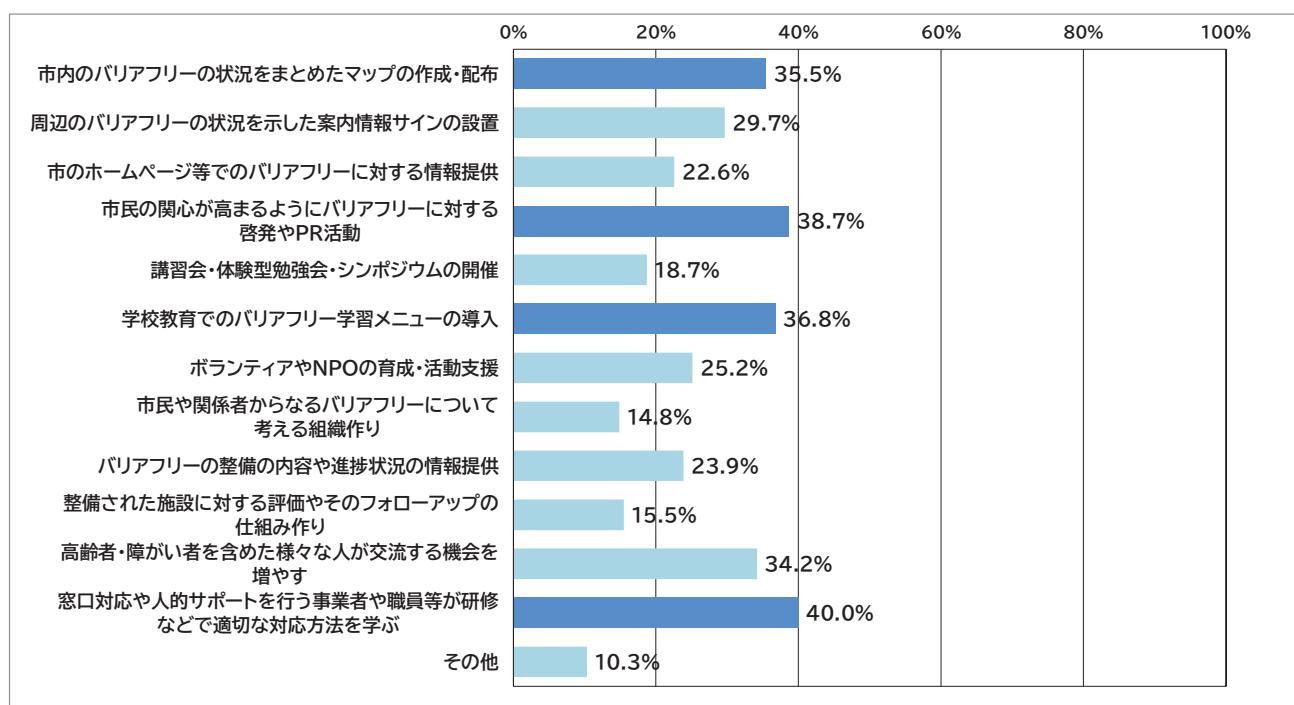
選択肢	件数	割合
1 市内のバリアフリーの状況をまとめたマップの作成・配布	30	33.3%
2 周辺のバリアフリーの状況を示した案内情報サインの設置	18	20.0%
3 市のホームページ等でのバリアフリーに対する情報提供	21	23.3%
4 市民の関心が高まるようにバリアフリーに対する啓発やPR活動	37	41.1%
5 講習会・体験型勉強会・シンポジウムの開催	11	12.2%
6 学校教育でのバリアフリー学習メニューの導入	24	26.7%
7 ボランティアやNPOの育成・活動支援	18	20.0%
8 市民や関係者からなるバリアフリーについて考える組織作り	12	13.3%
9 バリアフリーの整備の内容や進捗状況の情報提供	21	23.3%
10 整備された施設に対する評価やそのフォローアップの仕組み作り	10	11.1%
11 高齢者・障がい者を含めた様々な人が交流する機会を増やす	33	36.7%
12 窓口対応や人的サポートを行う事業者や職員等が研修などで適切な対応方法を学ぶ	29	32.2%
13 その他	3	3.3%
回答者数	90	-



障がいのある方

- ・「窓口対応や人的サポートを行う事業者や職員等が研修などで適切な対応方法を学ぶ」が40.0%と最も多く、次いで、「市民の関心が高まるようにバリアフリーに対する啓発や PR 活動」が38.7%、「学校教育でのバリアフリー学習メニューの導入」が36.8%、「市内のバリアフリーの状況をまとめたマップの作成・配布」が35.5%となっています。
- ・全体では1番目が「市民の関心が高まるようにバリアフリーに対する啓発や PR 活動」に対して、障がいのある方では1番目が「窓口対応や人的サポートを行う事業者や職員等が研修などで適切な対応方法を学ぶ」となっています。

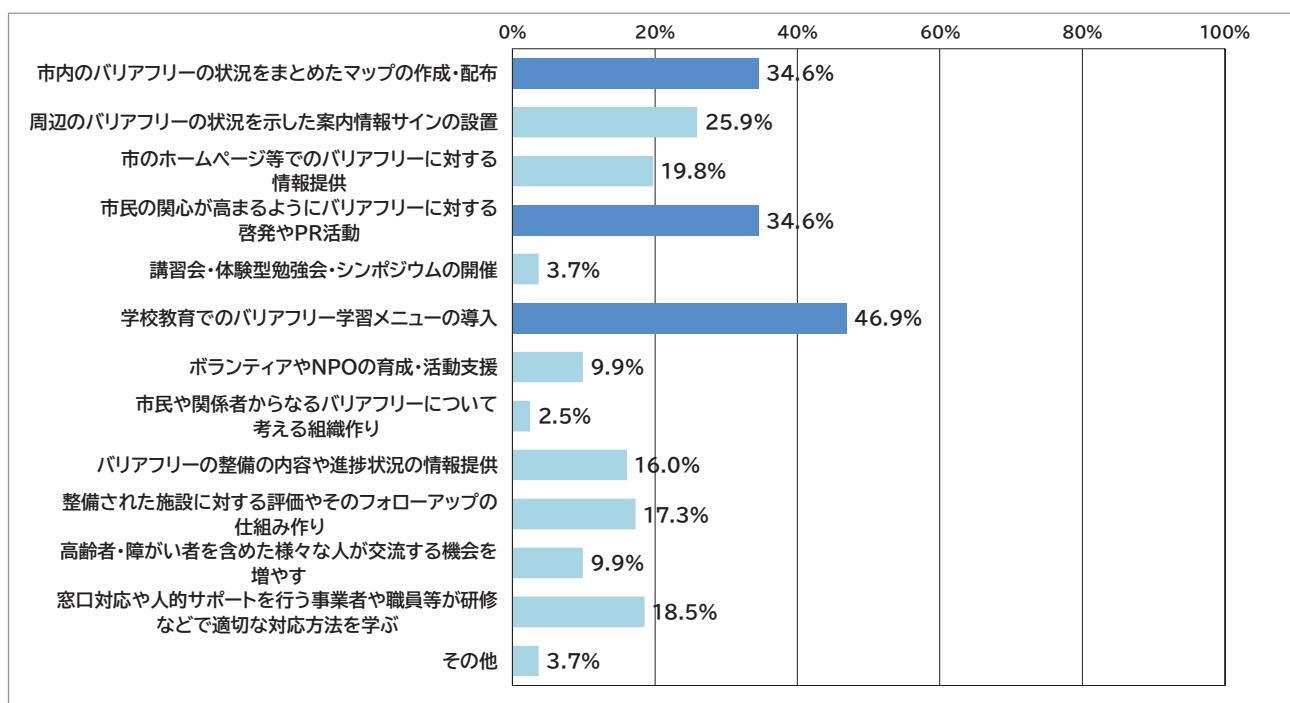
選択肢	件 数	割 合
1 市内のバリアフリーの状況をまとめたマップの作成・配布	55	35.5%
2 周辺のバリアフリーの状況を示した案内情報サインの設置	46	29.7%
3 市のホームページ等でのバリアフリーに対する情報提供	35	22.6%
4 市民の関心が高まるようにバリアフリーに対する啓発や PR 活動	60	38.7%
5 講習会・体験型勉強会・シンポジウムの開催	29	18.7%
6 学校教育でのバリアフリー学習メニューの導入	57	36.8%
7 ボランティアやNPOの育成・活動支援	39	25.2%
8 市民や関係者からなるバリアフリーについて考える組織作り	23	14.8%
9 バリアフリーの整備の内容や進捗状況の情報提供	37	23.9%
10 整備された施設に対する評価やそのフォローアップの仕組み作り	24	15.5%
11 高齢者・障がい者を含めた様々な人が交流する機会を増やす	53	34.2%
12 窓口対応や人的サポートを行う事業者や職員等が研修などで適切な対応方法を学ぶ	62	40.0%
13 その他	16	10.3%
回答者数	155	-



子育て世代

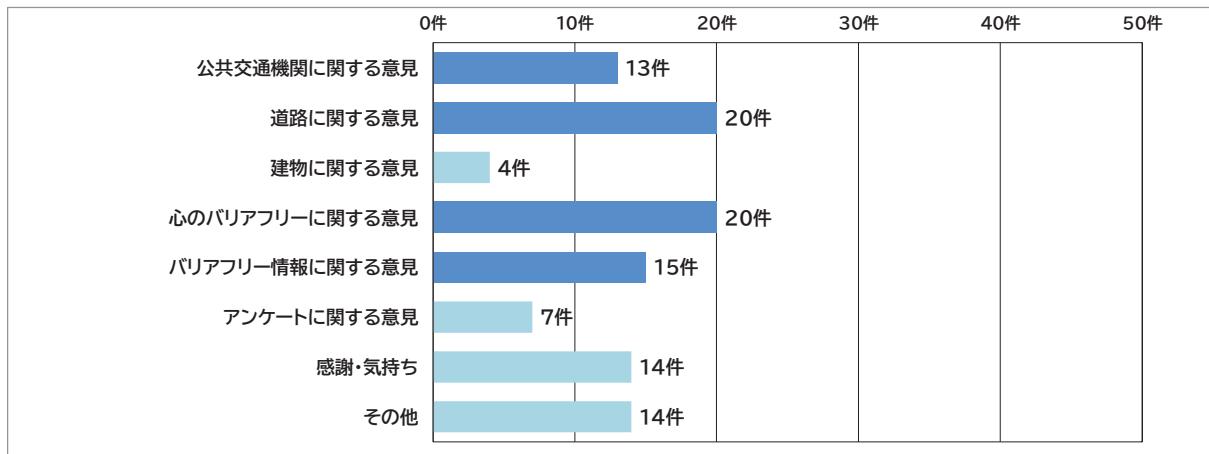
- ・「学校教育でのバリアフリー学習メニューの導入」が46.9%と最も多く、次いで「市内のバリアフリーの状況をまとめたマップの作成・配布」が34.6%、「市民の関心が高まるようにバリアフリーに対する啓発やPR活動」が34.6%となっています。
- ・全体的な回答と上位の項目と同じですが順位が異なっています。

選択肢	件数	割合
1 市内のバリアフリーの状況をまとめたマップの作成・配布	28	34.6%
2 周辺のバリアフリーの状況を示した案内情報サインの設置	21	25.9%
3 市のホームページ等でのバリアフリーに対する情報提供	16	19.8%
4 市民の関心が高まるようにバリアフリーに対する啓発やPR活動	28	34.6%
5 講習会・体験型勉強会・シンポジウムの開催	3	3.7%
6 学校教育でのバリアフリー学習メニューの導入	38	46.9%
7 ボランティアやNPOの育成・活動支援	8	9.9%
8 市民や関係者からなるバリアフリーについて考える組織作り	2	2.5%
9 バリアフリーの整備の内容や進捗状況の情報提供	13	16.0%
10 整備された施設に対する評価やそのフォローアップの仕組み作り	14	17.3%
11 高齢者・障がい者を含めた様々な人が交流する機会を増やす	8	9.9%
12 窓口対応や人的サポートを行う事業者や職員等が研修などで適切な対応方法を学ぶ	15	18.5%
13 その他	3	3.7%
回答者数	81	-



(カ) 自由意見

- ・自由意見を整理すると「道路の改修」と「心のバリアフリーの推進」に関する意見が最も多く、次いで「バリアフリー情報の提供」、「公共交通機関の利便性向上」について意見が挙げられています。



2 車いすを用いたまち歩き

高齢者や障がいのある方等の参加により、駅や公共施設等の多くの人々が利用する施設や周辺の道路等でバリア（障壁）となっている場所はどこなのかを、実際にまちを歩いて点検することをタウンウォッキングといいます。

今年度は緊急事態宣言が発令されていたためタウンウォッキングを中止し、アンケート結果で日頃最も利用する駅として挙げられていた近鉄弥富駅と、弥富駅周辺で良く利用する施設として多く挙げられていた市役所、海南病院、ウィングプラザパディーが集積する市役所周辺の主たる施設や道路について、市職員による車いすを用いた現地調査を行いました。

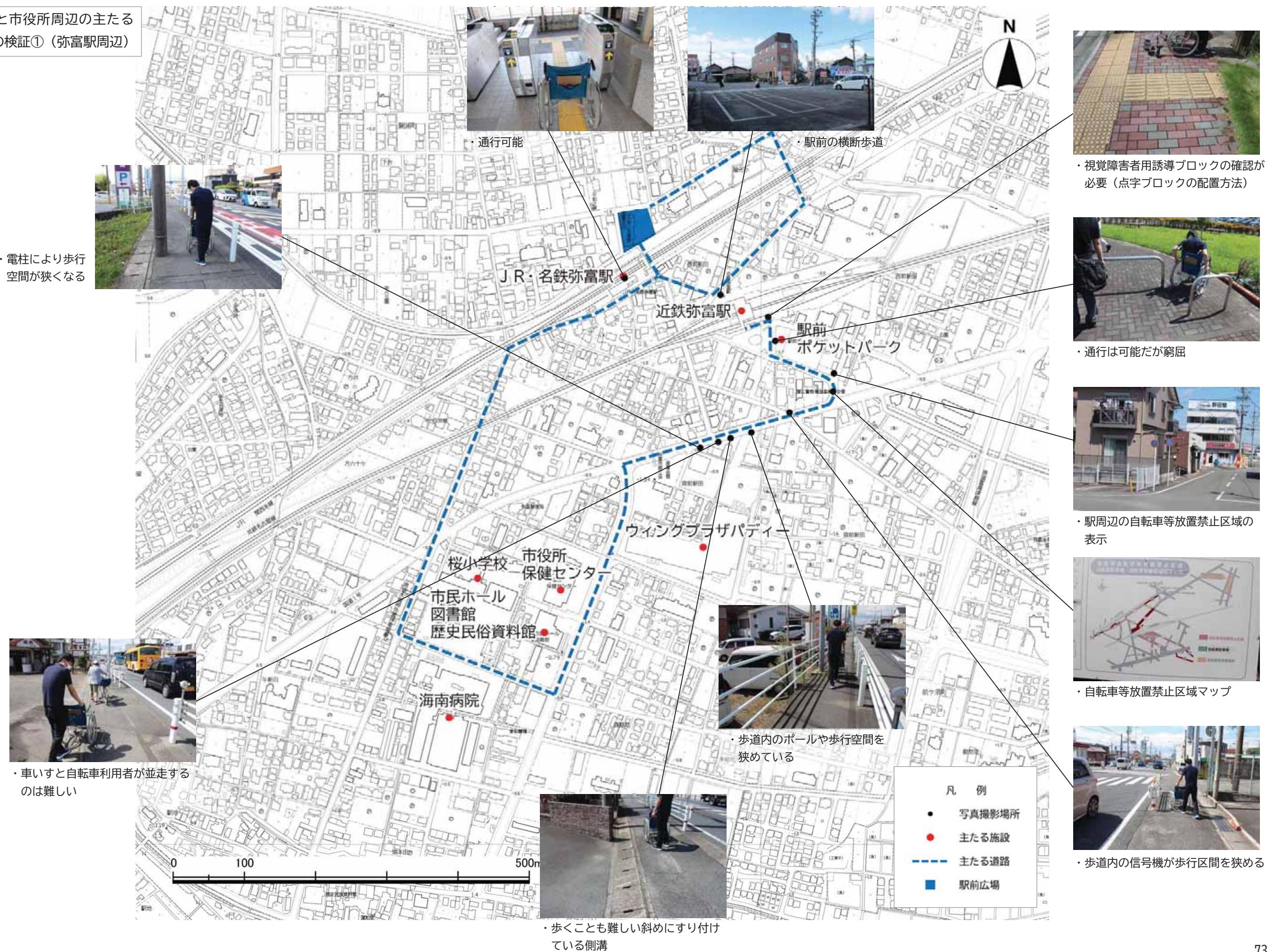
①調査日時

令和3（2021）年9月15日（水）午前9時30分～11時30分

②調査状況

- ・歩道の凸凹が多く感じられた
- ・横断歩道部の段差が多く感じられた
- ・歩道幅員が広いところ（2m以上）では、車いす利用と自転車や歩行者のすれ違いは問題ないが、狭い歩道部（1m程度）では、どちらかが停まらないとすれ違うことは難しかった
- ・溝幅の広いグレーチング蓋では車いすの前輪がはまるような箇所があった
- ・エレベーター内での車いすの回転は可能であったが、他に人が乗っていると回転しづらいようであった

弥富駅周辺と市役所周辶の主たる施設や道路の検証①（弥富駅周辶）



弥富駅周辺と市役所周辺の主たる施設や道路の検証②（市役所周辺）



凡　例

写真撮影場所

主たる施設

主たる道路

駅前広場

3 アンケート調査及びまち歩き調査結果からの問題点や課題

①JR・名鉄弥富駅及び近鉄佐古木駅の交通結節点としての充実・強化が望まれています。

- ・「JR・名鉄弥富駅」、「近鉄佐古木駅」の駅舎と駅前広場のバリアフリーについて不満を感じています。
- ・「JR・名鉄弥富駅」、「近鉄佐古木駅」について、「エレベーターまたはエスカレーター」の設置を望む意見が多くあります。

► JR・名鉄弥富駅及び近鉄佐古木駅のバリアリーに配慮した交通結節点としての充実・強化を図っていくことが必要です。

②弥富駅の周辺道路のバリアフリー整備が望まれています。

- ・弥富駅周辺には、「市役所」、「海南病院」、「イオンタウン弥富」、「ウイングプラザパディー」など多くの市民が利用する施設が集積していますが、それらを結ぶ道路の歩行空間について、多くの市民が不満を感じています。
- ・弥富駅周辺の道路について、「歩道や路側帯の設置」、「段差や凸凹の解消」、「道路が狭い」などの意見が多くあり、特に車いすやベビーカー利用者は、道路の通行に危険や不便を感じています。

► 弥富駅周辺の市民が多く利用する施設を結ぶ経路について、安全・安心で快適に歩ける歩行空間ネットワークを構築することが必要です。

③心のバリアフリーや情報のバリアフリーの推進が望まれています。

- ・弥富駅周辺で移動する際に、高齢者と障がいのある方は「ルールやマナーを守らない自転車・車が怖い」という意見が多くあり、高齢者と障がいのある方に対して優しさや思いやりを持って接することが求められています。
- ・心のバリアフリーを実現していくために、バリアフリーに関する啓発活動や情報発信、交流機会の提供、人材育成、バリアフリー教育の取組が望まれています。

► 心のバリアフリーを推進させるため、市民、行政、施設設置管理者が連携し、啓発活動や人材育成、バリアフリー教育などのソフト施策を充実させることができます。また、全ての人が受け取りやすい情報提供を心掛けて、情報のバリアフリーを推進することが必要です。

④まち歩き調査結果からの考察

- ・今回は車いすを用いて検証しましたが、ベビーカーやシルバーカー、杖などでも歩道の凸凹や段差、幅広の溝、歩道の傾きなどはバリアになるため、対策が必要と考えます。
- ・自転車利用者が多いことから、狭い歩道部などでは車いす利用されている方とのすれ違いが難しいケースを考えられ、心のバリアフリーの推進による心配りが必要と考えます。
- ・バリアフリー対策としてハード整備を行っていても行っていなくても、歩行者とのすれ違いや通行に支障となるような歩道内でのごみ出し、自転車の違法駐輪、エレベーター内などの狭い空間などでの気配りなど、バリアとなるようなことを行わないように留意し、さらにバリアがあった場合に当たり前のように取り除くことができるような人づくりが必要と考えます。

第4章 重点整備地区の選定

1 重点整備地区の選定の考え方

弥富市全域

- ・上位計画などで掲げたまちの将来像の実現に向け、適宜バリアフリー化を推進
- ・心のバリアフリーを中心としたソフト施策を重点的に展開

重点整備地区の候補（鉄道駅（2,000人/日以上）周辺地区）

- ・重点整備地区的バリアフリー化の進捗状況などを踏まえながら段階的なバリアフリー化の推進を検討

【コラム】重点整備地区とは

重点整備地区とは、生活関連施設が概ね3以上所在し、また当該施設を利用する相当数の高齢者や障がいのある方等により、当該施設間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区のことです。

また、当該地区ではバリアフリー化事業が重点的・一体的に実施されることが求められています。

本市において、全域でバリアフリーを推進することができれば本来は望ましいことですが、市内全域を同時にバリアフリー化を推進することは、非常に困難であることから、現実的なバリアフリー化事業の実現性を考慮して、最も優先順位の高い地区を選定した後、一体的かつ優先的にバリアフリー化を推進することとします。

なお、他の候補地区においても地域の拠点などの役割を担っていると考えられることから、重点整備地区的バリアフリー化の進捗状況や社会状況の変化、地域の実情を踏まえつつ、段階的なバリアフリー化の推進を検討します。

また、市全域においても上位計画などで掲げたまちの将来像の実現に向け、適宜バリアフリー化を推進します。併せて、心のバリアフリーを中心としたソフト施策を市内で重点的に展開していくこととします。

重点整備地区の選定に当たっては、候補地区として市内の主要駅を中心とした地区について調査し、評価することとします。

評価に当たっては、客観的な指標やデータに基づき検証するため、評価指標を設定します。

■重点整備地区の選定の考え方

評価指標	考え方
駅利用者数 (1日の利用者の平均値)	公共交通機関の利用が多いほど、高齢者や障がいのある方、子ども連れの方等が利用する機会が多いと考えられ、バリアフリー化の必要性が高い
バス運行路線数	
生活関連施設候補数	高齢者や障がいのある方、子ども連れの方等が利用する施設が多い地区は、バリアフリー化の必要性が高い
上位計画における位置付け	上位計画と整合したバリアフリー化も重要となる
将来プロジェクトの状況	開発などの関連計画がある場合は、一体的なバリアフリー化の必要性が高い

2 重点整備地区の選定

(1) 重点整備地区の評価

「重点整備地区の選定の考え方」に基づき、各指標について評価します。

表 重点整備候補地区の評価

上位計画における位置付け	弥富駅周辺地区		佐古木駅周辺地区
	近鉄弥富駅	J R・名鉄弥富駅	近鉄佐古木駅
駅利用者数 (1日の利用者の平均値)	11,423人	J R 2,886人 名鉄 4,000人	2,666人
バス運行路線数	5	0	2
生活関連施設候補数	33箇所		12箇所
将来プロジェクトの状況	総合計画	中心拠点	地域拠点
	都市計画 マスタートップラン	都市拠点	地域生活拠点
	立地適正化計画	都市機能誘導区域	都市機能誘導区域
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・弥富駅北口駅前広場等整備事業 ・J R・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業 ・J R・名鉄弥富駅及び近鉄弥富駅周辺市街地整備事業 		佐古木駅周辺においても各種上位計画に位置付けられているため今後重点整備地区の候補地区として位置づけます。

(2) 重点整備地区の選定

「重点整備地区の選定の考え方」に基づいて評価した結果、最も重点的にバリアフリーを推進していくべき地区は「弥富駅周辺地区」であるため、重点整備地区として位置づけ、一体的かつ優先的にバリアフリー化を推進します。

(3) 重点整備候補地区

重点整備地区（弥富駅周辺地区）は本市において、バリアフリー化の推進について最も優先順位の高い地区ですが、重点整備候補地区（佐古木駅周辺地区）は今後重点的な整備が図ることが必要となる可能性がある地区と考えています。

ソフト施策である心のバリアフリーに関しては全市的にバリアフリー化を進める前提として、他事業（市街地整備事業や地方特定道路整備事業など）の進捗があった場合は、個別にバリアフリー化に対応した推進を検討することとします。

3 重点整備地区の位置及び区域

生活関連施設の立地状況やJ R・名鉄弥富駅周辺整備事業の位置付け（高齢者や障がいのある方まで誰もが安心して快適に過ごすことができるよう、ユニバーサルデザインの空間づくり）から、重点整備地区の区域設定の考え方を以下のとおりとします。

- 生活関連施設及び生活関連経路を含む範囲とします。
- J R・名鉄弥富周辺整備事業の計画対象地区を含む範囲とします。
- 重点整備地区の境界は、移動等円滑化の促進に関する基本方針に準じ設定します。

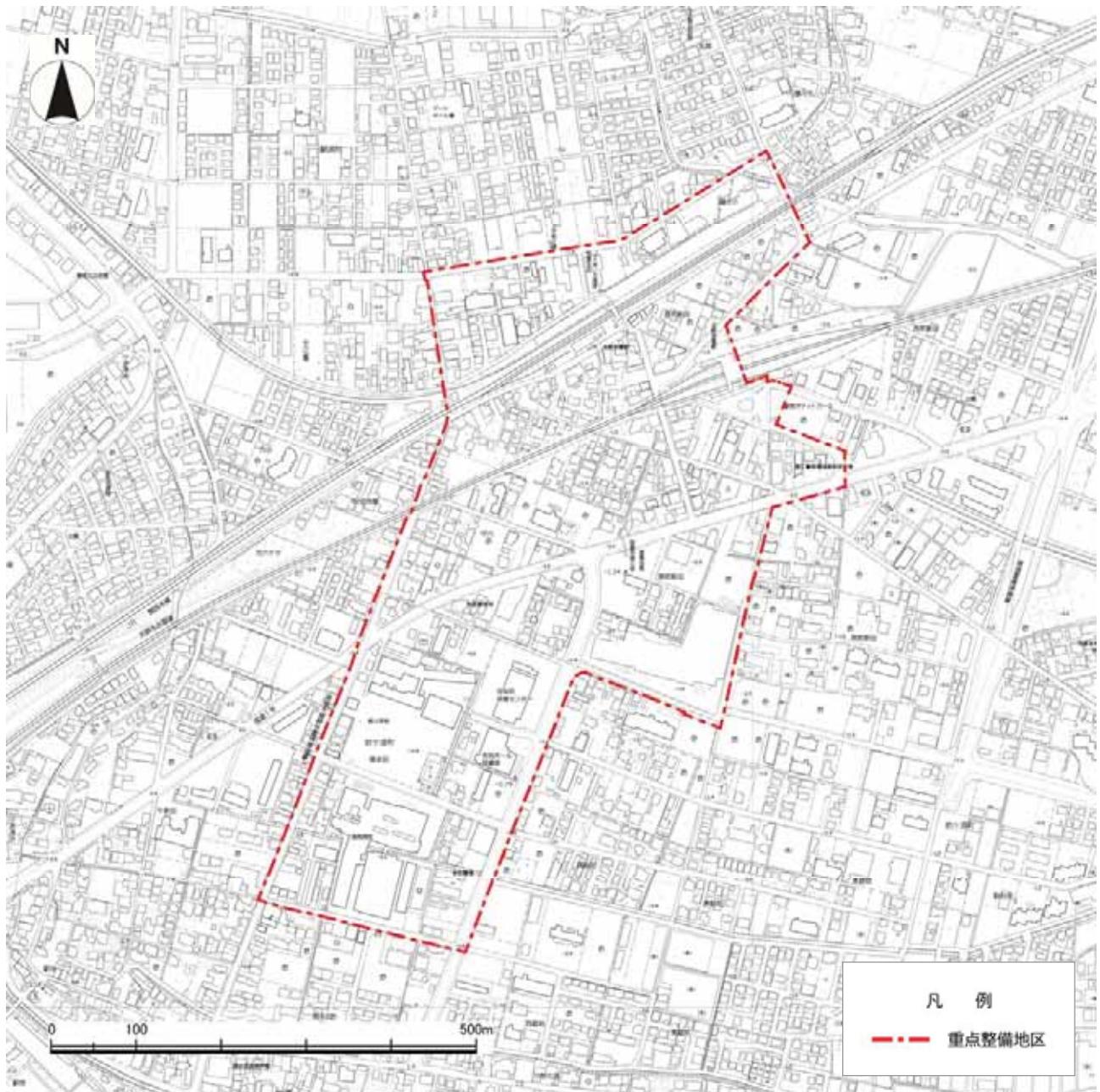


図 重点整備地区位置及び区域

第5章 重点整備地区における移動等円滑化の基本的な方針

重点整備地区における移動等円滑化の基本的な方針は、バリアフリー法第25条で明示すべき事項として定められており、関連計画や公共交通機関の利用状況などを踏まえ、どのような方針で整備していくのか基本的な考え方を示すものです。

重点整備地区として選定した弥富駅周辺地区は、JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業などの整備が予定され、今後多くの高齢者や障がいのある方、子ども連れの方等の利用が想定されます。市の玄関口にふさわしいバリアフリーな移動経路を確保し、安全で快適な移動環境の形成を図るため、以下の基本理念を定めます。

重点整備地区「弥富駅周辺地区」の移動等円滑化の基本理念

全ての人にやさしい弥富市の玄関口

この基本理念に基づき、以下のとおり基本方針を定めます。

基本方針1 利便性の高い交通結節点の形成

JR・名鉄弥富駅の自由通路及び橋上駅舎の整備を行い、南北の連絡の確保及びバリアフリー化を推進します。

また、自由通路整備に合わせ、弥富駅北口駅前広場を整備し、交通結節点としての機能向上を図ります。

(出典：第2次弥富市総合計画、弥富市都市計画マスターplan、弥富市総合交通戦略)

基本方針2 安全快適な移動経路の整備

駅周辺のアクセスについて、公共交通、歩行者、自転車等多様な交通手段に対応し、駅構内、駅前広場等施設のバリアフリー化を図るとともに、ユニバーサルデザインの視点から、すべての人が円滑に移動できる利用しやすい交通環境の形成に努めます。

(出典：第2次弥富市総合計画、弥富市都市計画マスターplan、弥富市総合交通戦略)

基本方針3 心のバリアフリー化の推進

障がいのある方を含む全ての人々が生涯いきいきと暮らせるまちづくりを進めるため、「ノーマライゼーション」の理念の普及、障がいのある方への理解の促進を進めます。

また障がいのある方とともに生きられるよう、「心の壁」をなくし、子どもの頃からの交流やふれあいを通じ、お互いを認め合い、障がいや障がいのある方への正しい理解を深められるような機会を作り、心のバリアフリー化を推進します

(出典：弥富市障がい者計画・第6期弥富市障がい福祉計画・第2期弥富市障がい児福祉計画)

第6章 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路の選定

1 重点整備地区詳細調査

重点整備地区内における旅客施設や道路等に関するバリアフリーの状況を詳細に調査し、課題を抽出しました。

(1) 旅客施設のバリアフリー状況

① JR・名鉄弥富駅

JR・名鉄弥富駅では駅舎ホーム、ホーム外においてもバリアフリー化が一部図られていますが、ホームの横断やバリアフリー対応のトイレ等が整備されていません。また、駅舎外は全くバリアフリー対策が取られていません。



入口部分



バリアフリー対応の券売機



インターホン



スロープと誘導ブロック



点字運賃表



横断施設

②近鉄弥富駅

近鉄弥富駅では駅舎ホーム、ホーム外においてもバリアフリー化が図られています。

【駅舎内】



駅舎ホーム



ホーム内のエレベーター



触知案内板



バリアフリー対応の券売機



エスカレーター



多目的トイレ

【駅舎外】



エレベーター



多目的トイレ



エスカレーター（北口）



バス停とベンチ

(2) 道路等のバリアフリー状況

バリアフリー化が図られているものの、視覚障害者誘導用ブロックの途切れや溝幅の広いグレーチング蓋が見られるなどの問題点が見られます。



・種類の異なる
視覚障害者誘
導用ブロック



狭い歩道や歩道のない道路、歩道の凸凹や段差などの問題点が見られます。



・狭い歩道幅



・誘導ブロックのない交差点



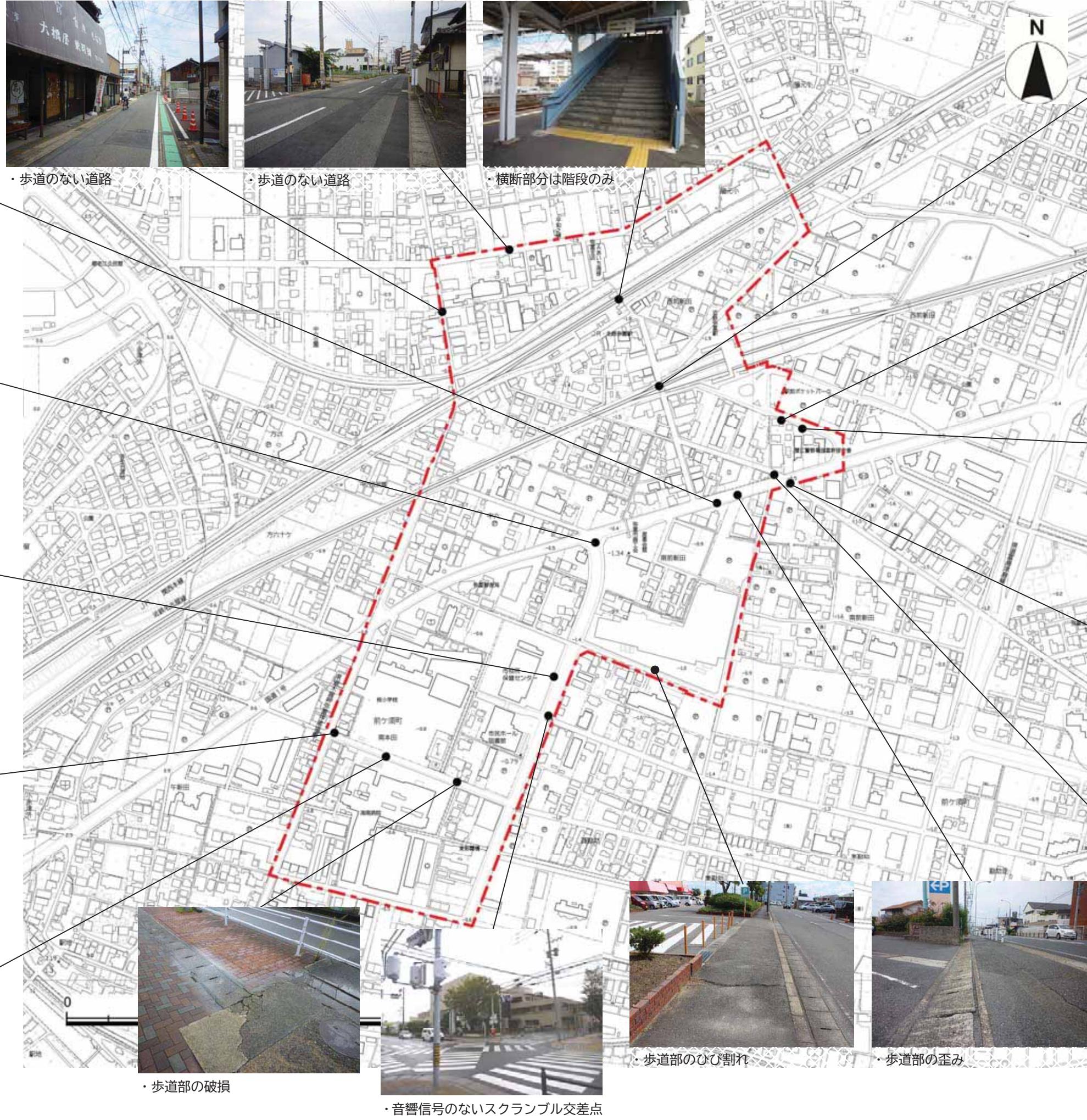
・休憩場所のないバス停



・狭い歩道



・途切れている視覚障害者誘導用ブロック



凡 例
● 写真撮影場所
— 重点整備地区

■道路等の幅員状況

生活関連経路の選定に当たり重点整備地区内の道路の幅員や踏切等について整理しました。

特に道路の移動円滑化基準の歩道の有無、歩道の有効幅員に着目して図化しました。

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(抜粋)
(歩道)

- ・道路には、歩道を設けるものとする。
(有効幅員)
- ・歩道の有効幅員は、道路構造令第十二条第三項に規定する幅員の値(歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。)以上とするものとする。

(舗装)

- ・歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。
- ・歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾こう配)

- ・歩道等の縦断勾配は、五パーセント以下とするものとする。
- ・歩道等の横断勾配は、一パーセント以下とするものとする。

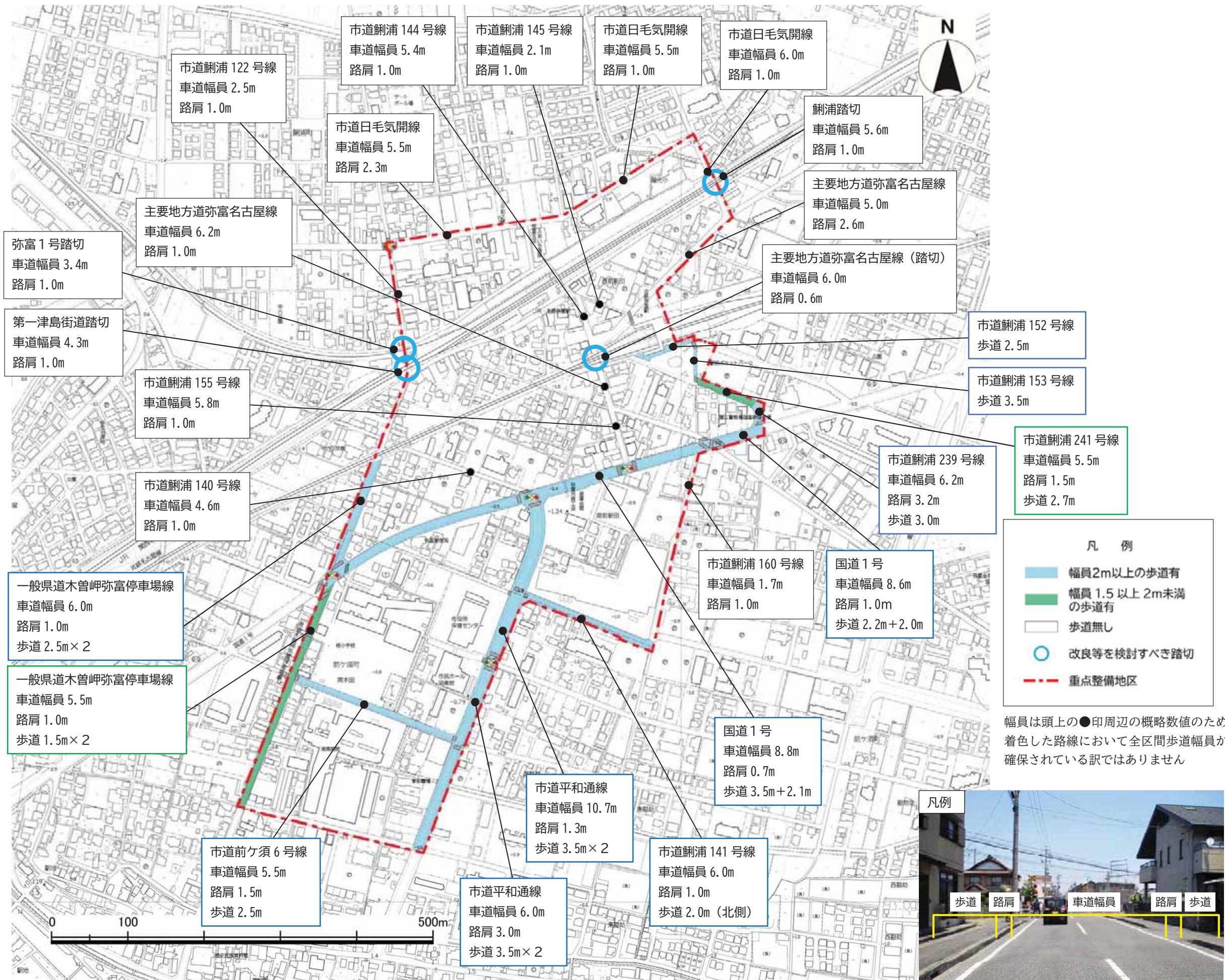
(ベンチ及び上屋)

- ・乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

- ・歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

- ・視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。 等



2 課題の整理

バリアフリー化を行うべき施設や道路の課題を把握し、重点整備地区の課題を抽出しました。

(1) 施設

- ・鉄道踏切で歩行者通行のスペースが設定されていないため危険
- ・スクランブル交差点に音響案内がない

(2) 道路

①歩道の路面について

- ・歩道の路面の凸凹が危ない
- ・歩道が狭い
- ・歩道の横断勾配がきつい
- ・歩道がない
- ・歩道内に設置された電柱や道路標識が歩行空間を狭めている
- ・網目の大きなグレーチング（道路の側溝の蓋）がある
- ・横断歩道の端部の段差が大きい
- ・視覚障害者誘導用ブロックが途切れている
- ・交差点部分等に視覚障害者誘導用ブロックがない



・歩行者通行区分のない鉄道踏切



・歩道の路面の凸凹

②施設や周辺の移動経路について

- ・バス停までの経路に屋根がない
- ・バス停にベンチや屋根がない
- ・タクシー乗り場までの経路に屋根がない
- ・駅近のポケットパークに入りづらく、木陰がない
- ・休憩用のベンチが少ない
- ・タクシー乗り場にベンチがない



・溝幅の広いグレーチング蓋



・道路照明が歩行空間を狭めている

3 生活関連施設、生活関連経路の選定

重点整備地区におけるバリアフリー化を重点的一体的に推進するために、生活関連経路や生活関連施設を選定しました。

(1) 生活関連施設

①生活関連施設の選定の考え方

- (1) 鉄道駅等の旅客施設やその周辺（駅から概ね半径1km圏内）に立地する施設※であること。
(2) 多くの高齢者や障がいのある方、子ども連れの方等が徒歩または車いすにより日常生活または社会生活において利用すると考えられる施設であること。
※鉄道駅などの旅客施設やその周辺（駅から概ね半径1km圏内）に立地する、官公庁施設、福祉施設、病院、文化・社会施設、商業施設、公園等

バリアフリー新法では、生活関連施設を「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」と定義されており、特定旅客施設を含めて定めています。

生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障がいのある方等が利用する官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等多岐に渡る施設が想定されることから、本地区内における生活関連施設は、当面は重点的に取り組むべき施設とし、設定しました。

令和2（2020）年の改正バリアフリー法では、バリアフリー基準適合義務の対象が拡大し、公立小学校が追加されており、市指定避難所として地域住民のための施設であること、また、ノーマライゼーションの観点や心のバリアフリー化の推進といった観点などからも小学校は重要だと考え、生活関連施設として設定しました。

②生活関連施設の設定

表 生活関連施設

区分	名称	摘要
旅客施設	JR・名鉄弥富駅	1日当たりの平均利用者数が2,000人以上である旅客施設
	近鉄弥富駅	
行政施設等	弥富市役所、保健センター	多くの高齢者や障がいのある方、子ども連れの方等が徒歩または車いすにより利用すると考えられる施設
	市民ホール、図書館、歴史民俗資料館	
医療施設	海南病院	多くの高齢者や障がいのある方、子ども連れの方等が徒歩または車いすにより利用すると考えられる施設
教育施設	桜小学校	
商業施設等	ウイングプラザパティー	
公園等	駅前ポケットパーク	

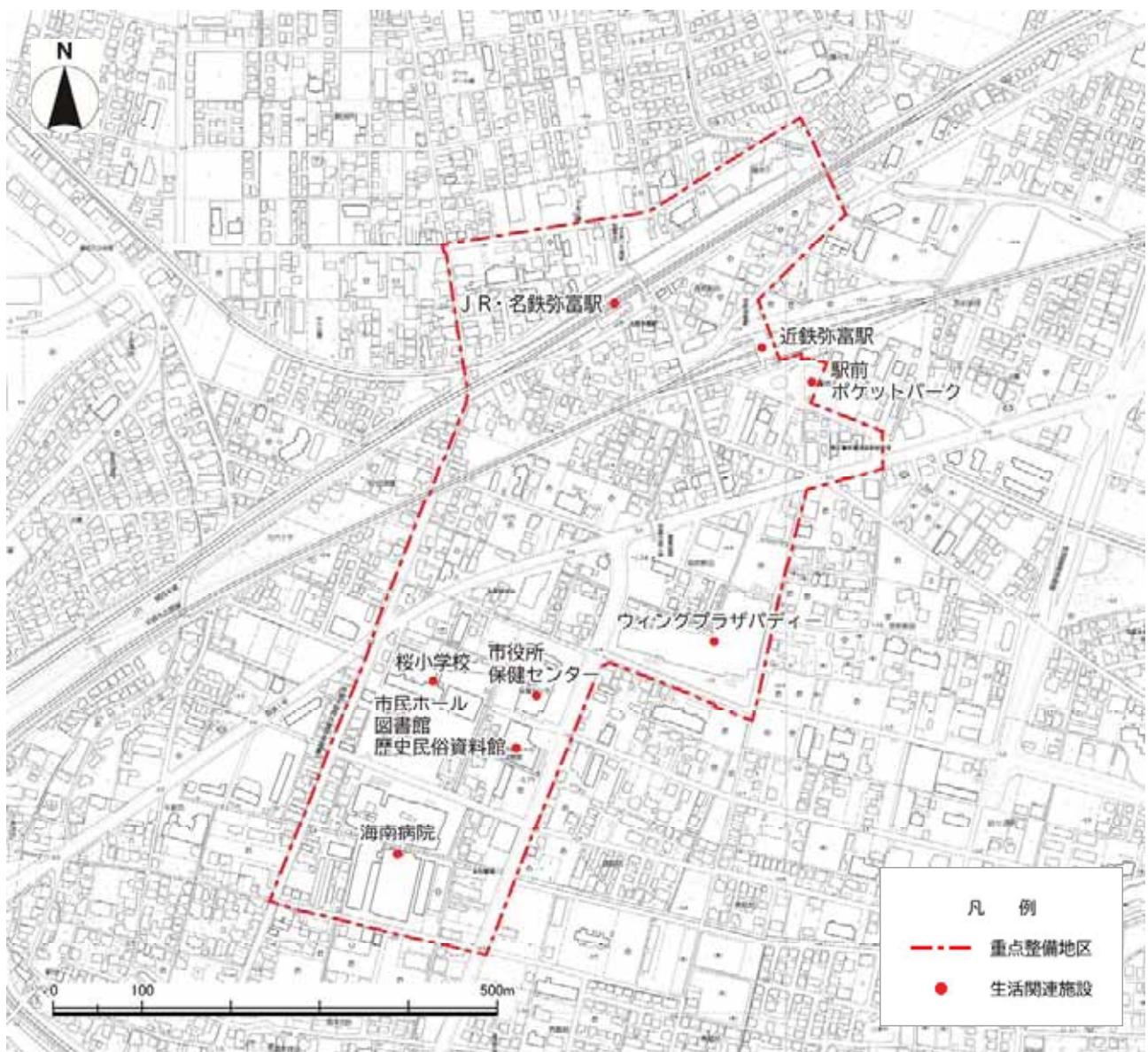


図 生活関連施設



J R ・名鉄弥富駅（イメージ図）



近鉄弥富駅



弥富市役所、保健センター



市民ホール、図書館、歴史民俗資料館



海南病院



桜小学校



ウィングプラザパディー



駅前ポケットパーク

(2) 生活関連経路

①生活関連経路の選定の考え方

【生活関連経路】

- (1) 生活関連施設相互間を結び、主に徒歩で移動が行われる主要な経路であり、重点的にバリアフリー化を図る道路であること。
- (2) 生活関連施設に訪れる人達の利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路であること。
- (3) 当面道路特定事業の実施見込みがない場合であっても、長期的な展望を示す上で必要な範囲の経路を設定します。

上記の選定の考え方に基づき、生活関連経路として、生活関連施設へのアクセス動線や地区の回遊性、現状の道路幅員、道路形態等にも配慮した上で設定します。

なお、上記の設定をふまえた上で、各駅のバリアフリー経路やバス停と接続し、生活関連施設間で最低1以上の経路が確保できるよう設定します。

【準ずる生活関連経路】

多くの歩行者が利用する経路であっても、歩車分離されていない路線や狭い歩道など、移動等円滑化基準に適合した整備が困難な路線もあります。こうした路線も歩行者の安全性を確保・向上させ、可能な範囲で移動等円滑化基準への適合に努めます。

②生活関連経路の設定

表 生活関連経路

施設区分	No	路線名（区間）	管理者	整備方針
駅前広場	①	弥富駅北口駅前広場	市	
立体横断施設	②	弥富駅自由通路	市	
道路	国道	③ 国道1号	国	移動等円滑化基準に則った整備を進める
	⑥	市道鰐浦145号線	市	
	⑦	市道鰐浦152号線、153号線、241号線、239号線	市	
	⑧	市道平和通線	市	
	⑨	市道前ヶ須6号線	市	
	⑩	市道鰐浦141号線	市	
	⑪			

③準ずる生活関連経路の設定

表 準ずる生活関連経路

施設区分	No	路線名（区間）	管理者	整備方針
道路	県道	④ 一般県道木曾岬弥富停車場線	県	現場に応じた形で、原則、移動等円滑化基準に則った整備を進める
	⑤	主要地方道弥富名古屋線	県	
	市道	⑩ 市道日毛気開線	市	
	県道・市道	⑫ 主要地方道弥富名古屋線、市道鰐浦144号線、155号線	県・市	

※移動等円滑化基準とは、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令等」のことであり、旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等の基準やガイドラインが示されています。

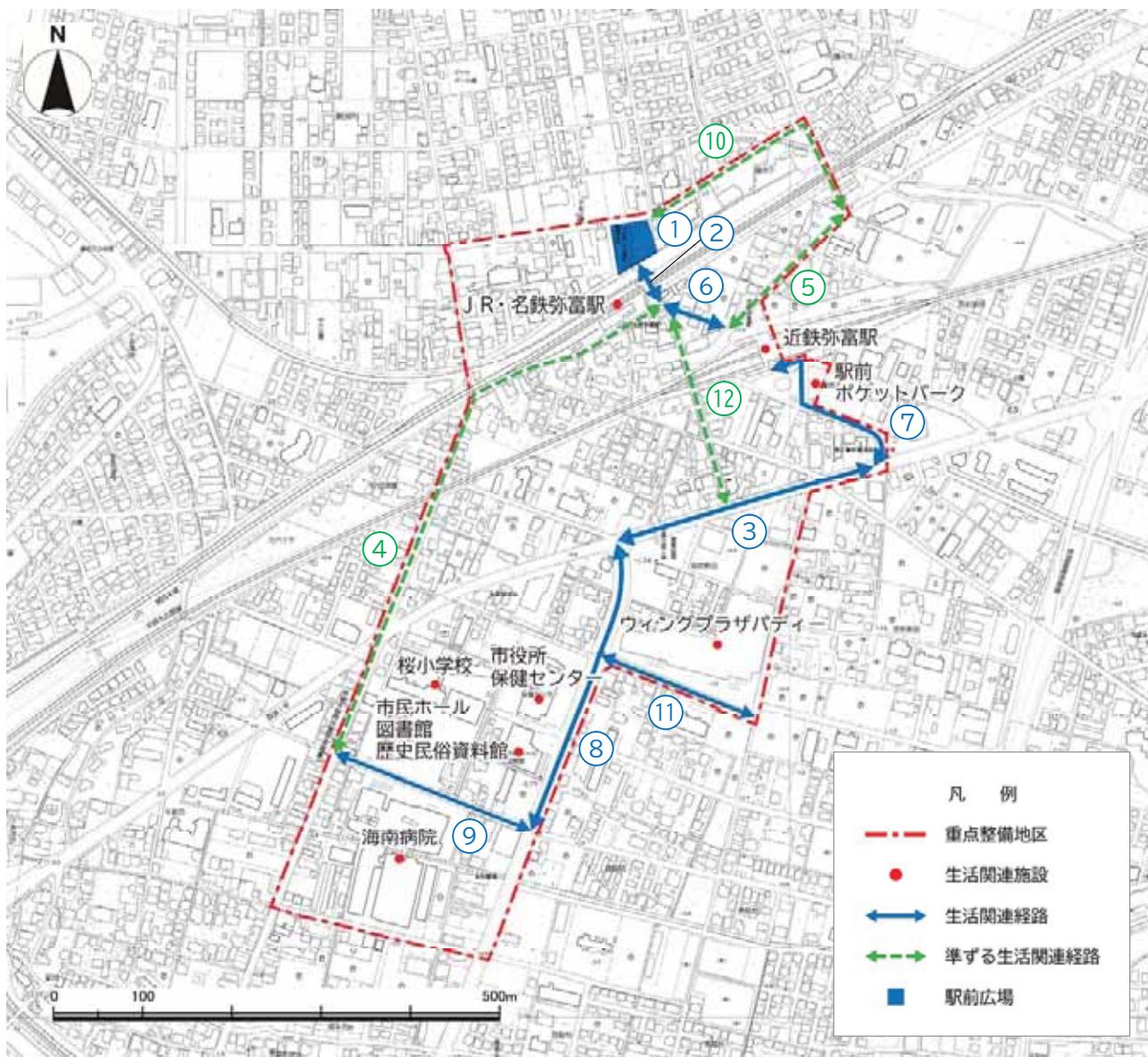


図 生活関連経路



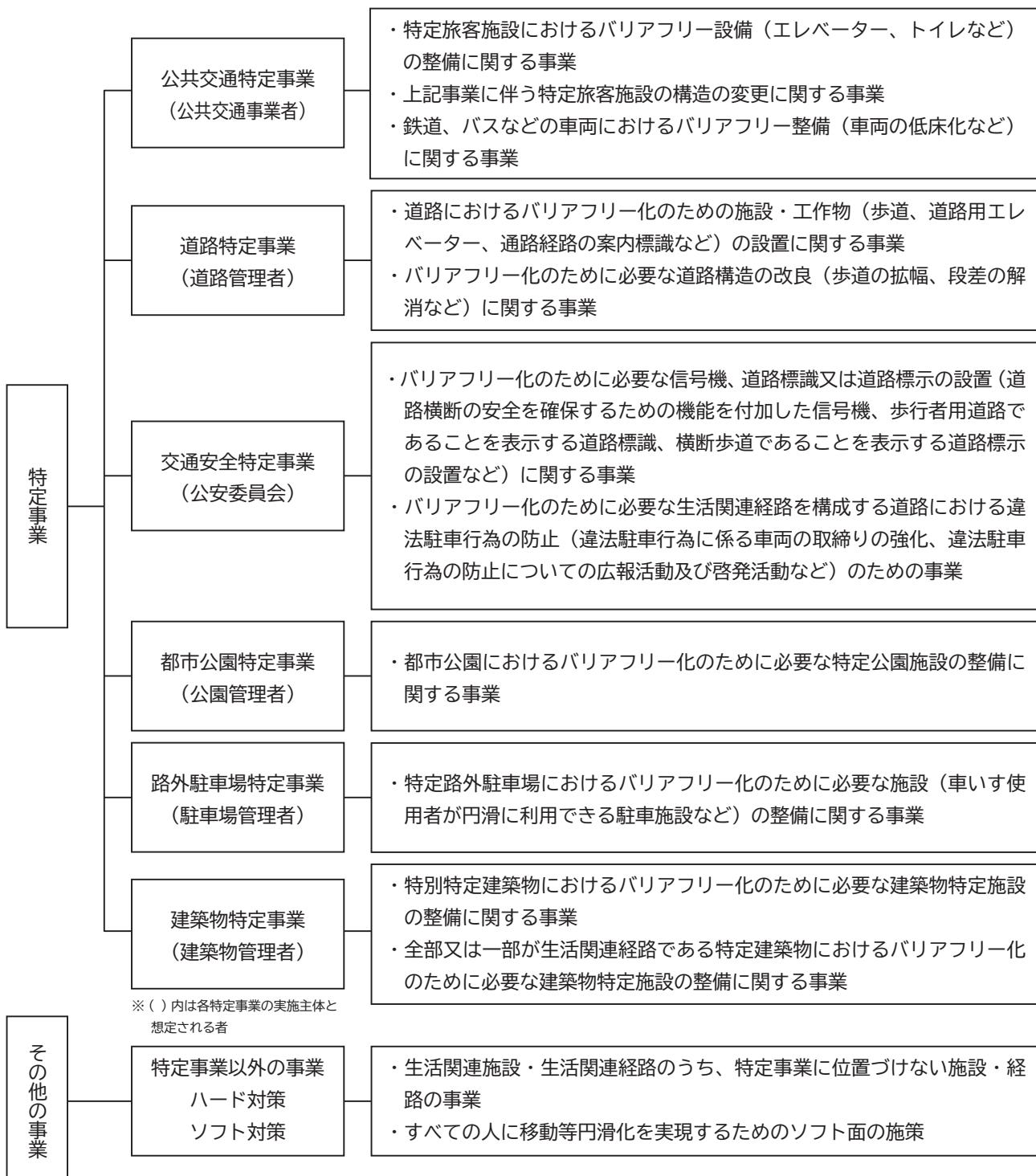
第7章 重点整備地区バリアフリー整備計画

1 重点整備地区における整備方針

重点整備地区における移動等円滑化の基本的な方針に基づき、移動等円滑化に関する基本的な考え方を以下のように定めます。移動等円滑化された既存施設・経路については適切な維持に努め、新設の施設、経路、移動等円滑化されていない経路については特定事業に位置づけ、移動等円滑化を図ります。

(1) 特定事業について

特定事業とは、バリアフリー基本構想における生活関連施設、生活関連経路のバリアフリー化を具体化するものです。また、その他の事業としては、生活関連経路を構成する特定事業以外の事業やソフト対策が挙げられます。バリアフリー法（第2条）で定める6つの特定事業は、以下のとおりです。



(2) 生活関連施設の移動等円滑化に関する基本的な考え方

区分	名称	基本的な考え方
旅客施設	JR・名鉄弥富駅	特定事業に位置づけ移動等円滑化を図ります
	近鉄弥富駅	建築物移動等円滑化基準への適合に努め、かつ移動円滑化された経路などを適切に維持します
行政施設等	弥富市役所、保健センター	建築物移動等円滑化基準への適合に努め、かつ移動円滑化された経路などを適切に維持します
	市民ホール、図書館、歴史民俗資料館	建築物移動等円滑化基準への適合に努め、かつ移動円滑化された経路などを適切に維持します
医療施設	海南病院	建築物移動等円滑化基準への適合に努め、かつ移動円滑化された経路などを適切に維持します
教育施設	桜小学校	建築物移動等円滑化基準への適合に努め、かつ移動円滑化された経路などを適切に維持します
商業施設等	ウイングプラザパティー	建築物移動等円滑化基準への適合に努め、かつ移動円滑化された経路などを適切に維持します
公園等	駅前ポケットパーク	公園移動等円滑化基準への適合に努め、かつ移動円滑化された経路などを適切に維持します

(3) 生活関連経路の移動等円滑化に関する基本的な考え方

生活関連経路		
No	路線名	基本的な考え方
①	弥富駅北口駅前広場	その他の特定事業に位置づけ移動等円滑化を図ります
②	弥富駅自由通路	その他の特定事業に位置づけ移動等円滑化を図ります
③	国道1号	移動等円滑化された経路などを適切に維持します
⑥	市道鰐浦145号線	特定事業に位置づけ移動等円滑化を図ります
⑦	市道鰐浦152号線、153号線、241号線、239号線	特定事業に位置づけ移動等円滑化を図ります
⑧	市道平和通線	移動等円滑化された経路などを適切に維持します
⑨	市道前ヶ須6号線	移動等円滑化された経路などを適切に維持します
⑪	市道鰐浦141号線	移動等円滑化された経路などを適切に維持します

準ずる生活関連経路		
No	路線名	基本的な考え方
④	一般県道木曽岬弥富停車場線	現場に応じた形で、原則、移動等円滑化基準に則った整備を図ります
⑤	主要地方道弥富名古屋線	現場に応じた形で、原則、移動等円滑化基準に則った整備を図ります
⑩	市道日毛気開線	現場に応じた形で、原則、移動等円滑化基準に則った整備を図ります
⑫	主要地方道弥富名古屋線 市道鰐浦144号線、155号線	現場に応じた形で、原則、移動等円滑化基準に則った整備を図ります

※施設及び経路の位置についてはP90 参照

(4) 整備目標について

バリアフリー法では、特定事業について事業の着手予定期間、実施予定期間について可能な限り記載することとされています。本市の各種計画に実施時期が示されているものについて、優先的に整備目標を定めます。

また、弥富駅周辺地区においては、JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業や市街地整備事業により新設される施設や道路がありますが、これらが整備されるまでの間は、既存施設の移動等円滑化基準への適合に努め、かつ移動等円滑化された経路などを適切に維持することとします。

2 重点整備地区における整備目標

弥富駅周辺地区においては、以下の特定事業やその他の事業を実施し、「全ての人にやさしい弥富市の玄関口」を目指します。

(1) 公共交通特定事業

対象施設（事業者）	整備内容	問題点
JR・名鉄弥富駅 (東海旅客鉄道(株)、 名古屋鉄道(株))	□自由通路整備に伴うJR橋上駅舎化及び名 鉄地上駅舎化整備 ・移動円滑化された経路及び施設の維持管理 ・エレベーターの設置 ・多機能トイレの設置 等	・ホーム内の横断が階段のみと なっている ・エレベーターがない

(2) 道路特定事業

対象経路（事業者）	整備内容	問題点
・生活関連経路⑥ －市道鰐浦145号線－ (弥富市)	□移動円滑化された経路及び施設の維持管理 ・歩道の設置 ・歩道の凸凹の解消 ・視覚障害者誘導用ブロックの連続的な設置 ・交差点部への視覚障害者誘導用ブロックの 設置 等 ※区画整理事業等により検討を進める	・歩道の路面の凸凹がある ・歩道が狭い ・交差点部分等に視覚障害者誘 導用ブロックがない
・生活関連経路⑦ －市道鰐浦152号線、153号 線、241号線、239号線－ (弥富市)	□移動円滑化された経路及び施設の維持管理 ・歩道の凸凹の解消 ・交差点部への視覚障害者誘導用ブロックの 設置 等	・歩道の路面の凸凹がある ・交差点部分等に視覚障害者誘 導用ブロックがない

(3) その他の特定事業

対象施設（事業者）	整備内容	問題点
・生活関連経路① －弥富駅北口駅前広場－ (弥富市)	□移動円滑化された経路及び施設の新設 ・身体障がい者用駐車スペースの確保 ・バス乗り場の新設 ・案内サインの設置・検討 等	・ＪＲ・名鉄弥富駅には駅前広場がない ・ＪＲ・名鉄弥富駅南口では人・自転車・車で混雑している
・生活関連経路② －弥富駅自由通路－ (弥富市)	□移動円滑化された経路及び施設の新設 ・案内サインの設置・検討 ・エレベーターの設置 等	・鉄道の横断が踏切でしかできない ・踏切周辺の歩道がない

(4) その他の事業（ハード対策）

生活関連経路は、準備が整った道路から特定事業に位置づけて、事業化を進めます。

また、準ずる生活関連経路については現場に応じた形で、原則、移動等円滑化基準に則った整備を図ります。

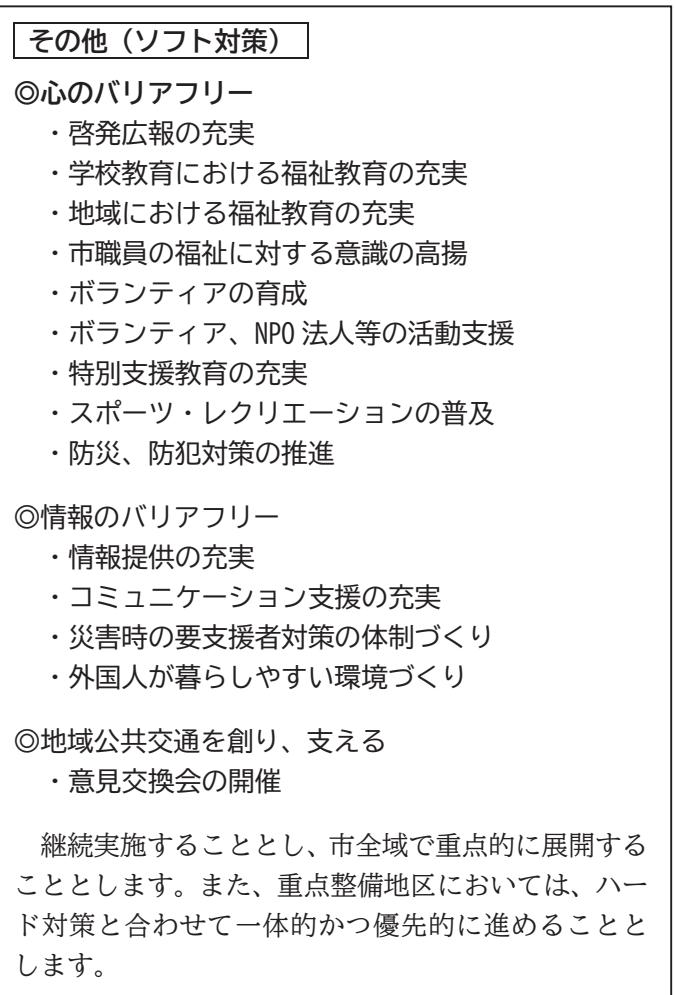
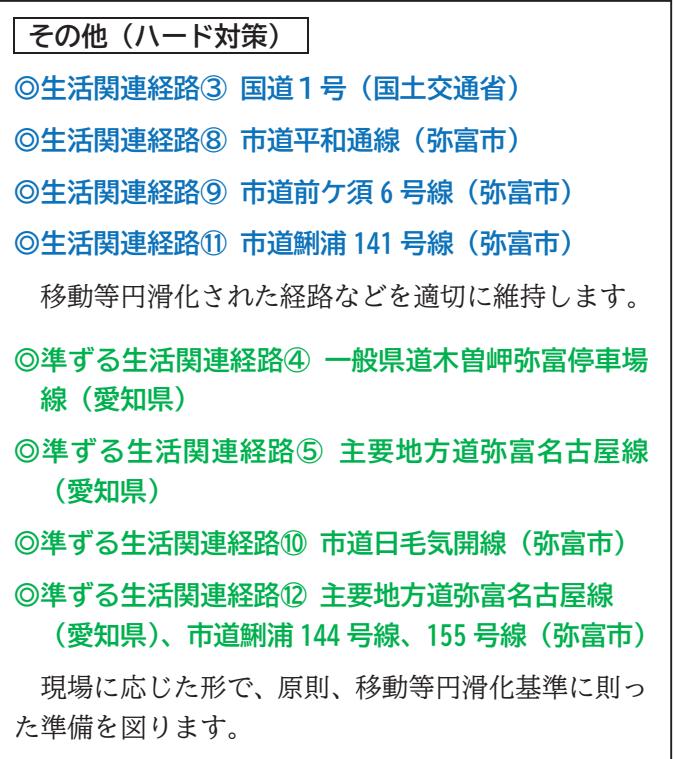
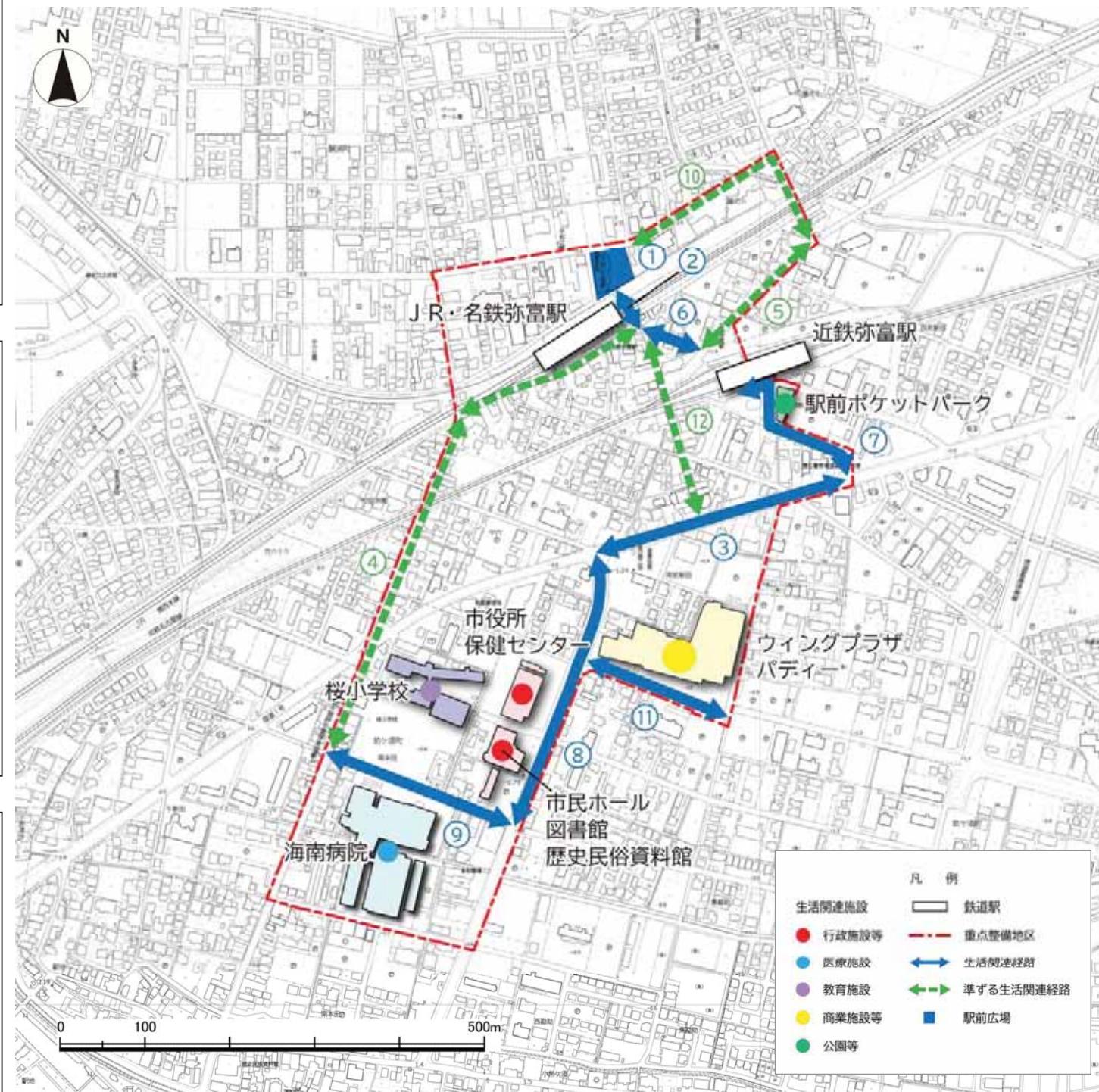
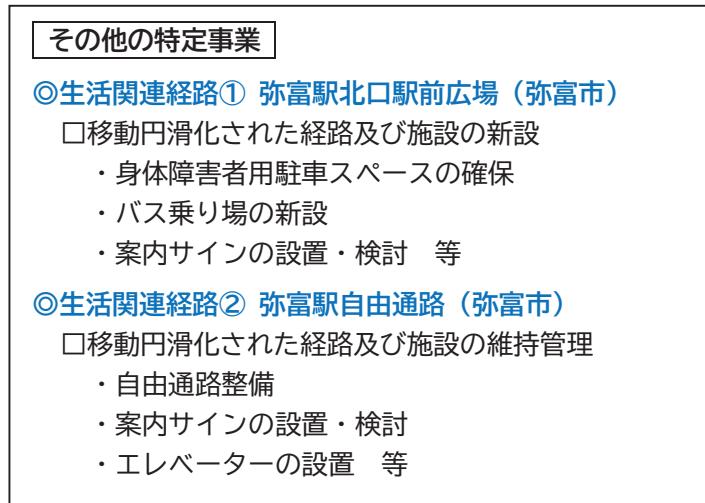
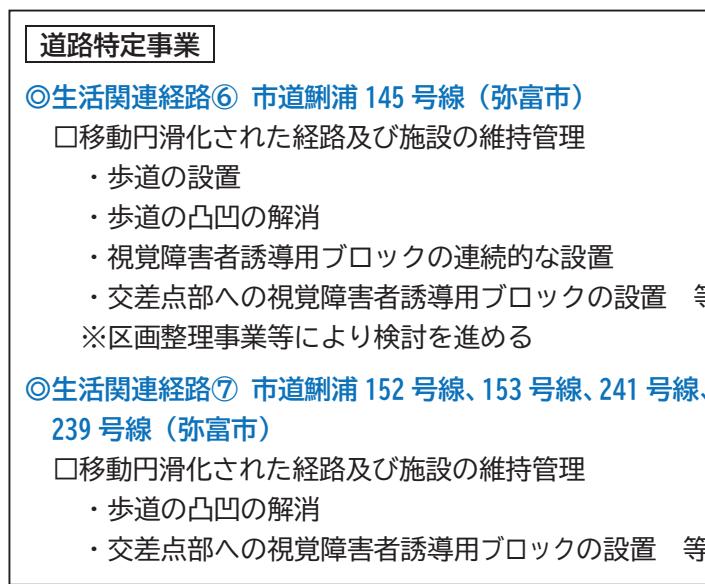
なお、今回位置づけた生活関連経路のうち、「歩道破損・歪み・凸凹解消」などで通行に支障があり、緊急を要する箇所については、順次改善に努めます。

(5) その他の事業（ソフト対策）

事業種別	バリアフリーに向けた取組	関連計画
心のバリアフリー	啓発広報の充実	弥富市障がい者計画
	学校教育における福祉教育の充実	
	地域における福祉教育の充実	
	市職員の福祉に対する意識の高揚	
	ボランティアの育成	
	ボランティア、NPO法人等の活動支援	
	特別支援教育の充実	
	スポーツ・レクリエーションの普及	
	防災、防犯対策の推進	

事業種別	バリアフリーに向けた取組		関連計画
情報のバリアフリー	情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者に、市のホームページを利用した「声の広報」を、聴覚障がい者には市役所窓口に手話通訳者を配置する等、分かりやすく、正確な情報提供ができるようサービスを充実 ・活字文書を音声で読み上げる機器の普及啓発 	弥富市 障がい者 計画
	コミュニケーション支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者、要約筆記者の派遣事業を推進するとともに視覚障がい者用の情報支援機器を整備する等、コミュニケーション支援体制の充実 ・関係機関との連携のもと、手話通訳者・要約筆記者の養成や、コミュニケーション支援を行っている団体のサポートを実施 	
	災害時の要支援者対策の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時にボランティアが効率的に活動できるように、市社会福祉協議会と連携して、ボランティアコーディネーター養成講座を開催 ・災害ボランティアの活動環境の維持と整備 	
	外国人が暮らしやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人が暮らしやすい環境づくりのために、必要な情報を提供するため外国語表記の案内板、各種刊行物や関係書類を整え、外国人への対応を充実 	第2次 弥富市 総合計画
地域公共交通を創り、支える	意見交換会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通を市や交通事業者だけで支えていくことは難しく、地域の方々の理解と協力、参画が重要となることから、公共交通網の再編検討や本計画の見直し時において、自ら検討する場として地域意見交換会を開催し、地域公共交通を自分たちで創り、守り、育していく環境を醸成 	弥富市 地域公共交通計画

■実施すべき特定事業



3 事業の実施主体及び整備目標

特定事業やその他の事業について、実施主体や整備目標を明確にし、バリアフリー化を推進します。

表 事業の実施主体及び整備目標

⇒: 検討 ○: 設計 →: 工事・実施 □: 完了予定

事業区分	対象経路・施設など	実施主体 (関係者)	整備目標		
			令和4年度	→ 8年度	→ 12年度
公共交通 特定事業	・JR弥富駅	東海旅客鉄道㈱ (弥富市)	○ → □ (令和5年)	(令和8年)	
	・名鉄弥富駅	名古屋鉄道㈱ (弥富市)	○ → □ (令和5年)	(令和8年)	
道路特定事業	・生活関連経路⑥ 市道鯉浦 145 号線	弥富市			⇒ (検討)
	・生活関連経路⑦ 市道鯉浦 152 号線、153 号線、 241 号線、239 号線	弥富市			⇒ (検討・継続実施)
その他の 特定事業	・生活関連経路① 弥富駅北口駅前広場	弥富市	○ → □ (令和4年)	(令和9年)	
	・生活関連経路② 弥富駅自由通路	弥富市	○ → □ (令和5年)	(令和8年)	

■ その他の事業（ハード対策）については現場に応じた形で、原則、移動等円滑化基準に則った準備を図ります。

■ その他の事業（ソフト対策）については継続実施することとし、市全域で重点的に展開することとします。また、重点整備地区においては、ハード対策と合わせて一体的かつ優先的に進めることとします。

第8章 総合的なバリアフリーの展開に向けて

高齢者や障がいのある方等をはじめ、妊産婦やけが人、乳幼児連れや大きな荷物を持った方等、あらゆる方が安全かつ安心して、また、快適に暮らすためには、施設整備（ハード整備）だけでなく、周囲の方たちの理解が必要です。高齢者や障がいのある方等について正しく理解し、対等な立場となってお互いに助け合う「心のバリアフリー」の推進に取り組んでいきます。

①高齢者、障がいのある方、乳幼児連れ、妊産婦等も安心して外出できる環境づくり

公共交通機関、建築物、道路などにおいて、高齢者、障がいのある方、外国人、LGBT 等が受ける移動や利用の制約は異なるため、お互いに理解し支え合うことが重要です。

例えば、トイレの利用においては、一般トイレを利用できる方が多機能トイレを利用することで、多機能トイレの様々な設備や機能を真に必要とする方が必要なときに利用できない場合があります。

このように、施設の移動や利用においては、高齢者、障がいのある方、外国人、LGBT 等についての理解を深め、支え合うことが重要であるため、ポスターやチラシによる啓発などに取り組み、高齢者、障がいのある方等が安心して外出できる環境づくりを推進します。

②バリアフリー化された施設における利用者マナーの改善

建築物、公園、路外駐車場、駅前広場などに整備されている障がい者用停車施設や障がい者用駐車施設では、健常者が利用していることで、身体の機能上の制限を受ける高齢者、障がいのある方等が利用できない場合があります。

このように、バリアフリー化された施設の機能を十分に発揮させるためには、利用者のマナー向上が重要であるため、バリアフリー化された施設においては、施設や設備の対象者などを周知徹底し、利用者マナーの改善を図ります。



市役所の車いす駐車場

③ヘルプマーク、マタニティマークの普及

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に知らせることにより、援助が得られやすくなるマークです。

また、マタニティマークとは、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保を目指し作られたマークで、妊産婦が交通機関などを利用するときに身に付け、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくなるものです。

これらのマークを付けている方には、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動が求められているため、マークの普及啓発を図ります。



資料：東京都 HP



資料：厚生労働省 HP

④障がいや障がいのある方に対する理解の促進

障がいのある方が尊厳を持ち、地域でその方が望む充実した生活を送るためにには、障がいに対する理解が大切です。そのため、バリアフリー教育などを通じて障がいのある方に対する介助方法などを学び、障がいや障がいのある方に対する理解の促進を図ります。

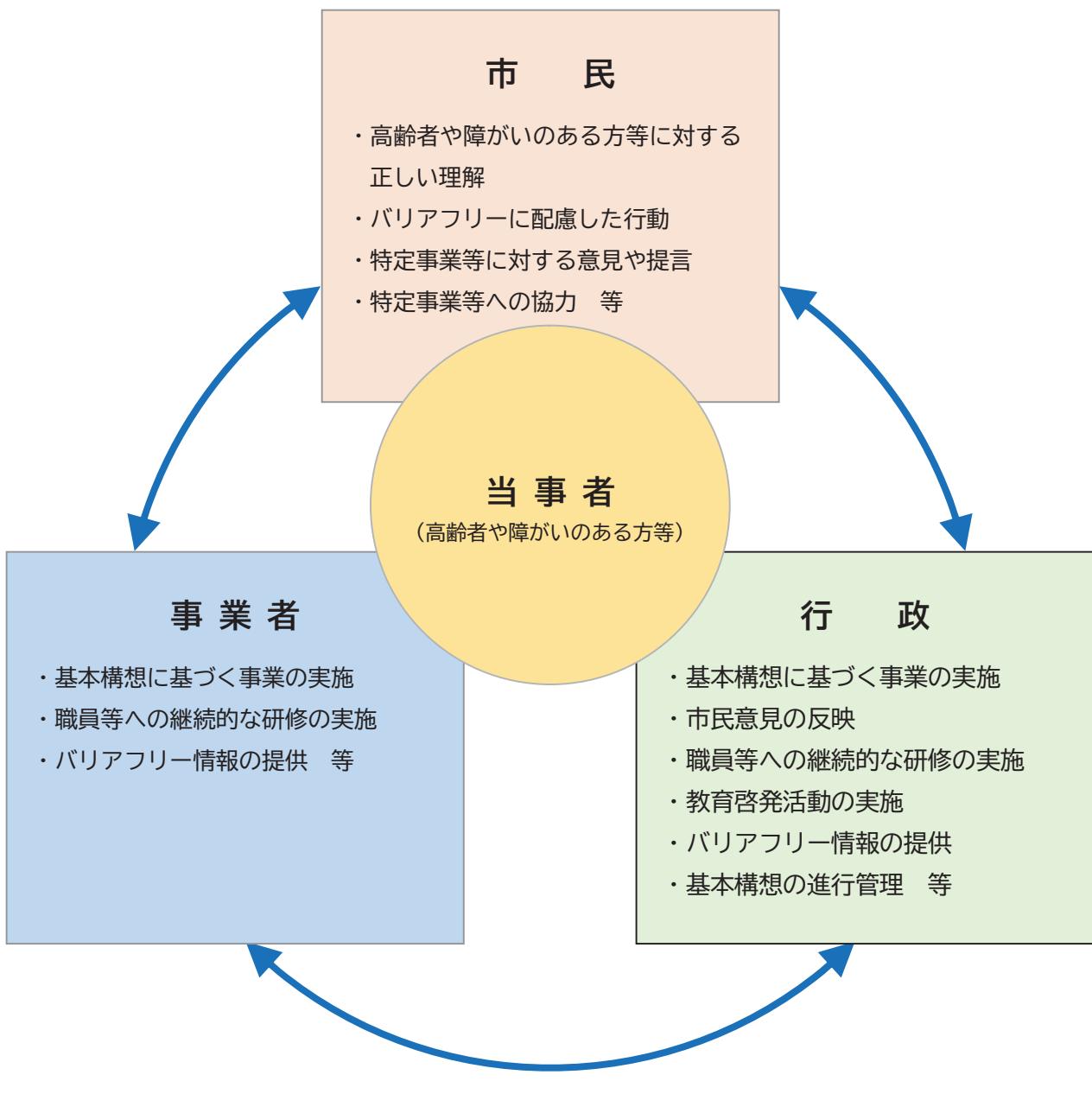
⑤放置自転車対策

鉄道駅利用者、買物客、自転車通勤者などによる放置自転車は、視覚障がい者や車いす使用者をはじめ多くの通行者の妨げとなります。本市においては、弥富駅及び近鉄佐古木駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定しており、区域内に放置された自転車は保管場に移動し、通行環境を保全しています。今後においても、この取組を継続するとともに市と施設設置管理者等が協力し、放置自転車防止の啓発活動に取り組みます。

第9章 バリアフリー推進方策

1 市民、事業者、行政の役割

本構想の推進に向けて、「市民・事業者・行政」が互いに協力し、適切な連携・協働のもと、当事者（高齢者や障がいのある方等）参加の上で、基本構想に位置づけられた事業の着実な実施、評価、改善を図り、段階的、継続的に協議を行います。



2 推進方策

本構想を適切に進行管理していく過程においては、実施状況を踏まえながら基本構想を評価・見直ししていく、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）の「PDCAサイクル」に基づき、段階的かつ継続的な改善を進めていきます。

ただし、バリアフリー化を取り巻く環境や条件は、日々変化していることから、将来的には社会経済状況や周辺状況等の変化などに柔軟に対応していくよう、必要に応じて基本構想の見直しを行います。

また、原則中間年次でフォローアップをする会を開催することとしますが、主たる事業の進捗に合わせた開催にも配慮し、事業の進捗の確認や関連団体へのヒアリング結果などにより、状況の評価を行います。

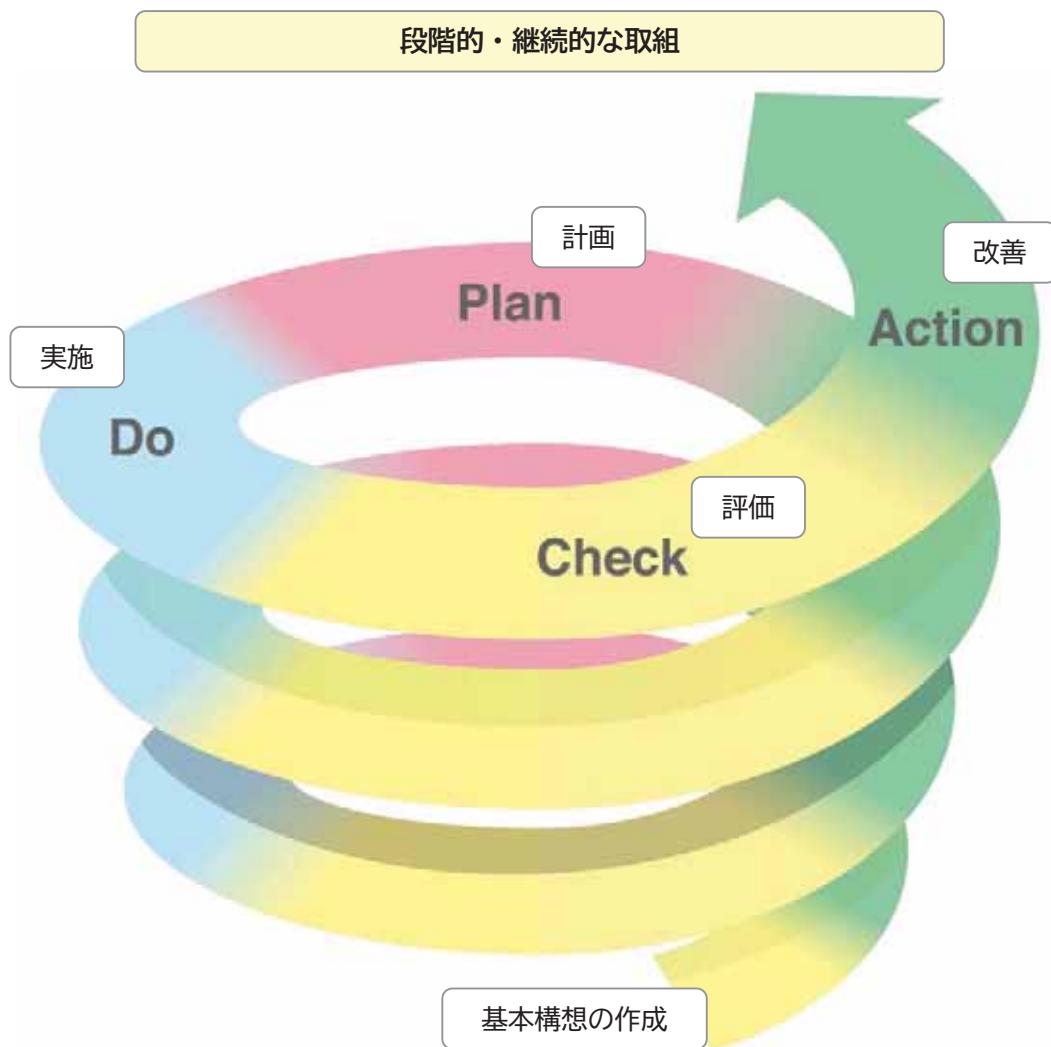
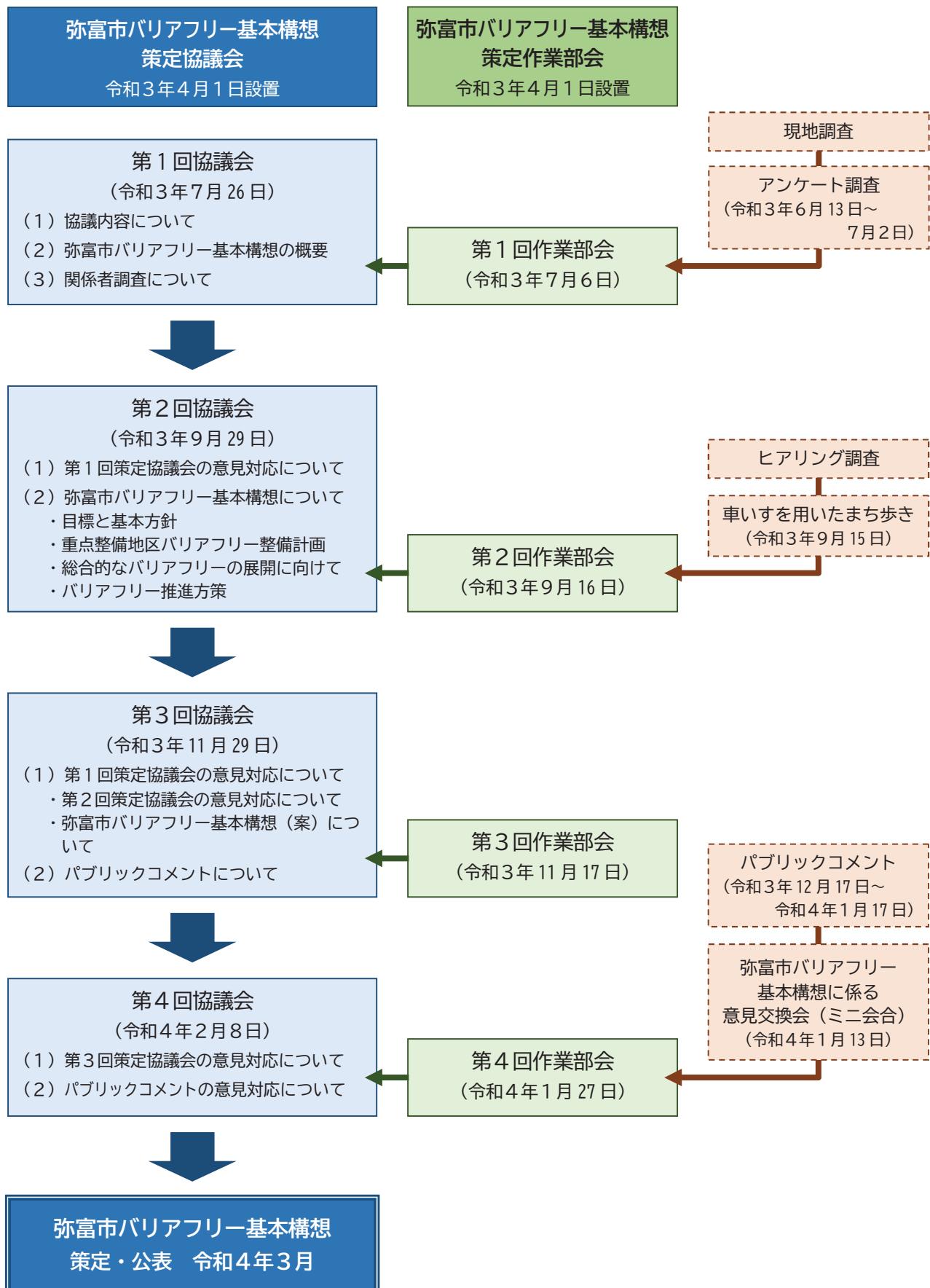


図 スパイラルアップによる基本構想の推進

参考資料

1 策定経過



2 弥富市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 弥富市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するため、弥富市バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本構想に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 交通関連事業者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 副市長及びその指名する市の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、基本構想の策定される日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験を有する委員の中から市長が依頼する。
- 3 副会長は、副市長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌握し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会の設置)

第7条 協議会の補助機関として、弥富市バリアフリー基本構想策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

2 作業部会は、次の事項を所掌する。

(1) バリアフリー基本構想の原案策定のための調査及び検討

(2) その他必要事項の検討

3 作業部会は、都市整備課長及び別表に掲げる組織に属する職員のうち所属長が指名する者をもって組織する。

4 作業部会の部会長は、会長が指名する。

5 部会長は、会務を総理する。

6 作業部会においては、部会長が議長となる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第7条関係）

【作業部会】

部 名	課 名
総務部	財政課
	企画政策課
市民生活部	市民協働課
健康福祉部	健康推進課
	福祉課
	介護高齢課
	児童課
教育部	学校教育課
建設部	土木課

3 弥富市バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿

区分	職名	氏名（敬称略）
各種団体を 代表する者	中部大学 工学部都市建設工学科 教授	磯部 友彦
	弥富市社会福祉協議会 代表	井田 みゆき
	身体障害者福祉会 会長	山崎 昭道
	福寿会連合会 会長	永井 利明
	愛厚弥富の里 所長	浦井 康弘
	海南病院 看護部長	伊藤 恵美
	弥富市区長会会长	百合草 信夫
	民生・児童委員協議会 代表	水野 晴美
	ボランティア連絡協議会 代表	東嶋 とも子
交通関連 事業者	三重交通株式会社 桑名営業所長	小黒 佳剛
	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 工務課 課長	東口 真也
	東海旅客鉄道株式会社 東海鉄道事業本部 管理部 企画課課長	小野原 大輔
	名古屋鉄道株式会社 鉄道事業本部 土木部付部長兼建設課長	清水 和彦
関係行政 機関の職員	国土交通省 中部地方整備局	平田 美正（第1回）
	名古屋国道事務所 交通対策課 課長	中村 智和（第2回以降）
	愛知県 海部建設事務所 道路整備課 課長	久保 浩
市の職員	副市長	村瀬 美樹
	総務部長	横山 和久
	市民生活部長	伊藤 仁史
	健康福祉部長兼福祉事務所長	山下 正巳
	教育部長	柴田 寿文
	建設部長	伊藤 重行

オブザーバー

区分	職名	氏名（敬称略）
関係行政 機関の職員	国土交通省 中部運輸局 交通政策部 バリアフリー推進課 課長	戸崎 雅善
	蟹江警察署 交通課 課長	大村 真也

4 障がいをお持ちの方との意見交換会

高齢者や障がいをお持ちの方等から直接意見を伺い、弥富市バリアフリー基本構想や今後の事業等の参考とすることを目的とした意見交換会を開催しました。

(1) 開催概要

開催日時/場所	参加者数	意見交換会テーマ
令和4年1月13日(木) 午前10時～11時30分 弥富市役所3階大会議室 A・B	参加者：12名 弥富市バリアフリー基本構想策定協議会：磯部会長 弥富市都市整備課：3名 コンサルタント：2名	・『外出の際に不便に思うこと』『公共交通機関のバリアフリー対策での改善案』 ・『弥富市バリアフリー基本構想（案）』の生活関連施設や生活関連経路等での改善案 ・『心のバリアフリーについて』

※参加者：社会福祉協議会、身体障害者福祉会、心身障害児（者）保護者会、車いす利用者、視覚障害者及び介助者、手話通訳者等

(2) 意見（抜粋）

1 外出の際に不便に思うことについて

不便に思うこと	
ホーム内・駅舎	(JR・名鉄弥富駅は) ・階段やホームが分かれているため利用しにくい ・夜、車いす一人では降りられないため、事前にJRに連絡する必要がある ・電車とホーム間が空いている 等
踏切・駅周辺	・JR・名鉄弥富駅の踏切道が狭く、自転車で通るのが怖い ・車いすでの移動であるが、JR・名鉄へは周辺の道が悪く、行きたくない ・踏切がとても危険、障がいのある娘と手をつないで、並んで歩けない 等
駅やバス停までのアクセス	・最寄りの駅やきんちゃんバスのバス停が遠く、運行数が少ない ・きんちゃんバスは車いすで乗れないルートがある 等
その他	・道路のデコボコである ・入口がわかる点字ブロックを設置して欲しい ・公衆トイレがない ・車を利用した方が移動しやすい 等
改善策	
バス交通	・今は買い物等も車移動可能だが、免許返納後の買い物、医者等への移動が不安 ・オンデマンド交通で玄関から施設の入口まで移動できるようにする 等
歩道拡幅・デコボコ対策等	・視覚障がい者用に市役所までの点字ブロックをつなげて欲しい ・車いすは点字ブロックが邪魔になるため歩道を広げて欲しい 等
施設整備	・市役所周辺に文字表示がないため、案内図が欲しい ・駅は階段が多く使いづらいため、下りもエスカレーターが欲しい ・車いすで一人でスムーズに乗り降りできるようにして欲しい 等

2 弥富市バリアフリー基本構想（案）について

生活関連施設の改善案	
施設整備	・十四山支所の外のトイレは和式トイレのため、洋式トイレにして欲しい ・道路を歩行する際、手すりがあるとありがたい ・電車利用者以外に利用可能なトイレが少ないため、公的なトイレが欲しい ・弥富駅周辺だけでなく施設周辺のユニバーサルデザインが必要 等
生活関連経路等の改善案	
問題点	・車いすで踏切は渡りにくく、市役所周辺の歩道は段差により利用しにくい ・多くの弥富市民はイオンを利用しているが、駅からイオンまでの道が狭い 等
改善案	・道路を広くして歩行者、自転車を分けて欲しい ・すべての道路に、目印となる白線（区画線）を付けて欲しい

3 心のバリアフリーについて

追加施策
<ul style="list-style-type: none">・不便なことは現場にあるので、体験して欲しい・災害時に障がい者が迫害されないようにして欲しい・もっと子どもの頃から障がい者教育をする・障がい者が理解される社会にして欲しい・教員が心のバリアフリーを学ぶ設定をしていただきたいと思う 等
一番望まれること
<ul style="list-style-type: none">・障がい者も人なので、あたたかい目で見て欲しい・弥富市民に手話言語が広がること・障がい者が市内でスポーツを楽しめる環境が欲しい・若い世代の理解や、慣れ親しむ交流会等を行うと良い・障がい者と高齢者等の弱者を知る機会を多く教育の場に取り入れると良い 等

4 弥富市バリアフリー基本構想に係る意見交換会（ミニ会合）からの考察

- ・アンケート調査結果とは異なり個別具体的な意見が多く出され、今後の具体的な事業実施の際の参考になると考えられる。
- ・ハード整備だけでなく、鉄道事業者のバリアフリーに対する運用面や市役所職員や学校の先生の障がい者教育や福祉に対する理解、子どもの頃から高齢者や障がいのある方等との交流を通じた障がいを知る機会の創出など、心のバリアフリーに関する事項も多く意見として出された。
- ・今後、具体的な事業を進める際には、現地での意見交換や、計画や事業への反映などが課題と考える。
- ・こういった意見やアイデアを聞く場は、今後も継続し、意見やアイデアを積み重ね、できる範囲で、今よりもより良い環境づくりを協働で進めていくことが必要と考える。

（参考）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

（定義）

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
 - 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

- 第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

5 用語解説

あ行	
移動等円滑化	高齢者や障がいのある方等の移動または施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上または施設の利用上の利便性及び安全性向上すること。
移動等円滑化基準	「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令等」のことであり、旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等の基準やガイドラインが示されている。
移動等円滑化の促進に関する基本方針	平成30年5月に成立した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」により創設された制度のことと、旅客施設を中心とした地区や、高齢者や障がいのある方等が利用する施設が集積している地区において、市町村が面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもののこと。
LGBT	「Lesbian」(レズビアン、女性同性愛者)、「Gay」(ゲイ、男性同性愛者)、「Bisexual」(バイセクシュアル、両性愛者)、「Transgender」(トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致)の頭文字を取り、セクシュアル・マイノリティー(性的少数者)の一部の人々を指した総称のこと。

か行	
協働	市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それが持つ知識、技術等の資源を提供し合い、協力して取り組むこと。
グレーチング	主に鉄製の格子状のみぞぶた、いわゆる側溝の蓋のこと。 バリアフリー対策として、滑りにくく、また、細かい網目状の構造によりヒールのかかとや車いすの前輪やベビーカーの車輪等が挟まりにくい仕様が求められている。
勾配	傾斜面の傾きを示す度合いのこと。道路の移動等円滑化基準では「歩道等の縦断勾配は5%以下とし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、8%以下とすることができる。」とあり、また、「横断勾配は1%以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、2%以下とすることができる。」とある。
心のバリアフリー	さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

さ行	
サイン	人間の行動を補助する目的で、案内や場所の情報等を文字や絵で分かりやすく表示し掲示したもののこと。
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障がい者を安全に誘導するために床面、路面等に敷設されている、点状または線状の突起をもったブロックのこと。 線状ブロックにはホーム側と線路側を判別できるような内包線ブロックもある。
重点整備地区	生活関連施設を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区、生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動円滑化の事業実施が特に必要であると認められた地区、移動円滑化の事業実施が総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区の三種類。バリアフリー法に基づく基本構想を定める場合の対象となる地区のこと。
障がい者	障害者基本法において、『身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。』とされている。
触知案内板	視覚障がい者が、手で触れて現在地や目的地を把握出来る案内板のこと。駅や公共施設などの構内図、周辺図として設置されており、最近では音声で案内するものもある。
情報のバリアフリー	音声や案内表示、情報機器等の多様な媒体により、高齢者や障がいのある方、外国の方などが誰でも支障なく情報通信が使用し、情報を得ることができるようになり、情報の格差をなくすこと。
スパイラルアップ	物事に取り組むに当たって、事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで当事者が積極的に参加しながら、取組の段階的かつ改善（PDCA [=計画（Plan）→実行（Do）→検証（Check）→改善（Action）の流れを、次の計画に活かしていくプロセス]）を行うこと。
スロープ	自転車や車椅子の利用者や幼児・高齢者等が通りやすいように、通路や廊下などの床の高低差を傾斜路として処理した場所のこと。
精神障がい者保健福祉手帳	一定程度の精神障がいの状態にあることを認定する手帳のこと。精神障がい者の自立と社会参加の促進を図るために、手帳を持っている方々には、様々な支援策が講じられている。
ソフト対策	ルールづくりや啓発広報活動など、非物理的な対策や取組のこと。
その他の事業	生活関連経路を構成する特定事業以外の事業やソフト対策のこと。

た行	
多目的トイレ	<p>普通の公衆トイレの設備では用便に難儀する人等を主な対象として設置される、各種の追加設備が付帯するトイレのこと。「多機能トイレ」もしくは「だれでもトイレ」と呼ばれることもあり、ハートビル法（平成6年）、および交通バリアフリー法（平成12年）を基礎として整備が進められている。</p> <p>基本的には、車いす使用者や高齢者、子供（幼児）連れ、介助を必要とする人など、さまざまな事情を抱えた人の利便性を考慮して、空間や設備が拡充されている。</p>
地域生活拠点	「弥富市都市計画マスターplan」において位置づけられている、公共公益施設が集積し、生活サービス等により市民生活を支える拠点のこと。
特定事業	バリアフリー基本構想における生活関連施設、生活関連経路のバリアフリー化を具体化する事業のこと。
都市拠点	「弥富市都市計画マスターplan」において位置づけられている、交通結節機能を有する駅を中心に、商業・医療・福祉等の身近な生活サービス施設により市民生活を支える拠点のこと。

な行	
ノーマライゼーション	高齢者も若者も、障がいのある人もそうでない人も全て人間として普通の生活を送るため、共に暮らし、共に生きる社会こそノーマル（正常）だという考え方のこと。

は行	
ハード対策	歩道の整備や段差やデコボコの解消など、物理的な対策や取組のこと。
パブリックコメント	バリアフリー基本構想として最終決定する際に、市ホームページ等で市民（=パブリック）に意見・情報・改善案等（=コメント）を求め、その結果を踏まえて必要な検討・修正等を行う手続きのこと。
バリアフリー	高齢者や障がいのある方等が社会で生活するなかに存在する壁（バリア）を取り除くこと。なお、壁には段差等のハード面だけではなく、情報提供などのソフト面における壁も含む。
バリアフリー基本構想	旅客施設を中心とした地区や、高齢者や障がいのある方等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する具体的な事業を位置づけた計画のこと。
PDCA サイクル	事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法のこと。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）。

や行	
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、始めからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方方に立って、快適な環境をデザインすること。
要支援・要介護認定者	介護を必要とする状態や日常生活に支援が必要であると市が認定した者のこと。介護の必要の度合い（要介護度）に応じ、7段階に区分されており、介護保険で利用できる介護サービスの種類や内容・時間が、要介護度に応じて決められている。

ら行	
療育手帳	児童相談所または知的障がい者更生相談所において、知的障がいがあると判定された方に交付される手帳のこと。療育手帳を持参していると、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスや、各自治体や民間事業者が提供するサービスを受けることが可能である。
路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車のための駐車施設で、一般公共の用に供する駐車場であり、特定の者が利用する駐車場（月極駐車場や専用駐車場等）は含まず、一般的には時間貸し駐車場、買い物客以外も利用可能な商業施設駐車場等のこと。（駐車場法第2条第2号）

弥富市バリアフリー基本構想

令和4年3月発行

編集 弥富市 建設部 都市整備課

Tel:0567-65-1111(代表)

